



日本一の健康長寿県構想

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

平成24年度
第2回 日本一の健康長寿県構想推進会議
(H24.9.10)

第2期線表

保健・医療・福祉分野 (1~47ページ)
南海地震対策 (48~60ページ)
福祉保健所チャレンジプラン (61~65ページ)

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

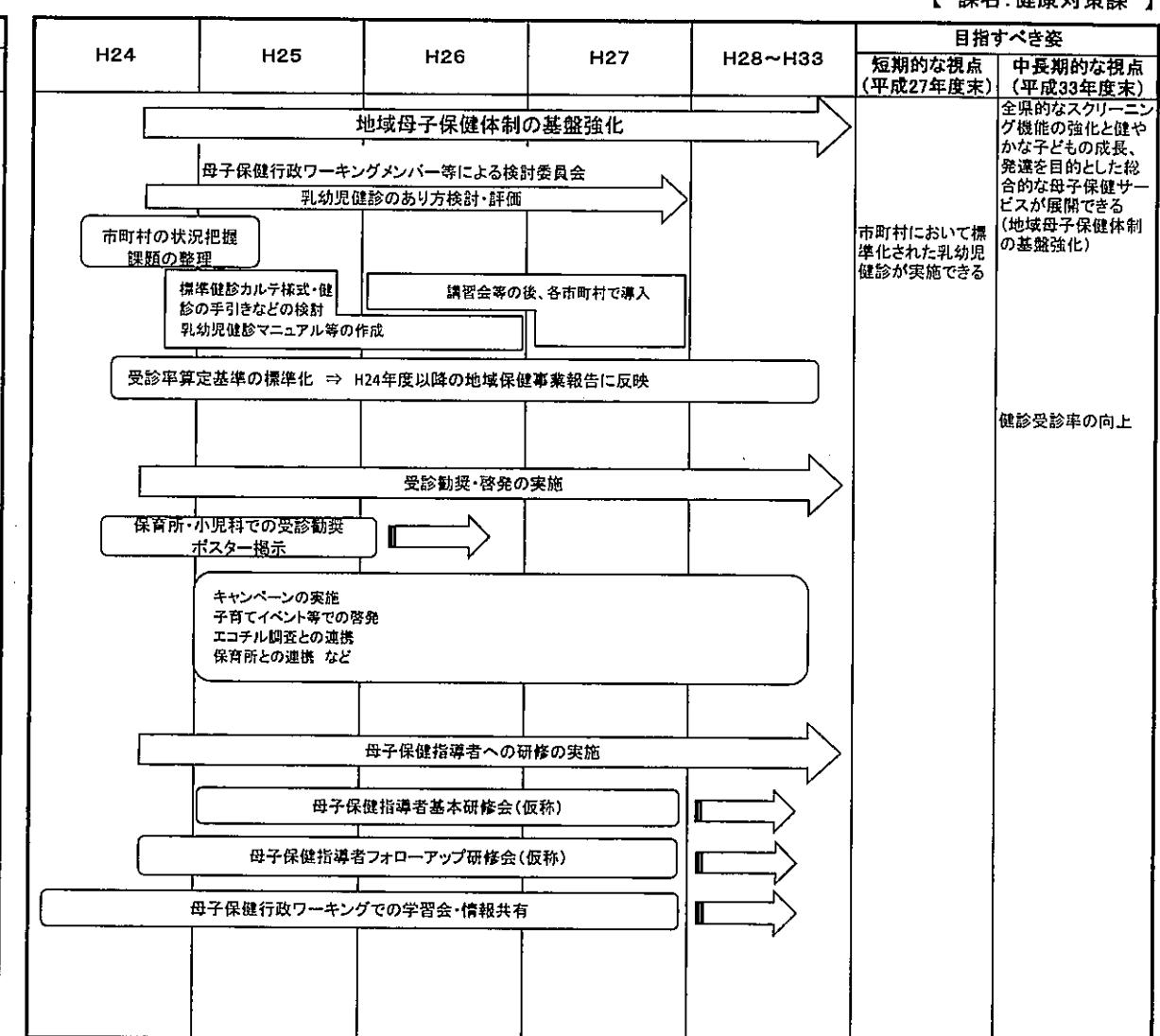
【課名:健康対策課】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		目標すべき姿					
					区分	年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33	短期的な視点 (平成27年度末)
I 周産期と乳児の死亡率の改善	《指標》 H19 周産期死亡率 7.0 (全国4.5) 1位 乳児死亡率 4.4 (全国2.6) 1位 H20 周産期死亡率 4.5 (全国4.3) 14位 乳児死亡率 3.6 (全国2.6) 1位 H21 周産期死亡率 3.3 (全国4.2) 45位 乳児死亡率 1.7 (全国2.4) 46位 H22 周産期死亡率 3.4 (全国4.2) 43位 乳児死亡率 2.7 (全国2.3) 6位 H23 周産期死亡率 5.7 ※概数 (全国4.1) 1位 乳児死亡率 3.4 (全国2.3) 4位 《低出生体重児の割合》 H19 11.2 (全国9.7) H20 11.3 (全国9.6) H21 10.1 (全国9.6) H22 10.5 (全国9.6) H23 10.5 ※概数	◆妊婦支援(健診を受診しやすい環境づくり) ・妊婦健診の重要性や妊娠週数に応じた母体管理の意識啓発等を行うため母子健康手帳別冊を配布 ・事業主へ妊婦健診の重要性等を知らせるポスター・チラシを配布 ・妊婦健診費用(14回分)を助成 H19年度～ 5回分助成 H21年2月～ 14回分助成 ◆妊婦等への意識啓発 ・母子健康手帳交付時にチラシ・妊娠リスクスコアを配布 ・テレビ・ラジオCMによる広報の実施 ◆ハイリスク妊婦への対応 ・妊娠満28週以降の妊娠届出数 満28週～ 分娩まで 分娩後 H21年度 32件(0.6%) 6件(0.1%) H22年度 31件(0.6%) 8件(0.1%) ◆妊婦健診の結果を市町村が把握できるのは、2か月後である ◆財政状況が厳しく、国からの財政支援なしに、妊婦健診費用の全額公費負担は困難である ◆妊婦健診の通院休暇制度がある企業の割合は、全国で約3割である	○妊婦健診の未受診妊婦や極端に受診回数の少ない妊婦など、妊婦管理のうえで必要とされる回数の健診を受けていない妊婦が存在する ○思春期からの無理なダイエットによるやせ等、妊娠前からの身体づくり ○低出生体重児(特に1000g未満)の出生につながる早産予防の対策が必要 ○医療機関からのハイリスク妊婦に関する情報提供が少ない	◆市町村による妊婦支援の継続 ・妊婦健診費用助成(全14回分) ◆妊婦健診の受診徹底の働きかけ ・母子健康手帳交付時にチラシ・母子健康手帳別冊を配布し、健診受診の重要性を確実に周知する ・受診勧奨のための啓発 ◆企業への啓発 ・事業主に対してチラシ等を配布し、働く妊婦が健診受診しやすい職場環境づくりへの理解を進める ◆思春期からの健康への意識啓発 ・女子高校生にハンドブックを配布し、健康な体力づくりの大切さを周知する ◆早産予防のための取り組み ・妊婦健診における早産徵候スクリーニングと管理の徹底 ・早産のリスクのある妊婦の把握と保健指導の強化	妊婦		○妊婦健診費用助成(全14回)					○周産期死亡率が全國平均以下を維持する ○乳児死亡率が全國平均以下となる
1 母体管理の徹底	《周産期死亡率の改善》 H19 周産期死亡率 7.0 (全国4.5) 1位 乳児死亡率 4.4 (全国2.6) 1位 H20 周産期死亡率 4.5 (全国4.3) 14位 乳児死亡率 3.6 (全国2.6) 1位 H21 周産期死亡率 3.3 (全国4.2) 45位 乳児死亡率 1.7 (全国2.4) 46位 H22 周産期死亡率 3.4 (全国4.2) 43位 乳児死亡率 2.7 (全国2.3) 6位 H23 周産期死亡率 5.7 ※概数 (全国4.1) 1位 乳児死亡率 3.4 (全国2.3) 4位 《低出生体重児の割合》 H19 11.2 (全国9.7) H20 11.3 (全国9.6) H21 10.1 (全国9.6) H22 10.5 (全国9.6) H23 10.5 ※概数	◆周産期死亡・乳児死亡の原因究明 ・死亡症例検討を行い、周産期医療協議会において、原因分析及び対応策検討	○近年の新生児死亡の原因是救命不可能な早産未熟児と先天異常に集約されてきている	◆引き続き、乳児死亡、周産期死亡の要因について分析を行なう (周産期医療協議会)			○ハイリスク妊婦への個別指導(訪問・電話)					○健やかな妊娠等サポート体制整備事業活用
2 周産期医療体制の確保	◆産婦人科医の高齢化等減少に伴う分娩取扱施設の減少や、H23年度後半から超低体重児の出生が増加したことにより県の周産期医療がひっ迫 H10年:35施設→H24年:16施設 ◆県内の分娩取扱施設は減少するとともに、中央保健医療圏に集中している 安芸:1施設 中央:13施設 高幡:なし 嶺多:2施設 ◆総合周産期母子医療センターの事業費は赤字の状態であり、運営費補助は必須である ◆NICU病床は常時満床。これまで各医療機関の努力により県外搬送は免れていたが、H24年5月31日、1例目の県外母体搬送となつた ◆本県周産期医療の中核を担う総合周産期母子医療センターは、母体及び新生児の搬送受け入れを中心的に行なうだけでなく、他の医療機関で受け入れ困難な場合のコールティネットの役割も担っている ◆高次周産期医療機関の医師は過重労働となっており、疲弊している ◆二次周産期医療機関の機能が十分に果たせなくなってきたために、母体の救急医療の対応が三次周産期医療機関に集中し、NICUや産科、小児科の病床が満床で受け入れ困難となる場合があるなど、機能分担ができなくなっている ◆NICU入院児の在宅療養及び介護家族への支援体制が不十分・子どもに対応できる訪問看護ステーションが少ない・遠距離の訪問看護は、交通費負担の問題も生じる	◆総合周産期母子医療センターの機能維持 ・運営費補助 ◆県内医療機関の機能分担の明確化 ・高知県周産期医療協議会において、県内の周産期医療機関を一次から三次に機能分担し、周産期医療機関の連携体制を明確化した ◆母体・新生児の適切な搬送体制の整備 ・母体・新生児搬送マニュアルの改訂 ・周産期医療情報システムの構築 ◆産科医療機関の確保 ・高保健医療圏唯一の分娩取扱医療機関であるほか病院への運営費補助を実施したがH22年1月分娩取扱休止 ◆産科医等の処遇改善 ・分娩手当を支給する医療機関への財政的支援 H21年度～ ・NICU新生児担当医手当を支給する医療機関への財政的支援 H22年度～ ・医師と助産師の役割分担・協働の推進のために助産師外来の開設支援と助産師等への研修の実施 ◆周産期医療関係者の資質向上 ・産婦人科医、小児科医への研修実施 ◆未熟児の早期退院支援 ・医療設備が必要な未熟児に退院直後から訪問看護サービスを提供できるよう医療機関と訪問看護ステーションの連携体制を構築 ・「NICUを退院した子どもと家族の訪問看護マニュアル」作成・配布	○産科医・小児科(新生児科)医不足 ○23年後半からNICUの慢性的な満床状態が継続 ○医師以外の周産期医療従事者(特に助産師)の不足 ◆総合周産期母子医療センターの機能維持 ・総合周産期母子医療センターの運営に対して補助する ・三次医療機関への過剰な集中を防ぐため、周産期医療機関の機能分担について周産期医療協議会で検討する ・地域の医療機関へ高次医療機関ごとの機能を周知し、適正搬送を徹底させる ◆周産期医療体制の整備 ・NICUを増床する医療機関に対して補助する ・周産期医療体制整備計画の見直し ①GCU(NICUに併設された回復期治療室)の増床 ②産科医療機関の機能分担の明確化 ③分娩取扱施設・取扱可能件数の確保 ◆小児・産科医確保のための処遇改善の取り組みへの助成 ・NICU(新生児集中治療室)新生児担当医手当を支給する医療機関を支援する ・分娩手当を支給する医療機関を支援する ・周産期を担う医師確保策の継続 ◆助産師を活用した取り組みの推進 ・助産師外来開設予定医療機関のスタッフに対する研修を実施する ・助産師の資質向上のための研修会を実施する ◆周産期医療関係者の資質向上 ・周産期医療関係者の研修を実施する ◆医療と地域保健の連携の強化 ・NICU入院児の在宅療養移行に向けた医療機関と地域関係機関等の連携支援を行うコーディネーターの配置	妊産婦・乳児		○総合周産期母子医療センターの運営費補助(H17～)						○県内で安全・安心な出産ができる周産期医療体制が整備されている NICU病床 18床 → 24床 (稼働率80%以下)
							○周産期医療体制の整備 GCU増床、周産期医療体制整備計画の見直し ・NICU増床支援 ・GCU増床支援					○地域医療機関への周知徹底・周産期医療協議会で随時見直し ○周産期医療情報システムの活用 高次医療機関(7か所)の空床情報の提供
							○産科医等への支援(H21～)					○産科医等への支援(H21～)
							○NICU新生児担当医への支援(H22～)					○助産師外来開設支援(H21～) 1か所開設
							○周産期医療関係者の資質向上(H17～)					○周産期医療関係者の資質向上(H17～)
							○未熟児等の在宅療養支援 ・NICU入院児支援コーディネーターの配置 ・コーディネーターによる地域の訪問看護ステーションへの技術支援 ・早期の地域保健との連携をすすめる					○医療・介護・保健の連携による在宅療養支援体制がすすむ

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名:健康対策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
新 健やかな子どもの成長・発達への支援	<p>《市町村母子保健サービスの現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児健診カルテが長期間見直しされていない ◆問診票の内容、使用方法などばらつきがある ◆健診マニュアルが作成されていない市町村が多く、健診内容に格差がある ◆受診率の現状(H22年度) ・乳幼児健診の受診率が全国で最も低い 1歳6か月児健診 高知県83.5%（全国94.0%）47位 3歳児健診 高知県79.5%（全国91.3%）47位 県内の状況 市部・3歳児健診において80%未満の自治体が多い 高知市…保健所設置市76市中で、いずれの受診率も76位 3～5ヶ月実施分61.2% 1歳6か月児健診80.0% 3歳児健診76.1% 郡部…H20～22の3年間健診受診率が県平均を下回る町の状況 黒潮町、大月町…1歳6か月児健診、3歳児健診 仁淀川町…1歳6か月児健診 	<p>◆未受診者対策取り組み状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健所及び高知市保健所へのヒアリング(4月) <p>◆母子保健行政ワーキング会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下市町村の母子保健統計を用いた母子保健水準の評価及び母子保健事業（業務）の評価を行い、その結果を用いて市町村母子保健事業全体を見直す中で、乳幼児健診の見直しや精度管理実施のための検討(5/28) <p>(本年度下半期の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受診勧奨、啓発の実施 保育所や小児科へのリーフレット配布 ◆受診率算定基準の標準化 地域保健・健康増進事業報告の実績に実際の受診率を反映 ◆市町村母子保健事業実施状況と課題の整理 全市町村への事業実施状況等アンケート(高知市への協力依頼) ◆母子保健行政ワーキング会議 ◆乳幼児健診の手引き(担当者用)作成のため、市町村の現行の手引書や手順書等の収集 	<p>○市町村ではマンパワーや資源の差異があることなどから、母子保健の水準や住民サービスの質に市町村格差が生じている</p> <p>○乳幼児健診受診者側の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診の意義やメリットを正しく理解していない養育者がいる <p>・母子保健に対する親の理解の深さや医師への過度の依存など受診対象者側の意識の問題が大きいことが推測される</p> <p>◆母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健指導者基本研修(仮称) 乳幼児の定期発達の見方、乳幼児健診で必要となるスキルなど母子保健指導者の基本的な知識と技術の修得を目的とした研修を毎年実施(看護協会委託) ・母子保健指導者フォローアップ研修(仮称) 地域における未熟児支援、ハイリスク母児への支援、要支援家庭への支援など市町村母子保健指導者からの要望の高い内容の研修を福祉保健所単位で実施 ・母子保健行政ワーキング 市町村乳幼児健診の見直し等の支援を行う福祉保健所職員の課題共有や相談、資訊向上の場 <p>◆啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコチル調査との連携による啓発キャンペーンの実施 保育所等との連携 保育所や小児科への受診啓発ポスターの掲示や、子育てイベント等での啓発など、乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーンの展開 			



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康対策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
				区分	年齢		
II がん対策の推進							
1 がん予防の推進 ・子宮頸がんへの罹患予防対策 ・ウイルス性肝炎対策	<ul style="list-style-type: none"> ■全国で年間約8,500人が新たに子宮頸がんにかかり、2,500人が死亡している。 ■HPV(ヒトパピローマウイルス)感染が主な原因である子宮頸がんは予防できるがん。 <ul style="list-style-type: none"> ○がん予防 <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙対策、食生活の改善 ・よさこい健康プラン21に対応 <ul style="list-style-type: none"> ○子宮頸がん罹患予防 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種経費の補助 ・H23.1月から開始。 ・中学1年生から高校3年生までを対象。(高2から3年生までは県単独補助) ・広報の徹底 ・ワクチン接種の啓発。 ・20歳以降の子宮頸がん検診受診の啓発。 <ul style="list-style-type: none"> ■肝炎ウイルスは、過去の同一注射針による集団予防接種等により誰でも感染する可能性がある。 ■感染しても自觉症状がない、持続感染で肝硬変や肝がんを発症。 ■高知県の推定感染者数は、B型7,600人、C型13,000人 	<ul style="list-style-type: none"> □HPVワクチンの定期接種化がされていない <ul style="list-style-type: none"> ◆子宮頸がん罹患予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種経費の補助 ・広報の徹底 ・ワクチン接種と20歳以降の子宮がん検診受診の啓発 <ul style="list-style-type: none"> □肝炎に関する正しい知識(治療の進歩や検査の必要性、公的支援等)が十分普及できていない。 □肝炎ウイルス検査の受検率が高い。 □受検しやすい体制整備が必要 ・特定健診とのセット化、無料化 □地域医療連携の推進が必要 ・陽性者を発見しても、かかりつけ医と専門医の連携が十分でないため、治療に結びついていない場合がある。 □肝がん死亡率の高い地域がある。 死亡率の高い地域での取組強化 					

H24	H25	H26	H27	H28~H33	目指すべき姿
				がん対策推進計画の見直し	
					<ul style="list-style-type: none"> ・中1相当年齢に対するワクチン接種を毎年全市町村で実施 ◆接種率90%以上
					<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防の意識が向上し、親世代とワクチン接種世代で子宮がん検診を受ける者が増える。 ◆20歳代30%以上 ◆40-50歳代50%以上
					<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎の認知度が上がり、住民が自らの感染の有無について自覚し、陽性者は医療機関で治療を受けている。 ◆肝炎に関する認知度100% ◆陽性者の精密検査受診率90%以上
					<ul style="list-style-type: none"> ・地域での専門医とかかりつけ医の連携により、検査で陽性となった者は全員、適切な治療が受けられるようになる。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
						区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
2 がんの予防と早期発見	【重点項目】 40代、50代への重点的な取り組み	■県民の4人に1人が、がんで死亡し、死亡原因の第1位 ■受診率 (H22年度・40～50歳代) (市町村検診と職域検診の合計) 肺がん 45.5% 胃がん 34.5% 大腸がん 32.8% 子宮がん 41.6% 乳がん 45.9% ■未受診理由 「受診機会が無い」は減少、「忙しい」「面倒」は上位のまま	1. 受診勧奨 ・市町村からの個別通知・再勧奨 ・地域組織、TVCM等による受診勧奨 2. 受診環境の整備 ・乳がん・子宮がん検診について、医療機関での受診ができるよう集合契約を締結(H21～) (無料クーポン事業対象者に限定) ・検診日の増(平日・土日) ・検診会場への送迎	検診の意義・重要性が十分認識してもらえていない	きめ細かな受診勧奨 ・県 事業主、保険者への働きかけ 広報媒体の活用 ・市町村 住民への勧奨、地域組織の活用 ・地域組織 地域住民、事業所への勧奨 ・事業主 従業員及びその家族への勧奨								・がん検診の意義・重要性が浸透し受診行動に結びついている ・40～50歳代のがん検診受診率50%以上 (胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診) (市町村検診・職域検診の合計値)	・40～50歳代のがんによる死亡率の減少
3 包括的ながん医療の推進	■がん診療連携拠点病院 ・高知大学医学部附属病院 ・高知医療センター ・高知赤十字病院 ■がん診療連携推進病院 ・国立病院機構高知病院 ・幡多けんみん病院 ■がんの年齢調整死亡率 (人口10万対) H22 88.4 ■がん患者の自宅看取り率 H22 7.4%	1. 医療水準の向上 ・がん診療連携拠点病院の機能強化 従事者研修、院内がん登録、がん相談事業等を実施するために必要な経費を支援 2. 在宅ケア・在宅医療の推進 ・がん診療に携わる医師を対象とした研修会の実施(県・拠点病院) 3. 患者や家族への支援 ・患者や家族の悩みや不安への対応 がん相談センターごうちを開設(H19～) ・がんに関する情報の提供 がんフォーラムの開催(H19～) ・患者満足度の把握 満足度調査の実施(H21・H23)	1. 医療水準の向上 ・拠点病院の機能強化 ・人材育成 2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・地域医療連携の構築 ・緩和ケア病床の偏在 ・県民の理解促進 3. 患者や家族への支援 ・相談支援体制の強化 ・相談窓口間の連携	1. 医療水準の向上 ・必要経費の支援 (機器整備・研修・がん登録・相談事業) ・がん登録の推進 2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・医療従事者の理解促進 ・地域医療連携コーディネーターの育成 ・緩和ケア病床整備の検討 ・県民の理解促進 3. 患者や家族への支援 ・相談員の増員 ・相談概要の医療機関へのフィードバック									・がんの年齢調整死亡率の改善 H27 77.2 ・がん患者の自宅看取り率の向上 H27 10%以上 ・患者満足度の向上 (患者満足度調査の各項目の満足度が前回調査に比べ向上している⇒患者の不満が改善されつつある)	・本人の満足する医療が県内で受けられる状態になっている

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名:健康長寿政策課 】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
III 心疾患・脳血管疾患対策の推進													
1 心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村国保は個別通知や広報で受診を促進 ■ 社保は個別通知や職場を通じた通知で受診を促進 ■ しかし、市町村国保及び協会けんぽ被扶養者の特定健診受診率が低い ■ 特定健診受診率(H20,H21,H22) ・市町村国保 23.7%,24.6%,27.1% ・協会けんぽ被扶養者 9.6%,12.4%,12.1% ・県全体* 33.2%,35.7%,37.4% (*県保険者協議会) ◆ 全県的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオで啓発CMの放送 ・健康づくり情報誌、新聞への掲載 ◆ 個別健診制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施医療機関にてポスター掲示 ・かかりつけ医から受診勧奨する方法を医師会等と検討 ◆ 市町村の受診率向上対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診促進事業費補助金(H22～) ・健康づくり団体育成支援事業費補助金(H23～) ◆ 協会けんぽの受診率向上策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健診にがん検診のセット化を検討(高知市との連携による試行の調整) ◆ 特定健診が円滑に実施できる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診とがん検診のセット化 ・人間ドックとの同時実施化 ・クレアチニン検査等CKD対策の健診項目の追加 ・保険者アンケート等の実施による現状把握と課題の整理 ◆ 特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診機関の健診実施促進支援策 ・被扶養者への制度周知 ・特定健診とがん検診の更なるセット化等の検討 ◆ 循環器疾患等部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・eGFR判定導入等CKD対策の健診内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健診の意義、重要性の認識不足 ■ 健診の受診機会の不足 ■ 受診勧奨を担える団体の育成や活性化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政による広報、周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○徹底して呼びかける <ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問、電話、郵送 ○意識を変える <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体を活用した啓発 ・啓発パンフレットの活用 ■ 周囲(健診実施機関、職場、家庭、地域、等)から勧める <ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医から勧める <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に健診ポスターを掲示 ・医師会と連携し医療機関へ呼びかけ ○保険者を通じた事業主への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・職場や家庭の意識の喚起を促す ○新聞広告、テレビCM <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域で相互に声かけ ■ 自己学習の機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○健康応援ハンドブックの活用 ■ 健診機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診とがん検診のセット化 <ul style="list-style-type: none"> ・集団検診のセット化 ・被扶養者の健診をセット化 ○個別健診医療機関の実施体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施の効率化支援 ○市町村健診と職域健診が連携して取り組める仕組みづくりの検討 ■ 健康づくりに関わる団体の活性化や新規団体の発掘 <ul style="list-style-type: none"> ○受診勧奨に取り組む地域団体の育成・活性化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体への働きかけ ・人材の有効活用 	<p>The flowchart illustrates the progression of strategies from H24 to H33. It begins with a general approach (H24-H27) leading to specific implementation steps (H28-H33). The specific steps include:</p> <ul style="list-style-type: none"> H24-H27: General approach (specific actions listed in the table) H28-H33: Specific implementation steps (specific actions listed in the table) Key milestones in H28-H33: <ul style="list-style-type: none"> H28: ○徹底して呼びかける「直接の声かけ」の定着 (County-specific implementation) H29: ○かかりつけ医による健診の定着 (County-specific implementation) H30: ○保険者を通じた事業主から被保険者・被扶養者への働きかけ (County-specific implementation) H31: ○徹底してよびかける (County-specific implementation) H32: ○特定健診とがん検診のセット化の定着 (County-specific implementation) H33: ○他の社保被扶養者へ健診セット化を拡大 (County-specific implementation) H34: ○市町村健診と職域健診の相互利用や共同実施の取組開始 (County-specific implementation) H35: ○周囲から呼びかける「直接の声かけ」の定着 (County-specific implementation) H36: ○心疾患・脳血管対策の再検討 (yosoicoi健康プラン21の見直し) (County-specific implementation) 	<p>特定健診の受診について、官民協働の受診勧奨の取組が活発となっている。</p> <p>○壮年期の生活習慣病による過剰死亡がなくなる(死亡者数が全国平均以下)。</p> <p>◆受診率目標 ⇒全国平均以上(H21市町村国保全国31.4%、本県24.6%)</p> <p>○壮年期の世代が、健診の受診など自分の健康管理を意識した行動をとる。また、家庭や地域、職場においても健康管理を呼びかける気運が醸成されている。</p>								

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康対策課】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策 区分 年齢	対象者	目指すべき姿					
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)
1-1 総合的な慢性腎臓病(CKD) 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心筋梗塞、脳血管疾患、腎不全による死亡率は、全国平均より高い。特に、男性の死亡率は全国平均より2～3割増 ■ 人工透析患者数は、人口1万人あたり27.3人(全国22.1)と多い 【腎臓機能障害1級身体障害者手帳新規交付者数】 ・70歳未満のみ (高知市除く) H20年度 74名 (全交付者168名の44.0%) H21年度 62名 (全交付者140名の44.3%) H22年度 60名 (全交付者136名の44.1%) ・全年代高知県全体 H20年度:252名 H21年度:240名 H22年度:240名 ■ 慢性腎臓病(CKD)患者は、全人口の約10.7%といわれており、県内には、約7万人以上いると推計 ■ 慢性腎臓病(CKD)について知っている県民は少ない ■ 腎臓病専門医が少なく、中央医療圏に集中している(H23.5.31現在:25名) <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>慢性腎臓病(CKD)とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓の動きが慢性的に低下していく病気 ・腎臓は、一度機能が低下するとともに戻りにくく、腎不全に移行しやすい ・腎機能が低下すると、心筋梗塞・脳血管疾患等の発症リスクが高くなる <p>◆腎臓の働きを悪化させる要因 加齢、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、喫煙、食生活(塩分の取り過ぎ等)、肥満など</p> <p>◆慢性腎臓病の治療 病気の進行度合いや症状に応じた、日々の生活習慣の改善、食事療法や薬物治療による血圧管理、貧血</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村国保加入者への啓発 ・慢性腎臓病(CKD)啓発チラシ配布 ※H23年度から特定健診に腎臓機能検査が追加された ◆ 高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会の設置(H23年2月) ◆ 市町村保健師等への研修会実施(H23年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県民だけでなく、医療関係者にも慢性腎臓病について認知されていない ■ 一部の特定健診で、腎機能検査の項目が追加されたが、フォローアップ方法等、統一されていない ■ 人材不足 腎臓病専門医、保健指導者等 ■ 慢性腎臓病の管理体制が確立されていない かかりつけ医と専門医の連携不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への知識の普及・啓発 広報の徹底 ・リーフレットの配布 ・研修会開催 ■ 早期発見・早期治療の仕組みづくり ・健診での腎臓機能検査結果への保健指導の徹底 ・地域保健、職域保健との連携 ■ 保健・医療連携によるフォローアップ体制の整備 ・高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会 ・地域連携のための様式等の作成・普及 ・かかりつけ医と専門医の連携強化 (慢性腎臓病治療連携体制の整備) ■ 人材育成 ・腎臓専門医の育成、かかりつけ医の資質向上 ・専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成 		<ul style="list-style-type: none"> ○知識の普及啓発 リーフレットの配布 研修会開催 ○地域保健・職域保健との連携の仕組みづくり ○高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会 ○紹介基準、紹介時期、相互連絡等の媒体及び様式作成と普及 ○慢性腎臓病治療連携体制の整備 ○各職種への専門研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 慢性腎臓病の認知度が上がること ■ 特定健診・特定保健指導における総合的な取組となる ■ 全市町村で保健指導が行われるようになること ■ 脳血管疾患・心疾患者が減少すること ◆ 死亡率が下がり、全国平均程度になること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 70歳未満の新規末期腎不全(人工透析)患者数が50%減る末期腎不全(人工透析)患者が減少すること 			
2 心疾患・脳血管疾患対策のための医療体制の整備											

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名: 健康長寿政策課 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分	H24	H25	H26	H27	H28~H33	目標すべき姿			
											短期的な視点 (H27年度末)	中長期的な視点 (H33年度末)		
日々の健康づくりの推進 ～よさこい健康プラン21に基づく取り組みを加速度的に実施～	★たばこ対策の推進 ○禁煙希望者の支援 禁煙サポートーズ養成事業(H22～) ○受動喫煙防止対策の推進 「空気もおいしい！」認定施設の認定・広報掲載 ○官公庁の敷地内禁煙化	○たばこの害や禁煙方法、禁煙外来情報の一層の周知 ○禁煙希望者を支援する仕組みづくり、禁煙対策を進める人材育成 ○禁煙外来等に関する情報提供の充実 ○官公庁や飲食店の受動喫煙対策が十分進んでいない	(1)禁煙対策 ○禁煙希望者に対して、助言や禁煙方法を紹介する(禁煙サポートーズ)を養成 ※ H22:薬剤師、H23:医療機関従事者、H24:事業所の衛生管理者等の養成事業と福祉保健所による地域版養成事業実施 ★県医師会(医療機関)と連携した禁煙支援の体制づくり ・医師会と連携した医師会員対象の「研修会」を都市医師会ごとに開催 → 喫煙の健康への影響や禁煙治療等の普及啓発、かかりつけ医からの禁煙の勧めや、禁煙外来の開設 ・禁煙希望者と禁煙外来をつなぐ仕組みづくり ○各福祉保健所で実施する「禁煙教室」を通じた、喫煙の害についての正しい知識の普及 (2)受動喫煙防止対策 ○受動喫煙防止対策実施設を増やす取り組みの強化 ★妊産婦及び乳幼児をターゲットとし、ファミリーレストラン等の禁煙・分煙化を強化 ○官公庁の禁煙化への働きかけの強化 市町村に対し禁煙依頼文書及び健康増進法(受動喫煙の防止)に関するチラシを送付。福祉保健所による直接働きかけの実施 ★たばこの健康への害についての正しい知識の普及・啓発 ・健康増進法に関するチラシを作成し、事業所へ配布 ・受動喫煙防止対策に関するチラシを作成し、乳幼児健診等で配付 (3)たばこ対策の推進体制の確立 「健康づくり推進協議会」の「たばこ対策専門部会」及び県医師会の「たばこ対策委員会」との連携により、たばこ対策についての、事業立案、実施結果の評価等を実施			(1)禁煙対策 ○禁煙希望者の支援 ・禁煙サポートーズ養成事業(H22～24) H24は、事業所の衛生管理者対象等の養成事業と福祉保健所による地域版養成事業実施 ・サポートーズのフォローアップ研修活動支援による禁煙支援活動活性化 ・福祉保健所による地域版「禁煙教室」の実施 ・禁煙方法の紹介、禁煙外来情報の提供 ○医療機関と連携した禁煙支援の体制づくりを検討 ・禁煙希望者と禁煙外来をつなぐ仕組みづくり ○各医師会との連携による研修会開催による禁煙外来拡大 ○喫煙の健康への害について正しい知識を伝える ・チラシの配布、それを基にした啓発 (2)受動喫煙防止対策 ・受動喫煙対策実施設を増やす取り組みを進め 禁煙分煙優良施設認定事業(特に妊産婦及び乳幼児をターゲットとし、ファミリーレストラン等の禁煙・完全分煙実施の飲食店を認定し広報する) ・官公庁施設の受動喫煙防止対策実施について働きかけを強化する 市町村庁舎への施設内禁煙への働きかけ実施 ・たばこの健康への害についての正しい知識の普及・啓発 健康増進法に関するチラシ作成、事業所への働きかけ 受動喫煙防止対策に関するチラシ作成、乳幼児健診 (3)たばこ対策の推進体制の確立 「健康づくり推進協議会」の「たばこ対策専門部会」及び県医師会の「たばこ対策委員会」との連携により、たばこ対策についての、事業立案、実施結果の評価等を実施							(1)禁煙対策 ◆喫煙率の減少 男性 25%、女性 5% (H23 男性32.1% 女性9.2%) ◆禁煙外来の増加 100機関 (H23年度: 79機関) ◆とざ禁煙サポートーズ数 300名 (H23年度: 167名) ○かかりつけ医による患者への禁煙の勧めや、禁煙サポートーズから禁煙外来へのつなぐ仕組みができる ○禁煙、受動喫煙の害が周知される (2)受動喫煙防止対策 ◆健康増進法で規定する「多数の者が利用する施設」の禁煙・分煙の実施割合 48%(H23年度) → 55% ◆うち、妊娠や小さい子どもが利用するレストラン等の飲食店で、禁煙・分煙化が、特に進む ・飲食店(居酒屋等成人を対象とした店舗を除く)における禁煙・分煙の実施割合 1696(H23年度) → 35% ◆県内全ての市町村庁舎の本庁舎が施設内禁煙となる (18/34(H23年度))	
	★運動の推進 ○23エクササイズの普及啓発 広報、健康教育 ○階段ハーネーの設置 健康標語応募 ○健康施設等資源集の作成 ○運動を通じた地域交流や世代間交流推進 ウォーキングラリー、ウォーキングマップ作成 ○運動の啓発	○県民への運動の動機づけや運動習慣の定着が十分でない ・日常的な運動習慣が普及していない ・県民が参加しやすい場がない	○運動の効果や、手軽にできる運動についての健康教育の実施 ○運動できる施設やイベント・活動団体の情報提供 ○健康づくりを推進する組織・団体等による地域でのウォーキング等を支援(ウォーキングマップの活用)								第3期「よさこい健康プラン21」の実施	○運動の大切さ、体を動かすことの楽しさが理解される ○運動習慣のある人が増加する ◆運動習慣目標値 男性39% 女性35% (H23年 男性 33.1% 女性24.9%) ◆歩数目標値 男性 9,200歩以上 女性 8,300歩以上 (H23年度 男性6,777歩 女性5,962歩) ○各市町村等で運動できる施設の情報やウォーキングマップが作成され、運動できる環境が整備される		
	★栄養・食生活の改善推進 ○食育の推進 ・食育イベントの開催 ・地域食育推進事業(食育講座、食育イベント)の全市町村で実施 ・食育応援店実施 ・コンビニでの啓発 ・食育の担い手の育成 ○市町村食育推進計画の策定支援 ○食育啓発	○食生活の改善 ・若い世代への働きかけ(食に対する意識が低い) ○野菜摂取量を増加させる取り組み ・働き盛り世代…不規則な食生活になりがち ・学生…料理のレバーリーが少ない ○国の塩分摂取量目標値を県平均は下回っているが大きく上回る人がいる	○「食育応援店(コンビニエンストアや直販店等)」の拡大による、野菜と塩分の適正摂取の啓発の実施 ○子どもと保護者が対象の「食育講座」の開催により、小さい頃からの栄養、食生活への関心を醸成 ○量販店での開催が中心の「食育啓発イベント」により、生活習慣病予防の意識を根付かせる取り組みの実施 ★「食育講座」や「食育啓発イベント」の中で、野菜350g体験や塩分濃度の測定を実施 ○適正な塩分摂取の具体的な取組を周知するため、イベント参加や啓発資料の作成・配付の実施			○「食育応援店(コンビニエンストアや直販店等)」の拡大による、野菜と塩分の適正摂取の啓発の実施 ○子どもと保護者が対象の「食育講座」の開催により、小さい頃からの栄養、食生活への関心を醸成 ○量販店での開催が中心の「食育啓発イベント」により、生活習慣病予防の意識を根付かせる取り組みの実施 ★「食育講座」や「食育啓発イベント」の中で、野菜350g体験や塩分濃度の測定を実施 野菜350gを県民に見せる(イベント会場等)						第4期「よさこい健康プラン21」の改訂	○生活習慣病の予防には、食生活が大きく関係していることが理解され、予防・改善に向けた食生活が実践されることで、生活習慣病が減少している ◆1日に食べる野菜の量が、350g以上になる ◆塩分摂取が、8g／日以下になる ○1日に食べる野菜の量が、330g以上になる(H23 277g) ◆塩分摂取が、8g／日以下になる ○1日に食べる野菜の量が、350g以上になる ◆塩分摂取量が、8g／日以下の状態を維持	
	★こころの健康		※「自殺・うつ病対策の推進」参照											
	★特定健康診査・特定保健指導の実施		※「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受信促進」参照											

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

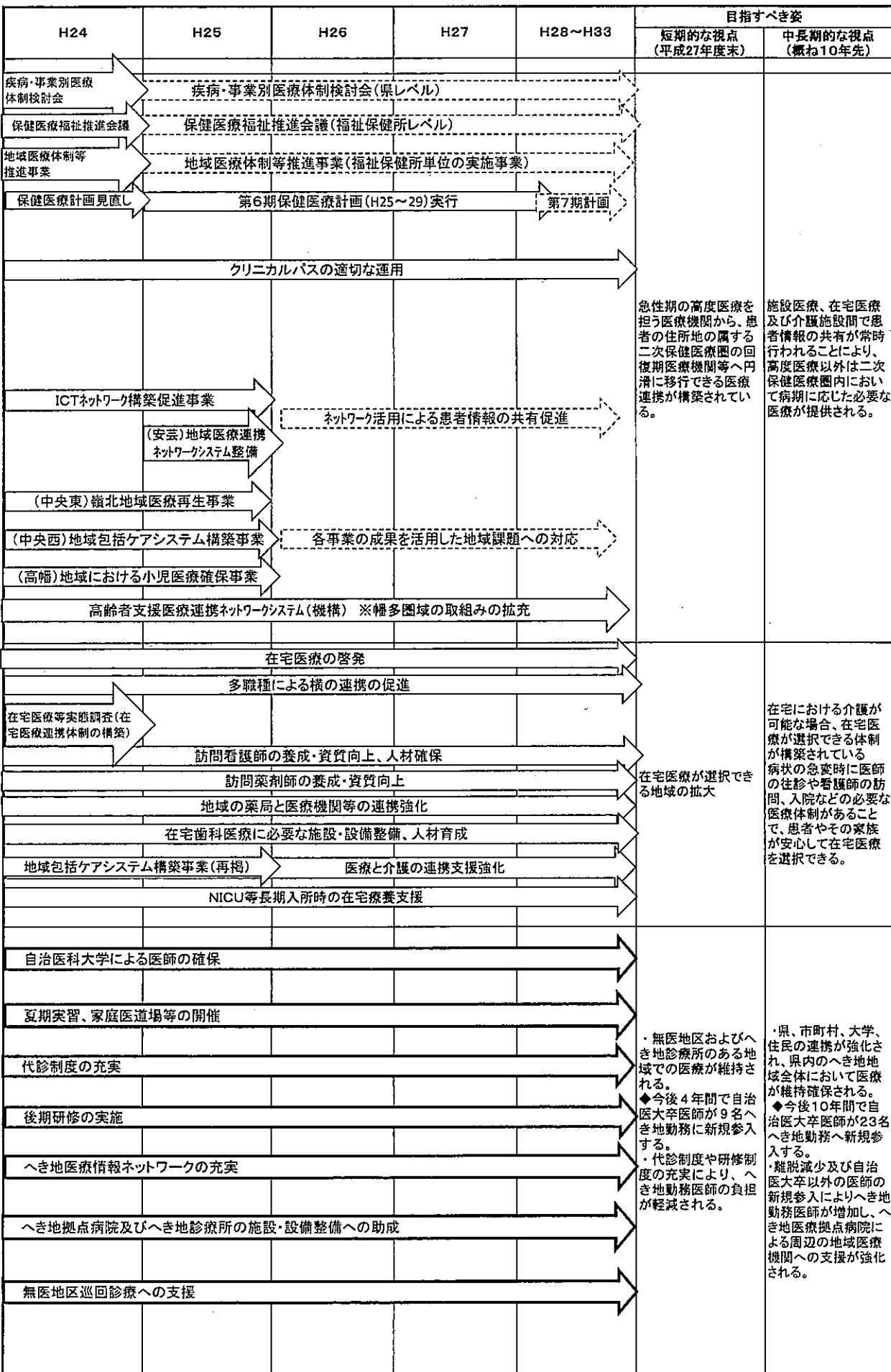
【課名: 医療政策・医師確保課】

予算体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33	目指すべき姿				
事業名	現状															
I 医師確保対策の推進	1. 中長期的な医師確保対策	1. 人口10万人当たりの医師数(医療施設従事)は274.1人で全国5位。(H22.12) 2. 医師の3つの偏在 ・地域の偏在・中央保健医療圏に8割が集中。 ・診療科の偏在・安芸・高幡保健医療圏で特に産婦人科、麻酔科等で不足。 ・年齢の偏在・40歳未満の若手医師が減少。	【地域医療等を担う医師の養成】 1. 養成奨学金の創設・拡充による地域医療を担う医師の本県への定着・確保 2. 高知大学への家庭医学講座(寄附講座)の設置による医学生の地域医療に対する理解の涵養 3. 産婦人科や小児科等特定診療科目を目指す医師への奨励貸付金による特定診療科目の医師の確保 4. 高知大学医学部地域枠の定員増を要請 5. 災害救急医療の向上と若手医師の確保のため、高知大学への災害・救急医学講座(寄附講座)の設置。 【医師招聘対策の推進】 1. 初期臨床研修医にとって魅力のある病院づくり 2. 県内外での臨床研修病院合同説明会の参加・開催などによる臨床研修医の確保 【総合的な医師確保対策の推進】 1. 地域医療再生計画の策定 2. 医師確保対策推進の核となる高知医療再生機構の設立	1. 若手医師(40歳未満)にとって魅力のある環境の整備。 2. 地域医療に対する若手医師の理解を深める取り組み。 3. 高知大学卒業生の本県への定着率の向上。 4. 増加している女性医師に対する就業支援 5. 全国の中長期的な医師養成数の増加。 6. 地域医療支援センターの運営。 【若手医師にとっての魅力あるキャリア形成環境の整備】 1. 医療再生機構による若手医師に魅力のある環境の整備及びキャリア形成支援。 2. 県内外での臨床研修病院合同説明会の参加・開催などによる臨床研修医の確保 3. 高知大学医学部の地域医療教育研修拠点施設整備の支援 4. 病院GP等のキャリア形成拠点となるあき総合病院の整備及び病院GP養成プログラム他安芸保健医療圏連携推進事業の実施 5. 高知県で必要とする診療科医師の動向分析に基づく対策。 6. 全国の中長期的な医師養成数の増加。 【若手医師における魅力あるキャリア形成環境の整備】 1. 病院GPを含むキャリア養成拠点の整備 2. 施設整備(H26年7月末完成) ・拠点病院間ネットワーク整備(H25年度末) 3. 研修医增加のための事業 ・レジデンチハウス(H23年度末) ・研修用医療機器整備(H24年度) ・新病院ヘリポート整備(H26年度末) 4. 高知大学への支援 5. 特定診療科医師の動向分析	若手医師及び医学部学生 18~40歳が中心										●医師の3つの偏在の緩和 ●若手医師の増加により医師の偏在が解消されている	
	2. 短期的な医師確保対策	1. 郡部中核病院での産婦人科・麻酔科・脳神経外科等の医師不足。	1. 医療再生機構職員による医師赴任後のアフターフォローの実施。 2. 医療再生機構による医師派遣事業として、椿原病院に医師1名を派遣。 3. 県外私立大学との連携(寄附講座設置)による本県への医師派遣についての協議。 4. 医師ウェルカムネットにより、県外医師1名が高北病院(内科)に採用。 5. 首都圏の医師を協力員(こうちの医療RYOMA大使)に委嘱するため、高知県出身者等との調整。	1. 高知県と県外大学との関係づくり。 2. 高知県関係の医師についての情報収集。	【県外からの医師の招へい及び赴任医師への支援】 1. 県外大学との連携による医師招聘 2. 医療再生機構による医師派遣 【県外医師確保のための情報収集及び勧誘】 1. 医師ウェルカムネットの運営及び広報 2. こうちの医療RYOMA大使からの情報提供による医師招へい。 3. 医師専門業者や専門誌の活用による情報提供及び情報収集。 【女性医師への支援】 1. 女性医師への復職支援								(1) 若手医師数の県内定着率の向上(40歳未満) ・若手医師の県内定着率が向上し、40歳未満の医師の減少に歯止めがかかっている。 ◆40歳未満医師数 H22年末 551人 → H23年末 750人 ◆県内の初期臨床研修医 H23年度 38人 → H27年度 60人 H33年度 72人	(2) 地域による医師の偏在の緩和 ・安芸・高幡・幡多保健医療圏の医師の偏在が緩和されている。	(3) 中央保健医療圏以外の地域の小児科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科などの診療科において、診療科による医師の偏在が緩和されている。	◆医師養成奨学金受給者の義務年限内医師数 H27: 25人(離脱なし) H33: 202人(離脱なし)
	3. 看護職員の確保対策	1. 県内看護職員の約8割が中央保健医療圏に集中(安芸(710人)、中央(10561人)、高幡(752人)、幡多(1422人)) 看護師等養成奨学金貸与者の4割弱が指定医療機関以外(高知市など県中心部)に就職 ⇒急性期病院や中山間地域での看護職員の確保が厳しい。 2. 県内の看護職員等養成所では教員としての経験が浅い採用後4年未満の教員が多いが、能力アップの機会が少ない。	1. 看護師等養成奨学金…県内地域において将来看護師等の勤務に從事しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることにより、必要な看護師等の確保を図る。 2. 専門分野(がん、糖尿病)における質の高い看護師の育成研修を実施し、臨床実践能力を高める。 3. 看護の質向上、医療安全の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修を実施し、離職防止を図る。 4. ふれあい看護体験事業…中高校生、進路指導担当者、社会人から参加者を募り医療施設等での1日看護体験等の活動を通じて、看護に対する関心を高める。 5. 定着サポート研修事業…看護職員の離職を防止し、職場定着を促進するために新人看護職員の職場適応能力の向上、WLBの推進等を図る。 6. 実習指導者研修会…看護師等の養成所の実習施設で実習指導者に対して、効果的な実習指導ができるように必要な知識と技術を習得させる。	1. 急性期病院や中山間地域での看護職員の確保が難しい。 2. 県内の看護職員等養成所では教員としての経験が浅い採用後4年未満の教員が多いが、能力アップの機会が少ない。 3. 看護の質向上、医療安全の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修を実施し、離職防止を図る。 4. ふれあい看護体験事業…中高校生、進路指導担当者、社会人から参加者を募り医療施設等での1日看護体験等の活動を通じて、看護に対する関心を高める。 5. 定着サポート研修事業…看護職員の離職を防止し、職場定着を促進するために新人看護職員の職場適応能力の向上、WLBの推進等を図る。 6. 実習指導者研修会…看護師等の養成所の実習施設で実習指導者に対して、効果的な実習指導ができるように必要な知識と技術を習得させる。	1. 職場環境の整備 ・就業環境改善相談・指導者派遣事業…看護業務の効率化、勤務環境の改善等を図るため、アドバイザーを派遣 2. 看護職員への支援 ・看護職員確保対策事業…新たな対象者として施設管理者、事務長を含めた研修会を実施し、多様な勤務形態への取り組みを実施 3. 看護教員への支援 ・看護教員継続研修事業…新任期(教員歴4年以下)の専任教員に対して、教育実践能力向上を目的とした研修会を実施 4. 看護職員を目指す者への支援 ・潜在看護職員等復職研修事業…潜在看護職員等の復職を促進するため復職希望者に研修及び施設とのマッチングを実施 ・看護師等養成奨学金貸付事業…養成所での説明会や指定医療機関の募集状況の情報提供を行い、県中心部以外での看護職員の確保の取組を強化								事業の効果検証、場合により見直し	・奨学金貸与事業や復職支援事業などにより、県内の主な急性期病院や中山間地域で働く看護職員を一定数確保	・急性期病院や中山間地域での医療施設においても、看護職員の確保が可能な状況	◆「第8期看護職員の需給見通し」においてほぼ均衡状況(H32年度末: 257人 → 目標: 300人)

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名:健康長寿政策課、医療政策・医師確保課、医事業務課】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者
	取組項目				区分 年齢
II 連携による適切な医療体制の確保					
1 病期に応じた医療連携体制の構築	1)患者の病期に応じた医療の連携が不十分	◇4疾病5事業ごとに医療の流れ、各医療機能を担う医療機関名を明示(第5期高知県保健医療計画:H20～) ◇4疾病5事業ごとに医療関係者等からなる会議を設置し、医療連携体制の構築等の推進策を協議(H20～) ◇地域別に保健医療福祉推進会議を設置し、地域課題に応じた連携方策を検討(H20～) ◇へき地医療対策の実施(別途記載) (注)4疾病5事業 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療(小児救急を含む)、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療	病院間の役割分担についての医療機関間の意思疎通 医療機関と介護施設等関係機関の情報共有	◇5疾病(第6期保健医療計画より精神疾患を追加)-5事業及び在宅医療について、急性期、回復期、生活期(含、在宅・施設)などの段階に応じた、あるいは疾病・受傷の重症度に応じた連携の仕組みづくり 病期・重症度ごとの病院間の役割分担を進めることで、疾病・事業別、エリア別の各会議を運営し、医療機関の意識啓発と医療機関間の意思疎通を図る	
	2)医療機関の機能連携が不十分	◇県内で多い疾病又は重症化する疾病について地域連携クリニカルバスが作成され、バスの活用について関係機関の意思疎通が行われた。 がん:7大がん(初期)についてバス運用開始 脳卒中:中央医療圏・幡多医療圏で運用中 糖尿病:一部地域、医療機関でバスを運用開始 (県域での連携は「糖尿病連携手帳」を活用する) 急性心筋梗塞:医療体制検討会議で議論、バス導入には至っていない(H23末現在)	クリニカルバスの共有化 導入に対するインセンティブ不足のためバスの導入が進まない、または急性期一回復期の対応にとどまり、その先に普及していない ・一部の医療機関の理解が進んでいない	◇医療機関・介護施設等において、地域連携クリニカルバス又はバスに代わる情報共有手段の普及の促進	
	3)医療資源の偏在	◇地域医療連携ネットワークシステムの整備(幡多医療圏) ICTを活用した連携体制の整備により、救急医療をはじめとする地域医療が圏域内で完結できる医療連携を推進した(H21) ◇「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」に基づく事業の実施 ・横北地域の急性期医療体制の整備(中央東) ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、ブロック別の拠点病院を中心とする連携支援の仕組みを作った(中央西) ・小児医療シンポジウムの開催、地域における小児医療確保について市町との検討を開始した(高幡)	医療連携推進について、地域による温度差の解消 地域課題に応じた連携方策の推進	◇ICTネットワークの活用等による患者情報の共有促進 ・診療支援や患者情報共有のためのICTネットワークへの参加や電子カルテの導入を支援する ◇「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」を使った地域の医療課題解決にかかる事業の実施 ・横北地域医療再生事業(横北地域) ・地域包括ケアシステムの構築(中央西) ・地域における小児医療確保事業(高幡)	
2 在宅医療の推進					
	在宅療養に対し高い県民ニーズがある。	◇在宅医療についての普及啓発・情報提供シンポジウム、フォーラムの開催	在宅医療についての共通理解の促進	◇県民・医療関係者に対する在宅医療の普及啓発、情報提供	
	家庭の介護力の弱さ、在宅医療を担う事業所・人材の不足等により、療養を要する高齢者等への医療提供は病院や介護施設への入院・入所を中心に担われている。	◇医療関係者による勉強会や講演会の開催など、医療・福祉・保健のネットワークづくり ◇在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19～) 訪問薬剤師委嘱事業の実施(H22～)	在宅医療ができるレベルの保健・医療・福祉のネットワークの強化	◇在宅医療を選択できる環境の整備 ・在宅医療を担う人材(医師を含む)の育成、レベルアップ ・在宅医療・在宅ケアに関わる多職種の連携強化 ・在宅医療及び在宅医療の後方支援を行う医療機関、薬局の施設・設備整備 ・在宅歯科医療に必要な施設・設備の整備 ・訪問看護ステーションのサテライト化、多機能化に対する支援	
	【県民が在宅医療を選択できる条件】 (H23県民世論調査、複数回答)	①家族の身体的・時間的負担が大きくならない 36.6% ②経済的な負担が少ない 34.2% ③病状急変時に往診してくれる医師や看護師が多い 27.3% ④病状急変時に往診してくれる医師や看護師がいる 22.9%			
3 へき地医療の確保					
	1. へき地診療所は、出張診療所も含めて27か所ある。 2. 無医地区数は、10市町村45地区ある。 (H21.10現在) 3. へき地医療はぎりぎり維持できている。 4. 岐阜県内のへき地診療所等で勤務する医師を自治医科大学を通じて毎年2～3名養成している。 5. 自治医科大学義務年限明けの医師も含め、H24.4月現在 24名の医師がへき地医療に従事している。	◇新規参入の確保・安定的な確保対策 1. 自治医科大学への負担金の支出等により、へき地医療を担う医師を養成する。 2. へき地医療実習や家庭医道場の開催等により、医学生のへき地医療に対する理解の涵養を図る。 3. こうち医師ウェルカムネット等を通じてへき地医療を担う医師の県外から招聘する。 4. 「地域保健・医療研修」をへき地診療所で実施することで、初期臨床研修医のへき地医療に対する理解の涵養を図る。 ◇離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援 1. へき地医療機関への代診制度の整備により、へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減を図る。 2. 先進地病院での後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上を支援する。 ◇へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備により、医療情報手段を確保する。 2. へき地拠点病院及びへき地診療所の施設・設備整備への助成により、勤務環境の改善を図る。 3. 無医地区巡回診療に対する助成により、医療機会の確保を図る。	1. リタイア数をカバーする新規参入者の確保 2. へき地の厳しい勤務条件の解消による離脱の防止 3. 時代に応じた医療技術レベルの維持	◇新規参入の確保 1. 自治医科大学による医師の養成 2. 医学生のへき地医療に対する理解の涵養 3. 県外からの医師の招聘 ◇離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援 1. へき地医療機関への代診制度の整備による医師の負担軽減 2. 後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上 3. 勤務環境の改善 ◇へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備による医療情報手段の確保 2. 医療機器の更新 3. 無医地区巡回診療に対する助成による医療機会の確保	医師及び医学部学生 18～50歳が中心
	【要因】 ・長年のきめ細かな対応により自治医科大学の卒業生が義務年限(卒後9年)終了後もへき地医療で活躍している。 ・自治医科大学の卒業生以外からも参入者がいる。				



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

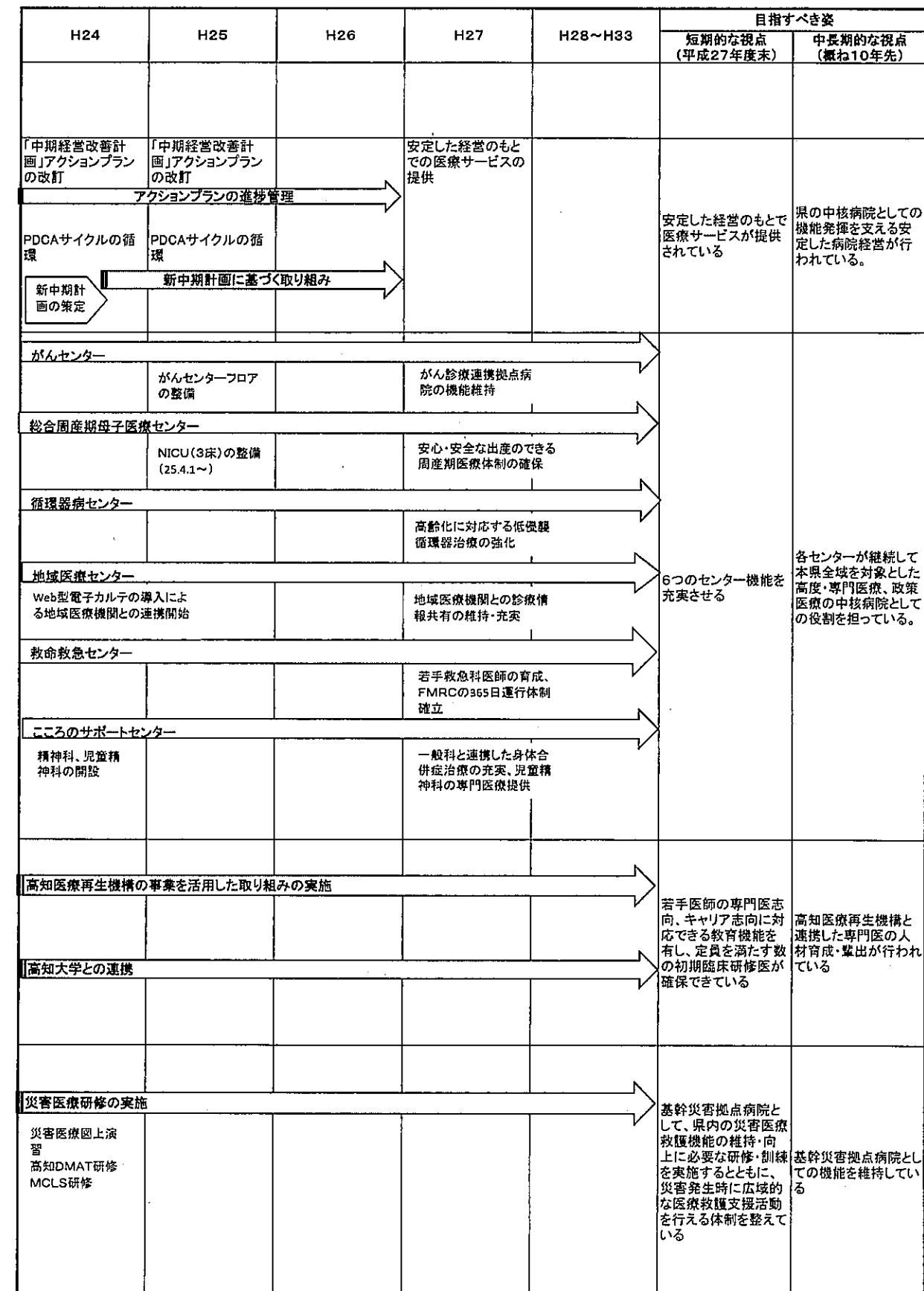
【課名:医療政策・医師確保課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	これからの対策 (今後何を実施するか)	対象者 区分 年齢	目指すべき姿						
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
III 救急医療体制の整備											○救急医療の適正受診に対する県民の理解が進む ◆救命救急センター受診者に占める軽症患者の割合が減少(⇒7割程度)	○救急医療の適正受診に対する県民の理解が定着 ◆救命救急センター受診者に占める軽症患者の割合が適正なレベルを保つ(⇒6割程度)
1 現行の救急医療体制の維持拡充	本来救急医療を受ける必要の無い軽症患者が多い数受診 通常の診療時間以外の時間帯に受診	◇救急医療シンポジウムの開催により高知県の救急医療の現状を知ってもらい、適正受診を呼び掛けた。 ◇子ども救急ダイヤル(#8000)を開設し、子供の急病時にすぐに受診が必要かどうかの助言を行っている。急病時の対応をまとめたガイドブックを作成・配布し、保護者への啓発を行ってきた。 ◇休日・夜間の医療体制を維持した。(当面医師を確保するための団体等の調整、休日等における救急診療確保事業の実施) ・休日歯科診療、休日眼科診療 ・平日夜間、休日夜間急患センター ・小児二次輪番制 ・郡部の二次輪番制(安芸、高幡)	・救急医療の仕組み、現状の理解の促進 ・急病について県民、保護者の不安解消	◇さまざまなメディアを使った適正受診の一般広報 ・具体的な事例の紹介により、救急現場の現状についての県民の理解を深める ・特にCM等を活用し視覚に訴えかけることで、県民の行動変容につなげていく						○ごうちこども救急ダイヤル(#8000)365日体制への拡充	○ごうちこども救急ダイヤル(#8000)365日体制の維持	
2 迅速・的確な救急医療提供体制の確保	県中央部以外の医師が減少して、地域の救急医療体制の維持が困難になっている。	◇救急勤務医手当の支給 ◇輪番制小児救急勤務医支援事業費補助金(H24.1～) ◇医師事務作業補助者設置支援事業費補助金(H21) ◇短時間正規雇用支援事業費補助金(H22) ◇地域の開業医による救急診療の支援(H22)	救急勤務医師の確保 救急勤務医師の疲弊をやわらげる	◇医師の勤務環境・処遇の維持改善 ◇医師の勤務環境・処遇の維持改善						○休日・夜間の救急医療体制の維持	○休日・夜間の救急医療体制の維持	
	高知市内の一部の医療機関に救急受診が集中している。	◇救急対応の緊急性判断の標準化(救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(消防政策課))	郡部の救急医療の確保	・当面はドクターヘリの導入による搬送で郡部の救急医療をカバー ・将来的には郡部救急医療機関の医師確保						○郡部の二次救急医療機関が重症患者を確実に受け入れることができる	○郡部の二次救急医療機関の機能維持	
	中山間地域住民に対する救急医療の提供が困難	◇消防防災ヘリのドクターヘリ的運用による三次救急の広域的提供(H16～) ◇ドクターヘリの運航開始(H23.3～) ◇救急医療従事者研修の実施(PSLS/ISLS,ACLS) ◇救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(再掲)(H23.2、消防政策課)	救急患者の救急搬送及び医療機関の受入れ基準に基づく迅速・的確な救急医療の提供	◇メディカルコントロール体制の強化 ・医師、看護師、救急救命士等の救急医療従事者を対象とした心肺蘇生等の研修実施						○動画伝送システムの拡充などにより、確実なメティカルコントロールのもとでの最適な搬送先や搬送手段の選定が進む ◆管外搬送率が低下(⇒4割程度を目標)	○動画伝送システムが県下全域に普及し、救急医療機関の連携・協力による搬送先・搬送方法等の管理体制が県全体会で構築されることにより、救急搬送に関する高度なメティカルコントロール体制が完成する ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目指す)	
	管外搬送件数の増に伴う郡部の救急業務の負担増(救急車の不在の増)	◇ドクターヘリの導入(H23.3)、医療センターのドクターカー(FMRC)導入(H22.8～)による、事故現場等への迅速な医師派遣システムの構築		◇ドクターヘリ搬送事例の事後検証、運航上の課題及び連携体制の検討、関係機関との調整 ・ランデブーポイントの確保、ヘリポートの整備(危機管理部) ・基地病院、関係救急医療機関、消防機関との連携の確保						○救命救急センターの院内ヘリポート整備が進む ○県下全域でヘリコプター着陸場所が確保され、ドクターヘリ要請後30分以内に医師による救急医療が提供される ○ドクターヘリ等により、医師の管理下で患者を事故現場等から地域の二次救急医療機関に迅速にヘリ搬送するJターンが行われる	○救急医療機関のヘリポート整備が進む ○ドクターヘリ等を活用した患者のJターンが全県下で活発に行われる	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名：医療政策・医師確保課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
IV 県下全体の中核病院としての高知医療センターの機能充実						
1. 経営改善	PFI事業を合意解約し、22年4月から直営化による運営をスタート 平成23年度単年度収支黒字化の達成	PFIから直営化への移行に際しての業務移行と「中期経営改善計画」に基づく経営改善対策 ・中期経営改善計画アクションプランを策定(H22.10、H23.4改訂)、PDCAによる経営改善を行ってきた。 ・22年度決算では特殊要因を除けば実質黒字化達成(155百万円)。 ・23年度決算では単年度黒字を達成見込み(105百万円)。	職員の意識改革(目標を共有化し、職員が一丸となって経営改善に取り組んでいく) 平成24年度に新中期計画(H24～H26)の策定	引き続き中期経営改善計画を具体的に進めるために、アクションプランの進捗管理を進める。		
2. 政策医療、高度専門医療の充実 (1)6つのセンター機能の充実・強化 【関連：健康対策課(がんセンター、総合周産期母子医療センター)、障害保健福祉課(こころのサポートセンター)】 (参考) 5つのセンター機能 ①がんセンター ②総合周産期母子医療センター ③循環器病センター ④地域医療センター ⑤救命救急センター ※24年4月1日から、6つ目のセンターとして「こころのサポートセンター」を開設。	医療センターは、5つのセンター機能を中心として県の政策医療を担う中核病院として、また、急性期に特化した地域医療支援型病院として一定の役割を果たしてきた。 ①がんセンター ・地域の医療機関との連携・機能強化による地域完結型のがん治療 ②総合周産期母子医療センター ・県の周産期医療の基幹病院 ③循環器病センター ・急性心筋梗塞治療センター(H20～) ④地域医療センター ・地域医療支援病院、へき地医療拠点病院として地域の医療機関の支援 ⑤救命救急センター ・ドクターヘリの運航開始(H23.3.16～) 初期臨床研修医が定員に満たない状況 (県内の状況) ○若手医師の減少 ○医師の地域偏在、診療科偏在	県の中核病院としての政策医療、高度医療の展開 ・医療の高度化・専門化への対応 ・若手医師の確保 臨床研修指定病院(管理型)として研修医(初期・後期)を受け入れている。 ・FMRC(欧洲型ドクターカー)の導入(H22.8)、ドクターヘリの運航開始(H23.3)などにより、救急医の教育・研修施設としての付加価値が高まった。 県内の状況 ○若手医師の減少 ○医師の地域偏在、診療科偏在	経営安定化をステップとして、「新中期計画」(H24～H26)に基づき、6つのセンター機能の充実及び新たな医療機能の整備を図っていく。			
(2)教育・研修機能の充実 (専門医の研修・輩出拠点としての機能強化)	初期臨床研修医が定員に満たない状況 (県内の状況) ○若手医師の減少 ○医師の地域偏在、診療科偏在	臨床研修指定病院(管理型)として研修医(初期・後期)を受け入れている。 ・FMRC(欧洲型ドクターカー)の導入(H22.8)、ドクターヘリの運航開始(H23.3)などにより、救急医の教育・研修施設としての付加価値が高まった。 県内の状況 ○若手医師の減少 ○医師の地域偏在、診療科偏在	指導医・専門医の確保 ・教育・研修施設としての魅力ある環境整備 (県内の状況) ○若手医師の専門医志向・キャリア形成志向に対応可能な病院が県内に少ない。	高度救急医療・専門医療を担う医師の研修・輩出拠点としての機能強化(後期臨床研修の質の向上) ・指導医・専門医の育成・配置 ・教育・研修施設としての付加価値の増大 ・臨床研修機関として「高知医療再生機構」と連携した学生の受け入れ		
(3)災害時における拠点機能の充実	基幹災害拠点病院として災害医療研修を実施している	県内の医療従事者、救急救命士等を対象とする災害医療研修を実施してきた。 ・災害医療団上演習(H21～) ・高知DMAT研修(H20～)	・訓練等による広域的な支援に対応できる体制の構築・維持 ・広域的な支援に必要な資機材の整備	災害発生時に求められる拠点機能の充実を図る。 ①災害医療研修の継続 ②災害医療に従事する職員の資質の向上・維持 ③災害発生時に広域的な医療救援活動支援を行える体制の整備・維持		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名：県立病院課】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿					
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末) 中長期的な視点 (概ね10年先)
V 地域の中核病院としてのあき総合病院の機能充実												
1. 安芸病院と芸陽病院を統合し、二次救急医療などの機能を備えた地域の中核的病院(拠点病院)として整備を図る。	旧安芸病院は、医師不足などの影響から、地域の中核的病院としての役割を果たすことができなくなってきたている。 旧芸陽病院は唯一の公立精神科病院だが、立地場所から全県を対象とした精神科領域の政策医療への対応が課題となっている。	●新病院の整備(建て替え) ○安芸病院と芸陽病院を統合し、地域の中核病院として整備することとした。(全県を対象とした精神科領域の政策医療は、高知医療センターに移管する。) 1.「新安芸・芸陽病院整備の基本的な考え方」の策定(H20.6) 2.「安芸地域立病院(仮称)整備の基本方針」の策定(H21.1) 3.地元説明会の開催:安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H21.11) 4.基本設計の作成(H22.3) 5.院内に設置した建設委員会で新病院の設計等について議論を実施(20回開催) 6.地元説明会の開催:安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H22.5～6) 7.本体工事等にかかる12月補正予算(債務負担行為)の議決(H22.12) 8.病院本体Ⅰ期工事契約(H23.3) 9.地元説明会の開催:安芸市(H23.4) 10.病院統合に係る運営システム等構築支援委託業務契約(H23.7) 11.津波対策のための設計等の見直し(9月補正予算) 12.津波対策補正予算の議決(H23.10) 13.津波対策のための病院本体Ⅰ期工事変更契約(H23.10) 14.津波対策についての地元説明会開催(安芸市(H23.10) 15.病院統合に係る条例改正議案を議決(H23.12) ・新名称:高知県立あき総合病院 ・病床数:348床(一般230床、結核28床、精神90床) 16.病院統合を行いあき総合病院として診療開始(H24.4) 17.新地震想定に基づく構造解析業務を委託(H24.6) ●中核病院としての医療機能の再構築 1.県立病院改革プランの策定(H21.3) ・県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)策定を作成(H23.12) 2.安芸病院アクションプランの策定(H22.3) 3.県立病院改革プラン改訂版の策定(H24.3) ①医師の確保 ②良質で安全な医療の提供 1)救急医療の充実 2)がん治療・緩和ケアの充実 3)地域医療連携の推進 4)新たな施設基準の取得 5)職員研修の計画的実施 6)地域住民との連携促進 7)接遇の向上 ③経営の健全化	○新病院の着実な整備 ○新病院に向けた体制等を検討するための推進体制を構築し、具体的な検討を開始する 新病院の運営システムの検討 (検討項目) ・各部門の運営マニュアルの策定 ・薬品など物品管理体制(物流システム) ・医療情報システム ・医療機器整備計画 ・組織・定数 ・患者移送計画 等 ●安芸保健医療圏において二次救急など地域の医療を支える中核病院としての機能の再構築 ○県立病院改革プランのPDCA ○高知大学に対する医師派遣の継続要請 ○知事部局の医師確保対策部署や高知医療再生機構と連携しながら、高知大学医学部学生へのアプローチ、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘に取り組む。 ○経営健全化推進委員会からの指導・助言 ○新たな経営管理体制の施行(経営幹部会議)									
2. 安芸保健医療圏地域医療再生計画により、病院GPの養成拠点として整備する。	若手医師の県内定着に向けたキャリア形成のひとつとして、病院GPが求められている。 病院GPとは、地域で必要とされ、かつ地域の医療機関や専門医との連携により、多くの疾患に幅広く対応できる総合的な診療能力を備えた医師 ※GP: General Practitioner (一般開業医)	1.安芸保健医療圏地域医療再生計画で、新病院が病院GPの養成拠点として位置づけられた(H22.1) 2.病院GP養成研修に係る検討会設立準備会の開催(H22.2) 3.安芸病院アクションプランの策定(H22.3) ・「病院GP養成」を盛り込む 4.病院GP養成プログラム検討委員会の設立(H22.4) (委員会開催 H22.5, H22.7, H22.9) 5.安芸病院で勤務する医師との共通認識の形成 ・高知大の医師と安芸病院の医師代表と意見交換(ペトルル合わせ)を実施した(H22.8) ・安芸病院医局会開催(H22.9) 6.大学教授など主要メンバーによる協議を実施 (H22.11) 7.新病院長の就任(H23.4)後、14回にわたって、高知大、医療再生機構等、関係者と協議を実施 8.病院GP養成研修の中心的役割を担う医師が着任し、具体的な検討を開始(H24.4)	○計画の着実な実行 ○高知大学医学部、健康政策部、高知医療再生機構との連携 ○病院GP養成プログラムの策定 →プロジェクト検討会(仮称)で議論を行う ○指導医の確保 →高知大、自治医大の関係者と協議する ○学生への周知 →高知大と協議・連携のうえ、広報活動を行う ○指定基準クリアに向けた取り組み ○研修プログラムの策定									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

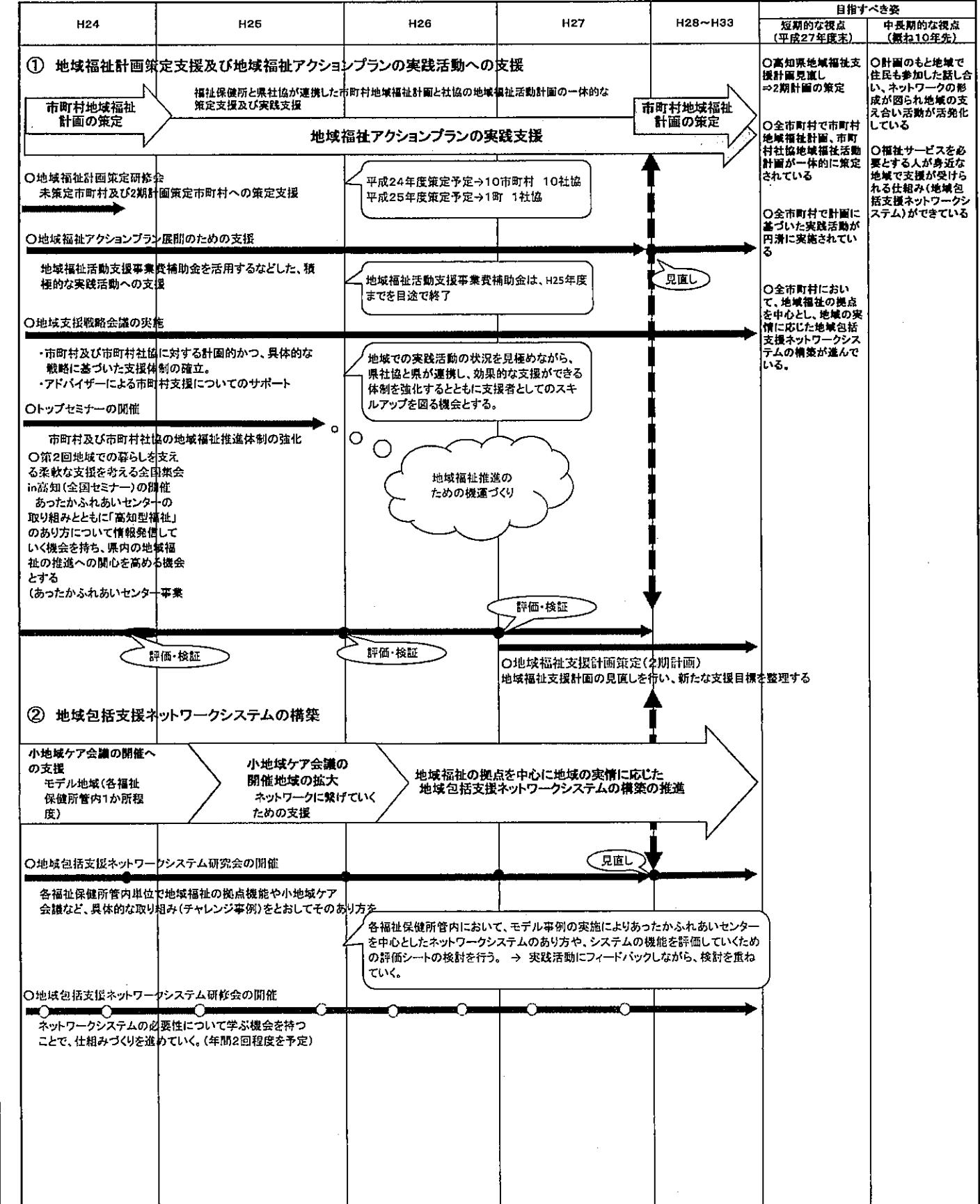
【課名:県立病院課】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)
VI 地域の中核病院としての機能充実												中長期的な視点 (概ね10年先)
	1. これまでの機能の維持に加えて、幅多保健医療圏内の病院や診療所の医療を支援する機能や、がん診療や救急医療などにおける地域の中核的病院としての機能の充実を目指す。	○地域の中核的病院として、幅多保健医療圏で、ほぼ完結できる医療(2次医療)を提供している。 ●幅多保健医療圏でほぼ完結できる医療の提供 <入院患者・圏域内受療率>(H17) ・ <u>幅多 88.6%</u> ← ほぼ圏域内で完結している ・中央 90.5% ・安芸 59.4% ・高鍋 59.7% ○事実上、圏域唯一の救急病院として、ヘリポートやICUを設置し、24時間365日体制で救急患者の受け入れを行ない、地域の救命救急センター的役割を果たしている。 ・救急車受入件数:2,648件(H22)、2,589件(H23) ※幅多3消防本部全体の57.7%を受入(H22暦年) ・ヘリポート使用件数:27件(H22)、32件(H23) ・ICU(4床)稼働率70.4%、延患者数1,028名(H22) 稼働率71.8%、延患者数1,052名(H23) ※H24.4から6床で運用 ONICU的病床を設置し、圏域唯一の分娩取扱病院として、ハイリスク母体・胎児及び新生児を常時受け入れ、母体・胎児及び新生児の集中管理を行う医療機関としての機能を果たしている。 ・分娩件数:414件(H22)、418件(H23) ・圏域内分娩率:93.2%(H17) ・NICUの病床(6床) ・稼働率 63.3%、延患者数1,387名(H22) ・稼働率 44.3%、延患者数 973名(H23) ・母体搬送受入件数:3件(H22)、6件(H23) ○急性期病院として、心臓血管外科手術など高次医療が必要で発生頻度が低い症例を除く、手術全般に対応している。 ・年間手術件数:1,988件(H22)、2,074件(H23) ○地域連携窓口を設置し、紹介予約の受け付や転退院調整等を実施。 ・紹介患者率:34.7%(H22)、36.0%(H23) ・逆紹介患者率:21.3%(H22)、21.2%(H23) ○地域連携クリニカルバスを導入し、地域の医療機関と連携した診療を実施。 ・連携先医療機関数:13施設(H22)、22施設(H23) ・連携バス使用件数:409件(H22)、661件(H23) ○地域医療連携システムを導入し、電子カルテ情報を地域の医療機関に公開。(H22.3) ・参加医療機関数:3施設(H22.8)、27施設(H23.3) ○がん治療については、外科的治療(手術)に加えて、放射線治療や化学療法にも対応しているが、専門医確保の問題などから、国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」の指定は受けていない。 ・圏域内がん入院患者受療率:77.5%(H17) ・がん入院患者数:892件(H22)、1,085件(H23) ・がん手術件数:437件(H22)、457件(H23) ・放射線治療件数:1,764件(H22)、2,399件(H23) ・外来化学療法件数:2,201件(H22)、2,104件(H23) ○地域がん診療連携拠点病院指定に向けた取り組み ・高知県がん診療連携推進病院(準ずる病院)に指定。(H23.4) ・外来化学療法室に専任の看護師2名を配置。(H23.4) ・診療情報管理士1名を採用。(H23.4) ・地域住民への啓発を目的として、幅多ふれあい医療公開講座を開始。(H23.4～) ・がん患者対象のセカンドオピニオン外来を開始。(H23.5) ・地域がん診療連携拠点病院に指定(H24.3) ●医師の確保 ○皮膚科の常勤医不在解消 ・H23.4 常勤医確保 - H23.6 2名体制に復元 ○高知大の協力型病院として、医師の臨床研修を実施。 ・初期研修医:2名(H22)、2名(H23)、4名(H24) ・学生実習生:47名(H21)、40名(H22)、41名(H23) ○救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自衛)に向けた啓発活動を実施した。 ・ホームページへの掲載(H22.10) ・院内広報紙への掲載(H22.9・10月号) ・四万十市及び宿毛市広報への掲載(H22.12月号) ・時間外の受診相談用電話の設置(H23.6) ●健常経営の維持 ○県立病院改革プランの策定(H21.3) ○県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)を策定(H24.3)	○地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた取り組みと必要な医療スタッフの確保 ○地域がん診療連携拠点病院としての体制の充実 ○医師の確保が困難となる中、地域の中核病院としての機能維持が厳しくなっており、これまで以上に医師の定着・確保に向けた取り組みを進めていく。 ○地域連携の機能充実に向けて検討を行う。 ○「しまんとネット」の利用拡大 ○高知大に対する医師派遣の継続要請 ○啓発活動の実施 ○時間外受診件数(7月累計) H24 3,825件(H23比較▲782件) ○単年度黒字の達成 (H27年度) ○県立病院改革プランの実行 ○経営健全化推進委員会からの指導・助言 ▼H24.8.22開始 ○改革プランの見直しに合わせて委員を改選 ○新たな経営管理体制の実行(経営幹部会議) ○新規会員登録 → ○会員登録確認 → ○会員登録承認 → ○会員登録完了	○地域がん診療連携拠点病院として稼働 ○医療機関、介護サービス事業者に加えて調剤薬局にも拡大 (H25年度末目標:30施設) 「しまんとネット」の運用と機能充実 高知大に対する医師派遣の継続要請 啓発活動の実施 時間外受診件数(7月累計) H24 3,825件(H23比較▲782件) 単年度黒字の達成 (H27年度) 県立病院改革プランの実行 経営健全化推進委員会からの指導・助言 ▼H24.8.22開始 改革プランの見直しに合わせて委員を改選 新たな経営管理体制の実行(経営幹部会議) 新規会員登録 → 会員登録確認 → 会員登録承認 → 会員登録完了								

【テーマ】日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～



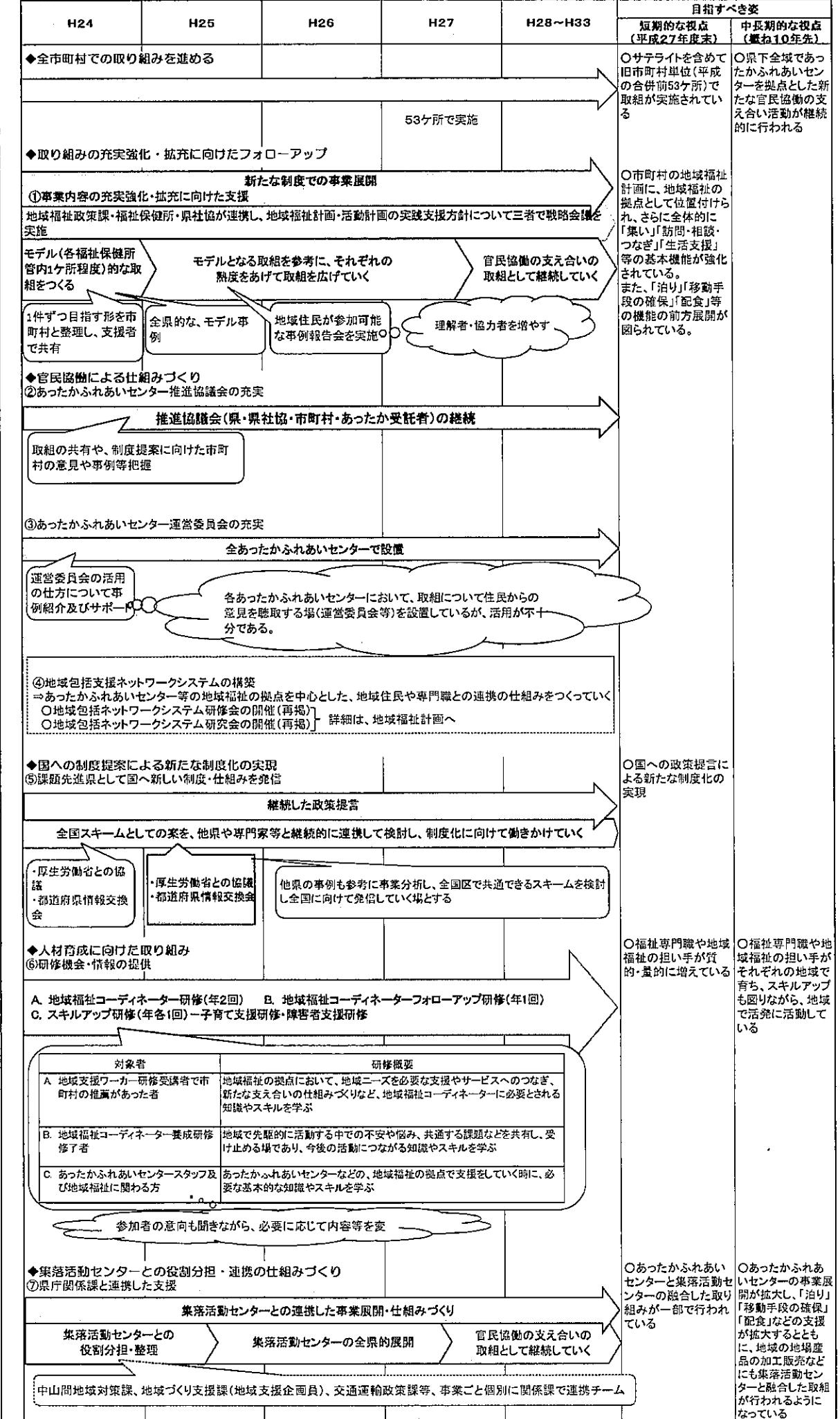
【 課名:地域福祉政策課 】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

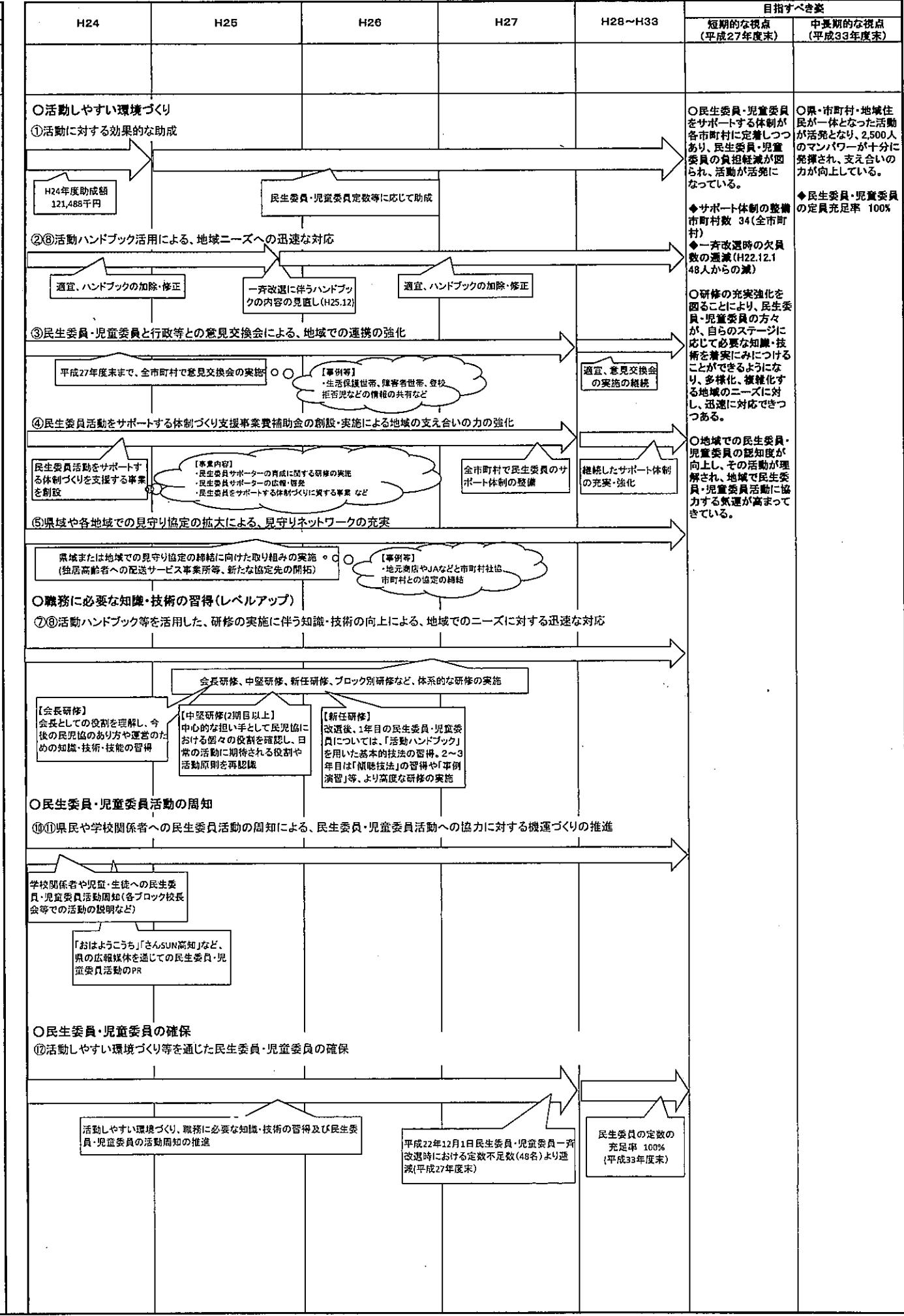
【 課名:地域福祉政策課 】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年→22年) ・人口816千人→764千人 (▲52千人) ・高齢化率20.6%→28.8% (+8.2%)	◆あつたかふれあいセンターの整備促進(H21~) H21→2市町村28箇所(新規雇用 76人) H22→30市町村39箇所(新規雇用113人) H23→31市町村40箇所(新規雇用121人)	◆あつたかふれあいセンターの整備促進 【H22】 ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10~11、 10/19, 12/6) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7, 11/29) ・事業分析にあつたてのデモ版を5ヶ所で実施 (宿毛、西土佐、北川、馬路、中土佐(つどい)) ・他県でのフレキシブル支援センターの取り組み照会(7月) ・あつたかふれあいセンター等全国セミナー開催(9/11) ・日本福祉大学への事業分析等委託契約締結(8/27) 事業分析利用者調査実施(8月、12月) 事業分析中間報告(11/15) 事業分析調査研究報告書(2/28) ・福祉保健所地域支援室との協議(1/7~2/4, 3/8~ 16)	◆あつたかふれあいセンターの整備促進 ○集いの場のづくりに終始し、相談や訪問活動などをきめ細かく 行う機能面の充実や、地域ニーズを把握し柔軟に対応できる小 規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動にまでは 至っていないところが多い。 ◆取組の充実強化・拡充に向けたフォローアップ ①実施事業内容の強化、サテライトの追加や 新たな機能拡充等を市町村ごとに協議し支援 していく。 新たな事業展開の実施が必要とされる機能 の前方展開を検討していく。 ⇒「泊り」「移動手段の確保」「配食」	市町村・県民
(1)地域で支え合う仕組みづくり	◆地域での支え合いの 力が弱まっている ・H21県民世論調査では 55.8%の人が感じてい る	【H23】 ・厚生労働省への政策提言(5/19, 6/10, 10/12) ・厚生労働大臣及び厚生労働省少子対策室あつたか視察 (8/4, 7) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7, 1/5~ 11) ・新あつたかスキーム案財政協議及び市町村への概要 説明 ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/3, 4, 9/20, 21) スキルアップ研修 (子育て支援11/24, 25、障害者支援12/8, 9) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/25, 7/3再放送) 地域福祉セミナーで取組紹介(●北海道) 安芸WHC管内あつたか活動報告会(12/17) とびだせ!!ヘルプマン(12/24土佐町) ・福祉保健所地域支援室との戦略会議(5/13~20)	◆官民協働による仕組みづくり ②あつたかふれあいセンター推進協議会の充 実 ③あつたかふれあいセンター運営委員会の充 実 ④地域包括支援ネットワークシステムの構築 あつたかふれあいセンター等の地域福祉の拠 点を中心とした、地域住民や専門職との連携 の仕組みをつくっていく = 詳細は地域福祉計 画へ		
	◆中山間地域では全国 一律の報割りの福祉 サービス基準では子育 てや介護、自立支援な ど多様なニーズがありな がらも、それぞれのサー ビス利用者が少ないた めサービスが提供され にくい状況となっている	○全国発信に向けた制度提案 ◆H24から県単独事業として継続実施 ・3年間の成果を踏まえて機能を強化 (必須機能) H23まで⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」 H24から⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」	◆国への制度提案による新たな制度化の実現 ⑤高知県から中山間地域等の課題、取組の成 果等を元に、全国展開に向けた動きかけを行 (日本福祉大学との連携:協定書の締結)		
		○コーディネーターや新規雇用 スタッフ等の人材育成 ◆人材育成に向けた取組 ⑥研修機会・情報の提供	◆人材育成に向けた取り組み ⑥研修機会・情報の提供		
		○集落活動センターの取組に関 する県庁内での連携 ◆集落活動センターとの役割分担・連携の仕 組みづくり ⑦それぞれのセンターの取組・人材を活かし た、地域でのしくみづくりへの支援を行う	◆集落活動センターとの役割分担・連携の仕組みづくり ⑦県庁関係課と連携した支援		



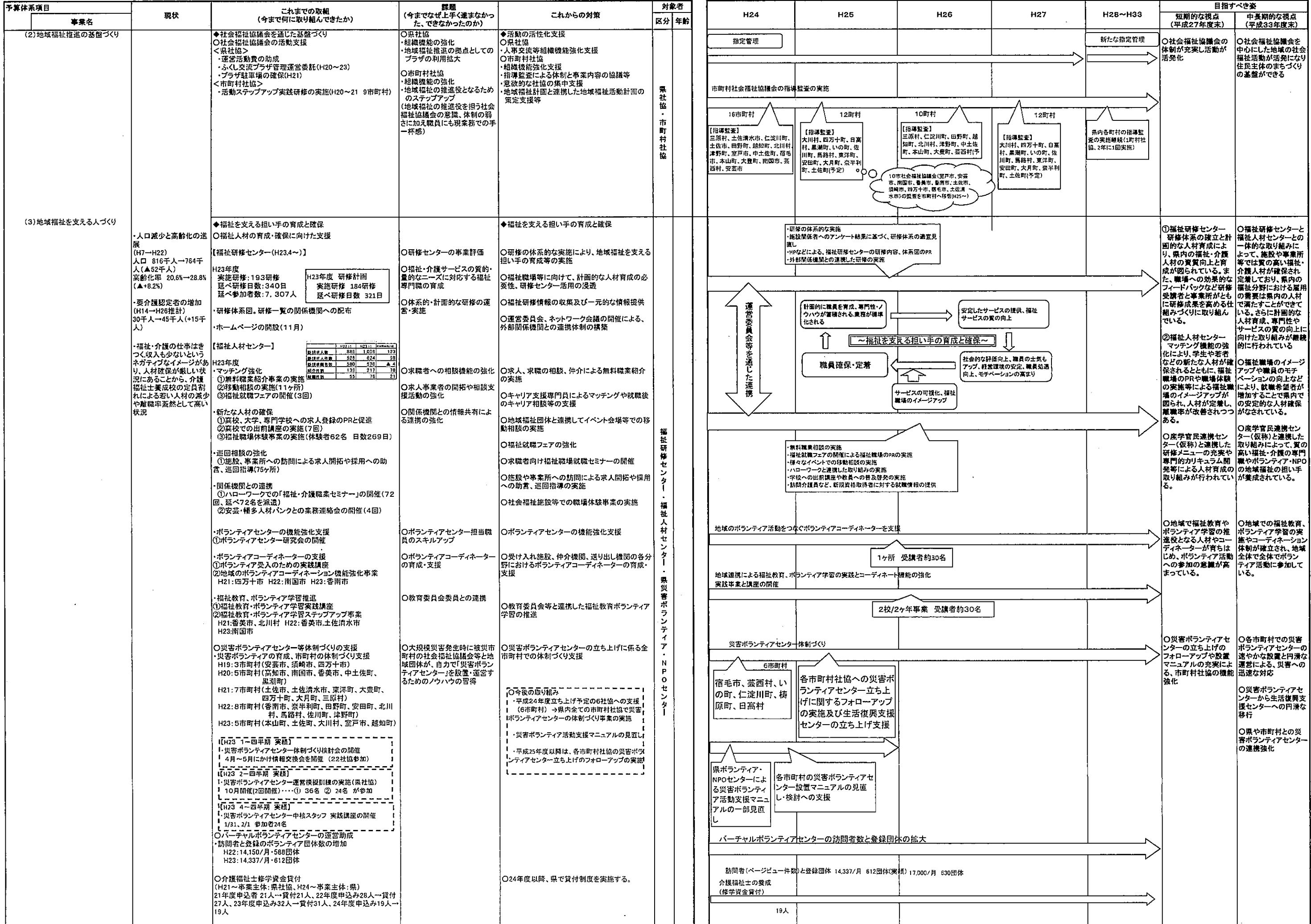
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者		目標すべき姿
					区分	年齢	
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査17年→22年) 1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (1)地域で支え合う仕組みづくり	◆人口796千人→764千人 (▲32千人) ・高齢化率25.9%→28.8% (+2.9%) ○活動ジャンバーの作成・貸与(H22.5) ○活動ハンドブックの作成・配布(H22.12) ○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 (体系的研修の実施:H23の状況) ・会長研修(9/27 163名参加) ・中堅研修(6/29~30 172名参加) ・新任研修 1年目研修(H24.2.20 28名参加) 2年目研修(11月~12月 6箇所 402名参加) 3年目研修(H23.9.1 31名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月~8月 1,861名参加) ○民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高知会 (株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 県下16JA・中央会 H22 (1協定) 高知医療生活協同組合 ※各地域で市町村社協(民児協)、市町村、業者で見守り協定の締結を結んでいるところあり。(10箇所) ・地域見守り協定ロゴマークの作成(H21.11)と活用 集落の減少(H7→H17) 2,418→2,360(▲58) (H17では50世帯未満の集落の割合58%) ・高齢単身世帯の増加 (H22) 40,918→44,773世帯 (+3,855世帯) ○民生委員の定数の状況(H24.3.31現在) ※定員 2,459人 → 実人員 2,423人(▲36) 高知市以外 16人(土佐市4、四万十市3、香南市1、香美市4、大豊町1、土佐町1、大川村1、津野町1) 高知市 20人	○地域での見守りや支え合いの仕組みの充実 ○活動ジャンバーの作成・貸与(H22.5) ○活動ハンドブックの作成・配布(H22.12) ○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 (体系的研修の実施:H23の状況) ・会長研修(9/27 163名参加) ・中堅研修(6/29~30 172名参加) ・新任研修 1年目研修(H24.2.20 28名参加) 2年目研修(11月~12月 6箇所 402名参加) 3年目研修(H23.9.1 31名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月~8月 1,861名参加) ○民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高知会 (株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 県下16JA・中央会 H22 (1協定) 高知医療生活協同組合 ※各地域で市町村社協(民児協)、市町村、業者で見守り協定の締結を結んでいるところあり。(10箇所) ・地域見守り協定ロゴマークの作成(H21.11)と活用 集落の減少(H7→H17) 2,418→2,360(▲58) (H17では50世帯未満の集落の割合58%) ・高齢単身世帯の増加 (H22) 40,918→44,773世帯 (+3,855世帯) ○民生委員の定数の状況(H24.3.31現在) ※定員 2,459人 → 実人員 2,423人(▲36) 高知市以外 16人(土佐市4、四万十市3、香南市1、香美市4、大豊町1、土佐町1、大川村1、津野町1) 高知市 20人	◆民生委員・児童委員活動の充実 ○活動しやすい環境づくり ①活動に対する効果的な助成 ②活動ハンドブックの活用による活動支援 ③民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催 ④民生委員・児童委員をサポートする体制づくりへの支援 ⑤地域見守りネットワークの拡大 ⑥民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知 ○職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ) ⑦民生委員・児童委員を対象とした体系的な研修の充実・強化(会長研修、中堅研修、新任研修、ブロック別研修等) ⑧活動ハンドブックの活用による活動支援(再掲) ○民生委員・児童委員活動の周知 ⑨活動ジャンバーの活用による活動のPR ⑩県の広報媒体の活用による活動のPR ⑪民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知(再掲) ○民生委員・児童委員の確保 ⑫活動しやすい環境づくり、職務に必要な知識・技術の習得及び民生委員児童委員活動の周知	民生委員 児童委員		
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査17年→22年) 1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (1)地域で支え合う仕組みづくり	◆民生委員・児童委員の活動支援 ○活動費の助成の拡充 ○活動ジャンバーの作成・貸与(H22.5) ○活動ハンドブックの作成・配布(H22.12) ○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 (体系的研修の実施:H23の状況) ・会長研修(9/27 163名参加) ・中堅研修(6/29~30 172名参加) ・新任研修 1年目研修(H24.2.20 28名参加) 2年目研修(11月~12月 6箇所 402名参加) 3年目研修(H23.9.1 31名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月~8月 1,861名参加) ○民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高知会 (株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 県下16JA・中央会 H22 (1協定) 高知医療生活協同組合 ※各地域で市町村社協(民児協)、市町村、業者で見守り協定の締結を結んでいるところあり。(10箇所) ・地域見守り協定ロゴマークの作成(H21.11)と活用 集落の減少(H7→H17) 2,418→2,360(▲58) (H17では50世帯未満の集落の割合58%) ・高齢単身世帯の増加 (H22) 40,918→44,773世帯 (+3,855世帯) ○民生委員の定数の状況(H24.3.31現在) ※定員 2,459人 → 実人員 2,423人(▲36) 高知市以外 16人(土佐市4、四万十市3、香南市1、香美市4、大豊町1、土佐町1、大川村1、津野町1) 高知市 20人	○地域での見守りや支え合いの仕組みの充実 ○活動ジャンバーの作成・貸与(H22.5) ○活動ハンドブックの作成・配布(H22.12) ○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 (体系的研修の実施:H23の状況) ・会長研修(9/27 163名参加) ・中堅研修(6/29~30 172名参加) ・新任研修 1年目研修(H24.2.20 28名参加) 2年目研修(11月~12月 6箇所 402名参加) 3年目研修(H23.9.1 31名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月~8月 1,861名参加) ○民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高知会 (株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 県下16JA・中央会 H22 (1協定) 高知医療生活協同組合 ※各地域で市町村社協(民児協)、市町村、業者で見守り協定の締結を結んでいるところあり。(10箇所) ・地域見守り協定ロゴマークの作成(H21.11)と活用 集落の減少(H7→H17) 2,418→2,360(▲58) (H17では50世帯未満の集落の割合58%) ・高齢単身世帯の増加 (H22) 40,918→44,773世帯 (+3,855世帯) ○民生委員の定数の状況(H24.3.31現在) ※定員 2,459人 → 実人員 2,423人(▲36) 高知市以外 16人(土佐市4、四万十市3、香南市1、香美市4、大豊町1、土佐町1、大川村1、津野町1) 高知市 20人	◆民生委員・児童委員活動の充実 ○活動しやすい環境づくり ①活動に対する効果的な助成 ②活動ハンドブックの活用による活動支援 ③民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催 ④民生委員・児童委員をサポートする体制づくりへの支援 ⑤地域見守りネットワークの拡大 ⑥民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知 ○職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ) ⑦民生委員・児童委員を対象とした体系的な研修の充実・強化(会長研修、中堅研修、新任研修、ブロック別研修等) ⑧活動ハンドブックの活用による活動支援(再掲) ○民生委員・児童委員活動の周知 ⑨活動ジャンバーの活用による活動のPR ⑩県の広報媒体の活用による活動のPR ⑪民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知(再掲) ○民生委員・児童委員の確保 ⑫活動しやすい環境づくり、職務に必要な知識・技術の習得及び民生委員児童委員活動の周知			



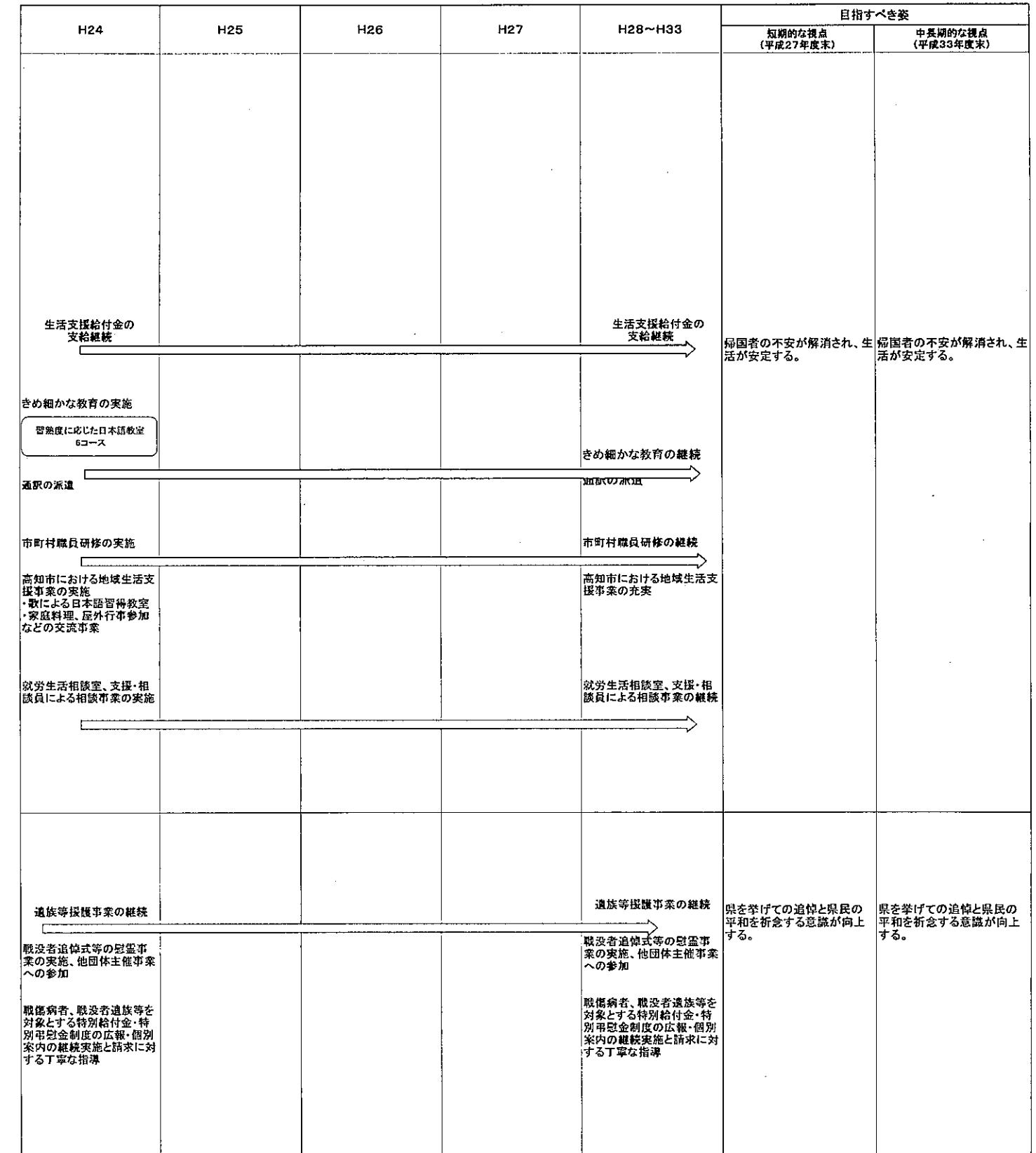
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
(4) 遺家族等の援護対策						
O中国残留邦人 67人 中国からの帰国時における年令が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。 (H24.4.1現在) 居住地:高知市54人、室戸市1人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人、四万十町1人(平均年齢74歳) (参考)支援の対象となる国費同伴帰国した親族 約90名	◆中国帰国者の生活支援 中国の援護対策を基本にした支援					
◆収入や資産形成が不十分	・老齢基礎年金の溝額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4)	生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保護所において支給	中国 残留 邦人 (高齢 者)	63 ～ 96	生活支援給付金の 支給継続	生活支援給付金の 支給継続
◆社会への適応が不十分 ①日本語が不自由な方が多い。	・日本語教室の開催 瀬江南教室 3コース 入門、初級、中上級 北竹島教室 中、上級 横浜教室 初級 計3教室 6コース (H21～国10/10) ・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10)	帰国者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要	日本語講師(十ボランティア)による個人ごとの習熟の程度に応じた、きめ細かい教育の継続		きめ細かな教育の実施 習熟度に応じた日本語教室 6コース	きめ細かな教育の継続
②市町村役場のサポートが不十分	市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10)	市町村職員の残留邦人にに対する理解が十分と言えない	市町村職員は人事異動により交替していくので研修を継続していく。支援の必要な帰国者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の充実を進める。		通訳の派遣	市町村職員研修の実施
③就労問題、生活上の問題がある。	就労生活相談室の設置 場所:県保健衛生総合庁舎2階 週4日 10時～16時 相談員2名 支援・相談員の派遣 2名(高知市以外を担当) (H20～)(国10/10)	相談事業の継続			高知市における地域生活支援事業の実施 ・歌による日本語習得教室 ・家庭料理、屋外行事参加などの交流事業	高知市における地域生活支援事業の充実
◆高齢化と会員の減少 法人としての活動も難しくなりつつある。 (H24.5現在) ・(財)高知県遺族会 正会員(妻) 761人 準会員(子) 5,481人 ・(財)高知県健軍人連合会 会員 75人 (H25法人解散予定) ・高知県軍恩連盟 会員 1,484人	◆戦傷病者、戦没者遺族等 団体としての活動も難しくなりつつある。 (H24.5現在) ・全国戦没者追悼式へ参列 8/15 参列者80名 ・高知県戦没者追悼式の実施 11/1 参列者800名 ・沖縄「土佐之塔」慰霊祭へ参列 11/21 参列者47名 ・団体等慰霊祭へ参列 護国神社慰霊祭 (4/2、11/2) 2回 海洋会等団体慰霊祭 8回 市町村等主催 45回 ・援護団体へ事業費助成 ・特別弔慰金、特別給付金等の支給 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 16名 戦没者遺族相談員23名	因係者の高齢化に伴う対象者及び行事等参加者の減少	・戦没者追悼式等の慰靈事業の実施、他団体主催事業への参加を継続		遺族等援護事業の継続	遺族等援護事業の継続
		高齢化により特別弔慰金等の請求行為が十分できない方がいる。	・戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金、特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導		戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加	戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

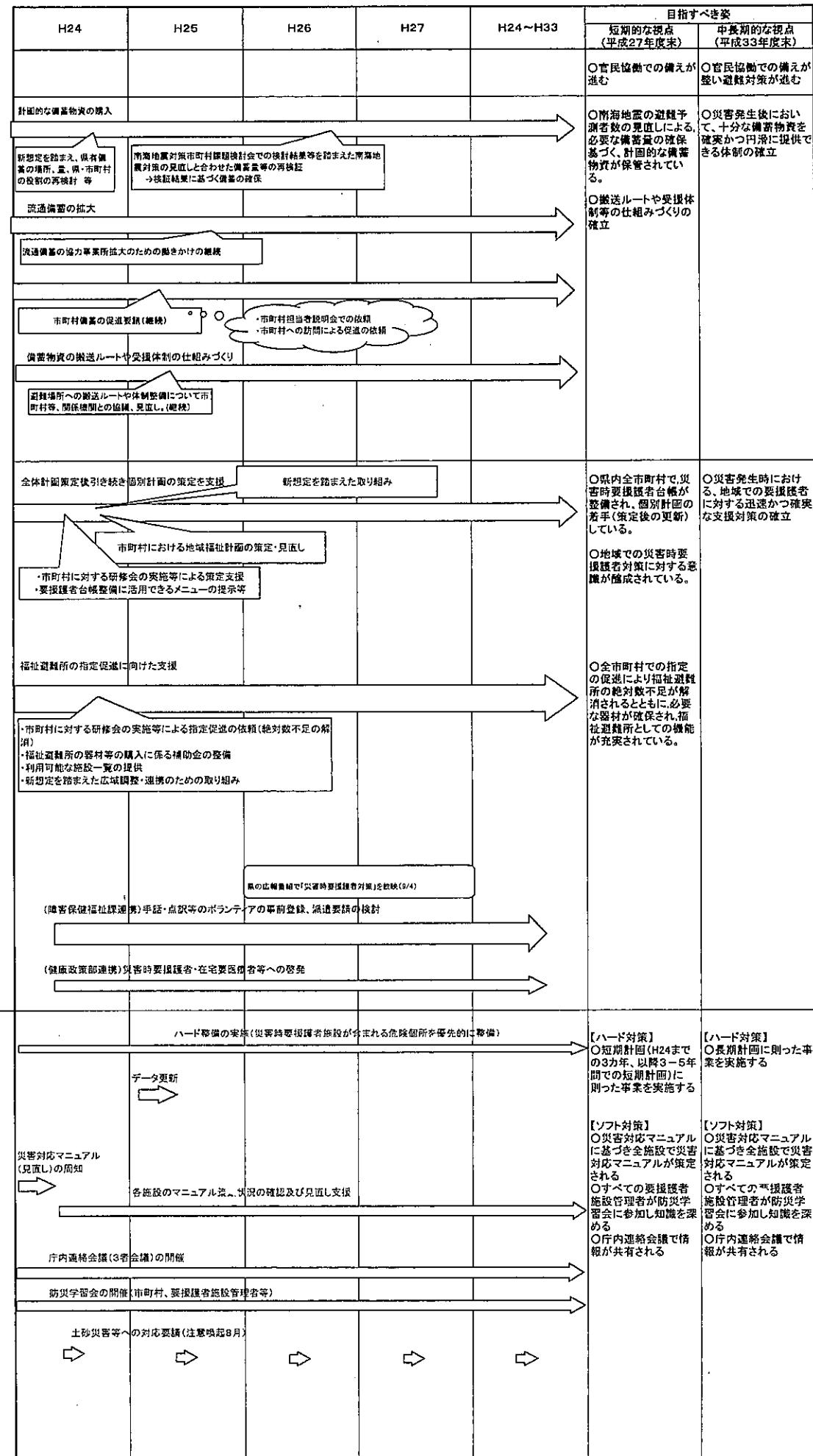
【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H24～H33	目標すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
3 セーフティネット施策の充実・強化 (1)低所得者等の生活支援の充実・強化	<p>◆生活保護世帯数(県内) H21:13,679世帯 H22:14,663世帯 H23:15,535世帯</p> <p>◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援) ○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯) H20貸付決定 67件 80,312千円 H21貸付決定 479件 266,735千円 H22貸付決定 538件 351,481千円 H23貸付決定 475件 331,977千円 高知県生活福祉・就労支援協議会 H22.5.31 H23.5.23 H24.5.28</p> <p>【事例】 ・生活福祉資金窓口の各市社協に相談員10名を配置 1(高知市2名) 1(県社協窓口に貸付相談員を配置(1名)</p> <p>※H21.10制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ</p> <p>○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等) H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人 H23契約 123人</p> <p>○高知刑務所 全入所者数:370名 うち、高齢者 又は障害者:86名 うち、受入先がない者:33名 (H23.11高知刑務所調査)</p> <p>OH22年度の高知刑務所退所者で、高齢または障害で受入先がなかった者:16名 (H23.11高知刑務所調査)</p>	<p>◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援) ○制度が十分知られているとは言えない ○必要な援助となるまでに時間を要する</p> <p>◆制度の周知と利用促進 ・積極的な広報 ・市町村社協の相談支援体制の強化</p> <p>○今後の取り組み ・国の相談体制への支援が修正予算によりH24も継続となったため、H24も引き続き生活福祉資金の窓口、相談体制の強化をはかっていく。</p> <p>◆成年後見人制度への移行 ◆利用者により近い市町村社会福祉協議会が主体となって実施する体制への移行 ◆市町村社協における法人後見人受任等を含めた検討</p> <p>◆関係機関等の恒常的な連携の構築 ・運営推進委員会(効果的な運営を協議) ・連絡協議会(実務者レベルの支援全体の協議) ・合同支援会議(個別ケースの支援協議) ◆センターの周知 ・広報活動</p> <p>○適正施設退所者への円滑な福祉支援の提供 H23.6.1センター開設 ・コーディネート支援 4件 ・フォローアップ支援 1件 ・相談支援 9件 (H24.3.31現在)</p>	<p>県社協・市町村社協</p> <p>相談支援体制の充実</p> <p>市町村社協実施体制への移行(H23まで3市に移行済) 成年後見制度との連携についての検討</p> <p>H24年度:11市町に移行 H25年度:20市町村に移行 市町村社協における法人後見人受任の取り組みの推進</p> <p>市町村社協による、日常生活自立支援事業の実施</p> <p>・地域生活定着支援センターの委託による事業実施</p> <p>コーディネート業務 フォローアップ業務 相談支援業務 運営推進委員会等の開催 広報活動</p>								○制度が十分に周知されるとともに円滑で迅速な対応が図られる	○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる
											○日常生活自立支援事業の円滑な実施が行われるとともに、成年後見制度との連携が図られ、利用者が適切な制度が利用できる。 ○日常生活自立支援事業の円滑な実施が行われることにより、県正施設退所者が地域で安定した生活を送ることができる。	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:地域福祉政策課 】

予算体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者
事業名	区分					年齢
4 災害援護対策の推進						
(1)災害救助対策						
◆災害救助基金(H24.4.1) ○残高 333,655千円 ・現金 286,862千円 ・物資 46,793千円	○基金運営と流通備蓄の促進 『基金』 ・災害救助法第38条に定められた基金額の積立 ・会計管理課による基金運用及び給与品の現物備蓄 ※備蓄物販・飲料、水、毛布、日用品セット、学用品 ・食糧 70,500食、水70,500㍑、毛布 7,000枚、日用品 ・品セット 6,200セット、その他ノート等の学用品 ・食糧、水については、避難者予測数の1日分の必要量 の20%を県備蓄の目標値とし、平成22年度から5年間 で整備する備蓄計画を立てていたところ、東日本大震災 をふまえ、平成23年度に目標値の全量を購入し、目標 量を確保した。 ○市町村備蓄の促進要請 ・市町村担当者会の開催 H22年度…H22.8.25 H23年度…H23.8.29 H24年度…H24.6.22 ○災害発生における飲料水の調達に関する協定(流通備蓄) H17年度…5事業者 H19年度…1事業者 H22年度…1事業者 ※協定事業者への提供量等の確認	・市町村備蓄が進んでいない ・県の備蓄物販の市町村への 提供方法がマニュアル化されて おらず、災害時の迅速な対応が できない可能性がある。	・県、市町村と役割分担した計画的な備蓄 ・県としての一定量の備蓄の計画的な確保 ・市町村備蓄の促進要請 ・流通備蓄について、協力事業所の拡大。 ○今後の取り組み 3月31日に公表された南関トラフにおける新想 定をふまえ、適切な備蓄場所、適正な備蓄量、県 と市町村との役割分担の再検討を行うとともに、総 合防災拠点構想策定委員会の検討状況を踏まえ た適切な広域連携の在り方の検討を行う。	県民		
◆県との供給協定の締結 ・飲料水:7事業者 ・物資供給:15事業者等						
◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の策定(H24.6現在) ・現状定率91.2% (策定済31町村)	○避難支援プラン策定要請 ・各市町村訪問により、災害時要援護者避難支援プランや要援護者台帳の整備、福祉避難所の指定促進について依頼。 ・市町村福祉・介護事業者担当者連絡会議において、災害時要援護者対策の取組促進について依頼 H22年度…H22.4.27 H23年度…H23.4.20 H24年度…H24.4.27 ・市町村担当者会において、災害時要援護者対策の取組促進について依頼 H22年度…H22.6.25 H23年度…H23.8.29 H24年度…H24.6.22	・市町村の意識不足と府内の連携不足 ・個々の要援護者の避難支援プラン個別計画の策定が進んでいない。(人口減少、高齢化に伴い、避難支援者やボランティアの確保が困難)	・全市町村での全体計画の策定を支援するともに 個別計画に順次移行・実行 ・福祉保健所と連携した個別計画等の策定や 要援護者台帳の整備促進に向けた支援			市町村等
◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成(H24.6現在) ・整備済 5市町村 ・着手済 29市町村						
◆要援護者台帳の整備状況(H24.6現在) ・整備済 14市町村 ・整備中 20市町村	○こうちぎょうせいネット「災害対策支援のページ」による市町村への情報提供 -H22.9月開始 ・国からの通知、市町村の取組状況、各種調査結果等の掲載 ・福祉避難所の指定の参考となるよう、社会福祉施設の状況調査の結果を掲載 (H22.9月、H23.3月)					
◆福祉避難所の指定・協定(H24.6現在) 15市町45施設(延べ60施設)	○「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.9月)及び周知 ・手話、点訳等ボランティアの養成 ・啓発用ビデオの作成 ・在宅要医療者災害支援マニュアルの作成					
◆土砂災害危険箇所内の要援護者施設への対応	【21年度】 ・土砂災害等への対応要請(地域福祉政策課) H21.7 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設の調査 H21.8 ・府内連絡会議の開催 (メンバー) 危機管理体制：危機管理・防災課 危機政策課：危機政策課 地域福祉部：福祉、高齢、障害、児童、精神、精神文化生活部：私学・大学支援課 農業振興課：農業・森林・林業課 林業振興課：森林・治山林道課 土木部：防災砂防課、河川課 教育委員会：小中学校課、幼保支援課、特別支援教育課	・土砂災害等に対する備えが不十分 ・対策工施工法施設が少ない。 施工済みは約22%(148/673)	【ハード対策】(防災砂防課、農業振興課、治山林道課) ・ハード対策が必要な箇所の確定 ・今後の事業実施方針の策定 【ソフト対策】 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設再調査(更新) ・危険箇所内の災害時要援護者施設の情報共有 (府内連絡会議メンバー)			社会 福 祉 施 設 等 の 要 援 護 者 施 設 ・ 市 町 村
・土砂災害危険箇所内の要援護者施設数 627施設 (H23.3 截至所管を含めると 673施設)						
・対策工施工済施設数 148施設 (H23.3)						
危険箇所内の要援護者施設 及び対策工施工済施設	【22年度】 ・風水害に対する災害対応マニュアルの策定 (地域福祉部4課:福祉、高齢、障害、児童) ・災害対応マニュアル(既定状況調査(高齢者課)) ・施設監査等での既定状況の確認と策定指導 ・マニュアル策定状況調査(H22.9) 策定済・策定予定 164施設 未回答 272施設 府内連絡会議の開催 H22.6月以降は、危機管理体制・防災砂防課、地域福祉 政策課の3部で定期的な協議を実施 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設の再調査 H23.3 ・防災学習会の開催 【23年度】 ・土砂災害に関するブロック別啓発活動、防災学習会 の開催(H24.2 县内5箇所) ・要援護者施設の周辺区域を優先調査し、土砂災害警戒区域を指定(H23.9) ・府内連絡会議の開催 ・県社会福祉施設防災対策マニュアルの見直し(H24.3)	・ほとんどの施設が風水害の避難計画未策定 ・防災に対する学習機会が少ないと い ・各施設での災害対応マニュアルの策定支援 (地域福祉部4課:高齢、障害、児童) ・個別の設置で危機管理体制の実施 ・施設監査等での既定状況の確認と策定指導 (地域福祉部4課:高齢、障害、児童、福指) ・連絡会議での情報共有と今後の対策協議 ・防災学習会の実施 (地域福祉部4課:防災砂防課)				
高齢者施設 (179施設) 40 障害者施設 (93施設) 27 児童福祉施設 (7施設) 0 保健所等 (99施設) 26 幼稚園 (13施設) 1 小学校 (106施設) 26 義務学校 (4施設) 1 保育園 (2施設) 0 医療施設 (134施設) 27						



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
事業名												
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進	<p>☆高齢者人口は増加しているが、二次予防事業への参加者は減少(H21→H22(国調査))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口 217千人→218千人 ・二次予防事業対象者数 4,099人→4,313人 ・二次予防事業参加者数 477人→442人 <p>☆二次予防事業では、運動機能向上プログラムの取組が中心となっていながら、栄養改善や口腔機能向上等も含めた複合プログラムに取り組む市町村が増加(H21→H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器の機能向上 21保険者→17保険者 ・栄養改善 1保険者→1保険者 ・口腔機能向上 3保険者→2保険者 ・複合プログラム 5保険者→11保険者 <p>＜介護予防手帳の活用状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自に介護予防手帳を作成:3市町(安芸市、東洋町、黒潮町) ・県の介護予防手帳を活用:9市町村(高知市、室戸市、南国市、土佐市、土佐清水市、田野町、いの町、津野町)にて介護予防リーダー養成を実施 ・県の介護予防手帳をカスタマイズ:2町(土佐町、津野町) <p>～市町村ヒアリングより～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の取り組み箇所数は増えたが、何箇所になれば十分なのかわからぬ。 ・地域リーダーの数は充足してきたが、実際活動してくれる方は少ない(活動率が低い)。 ・地域リーダーの活動が長続きしない。 ・地域リーダーも高齢化している(若い世代への引き継ぎ困難)。 等 	<p>・市町村ヒアリングにて個別課題を把握</p> <p>・福祉保健所と協議し地域課題を整理</p> <p>・地域課題に応じて介護予防推進連絡会議を開催</p> <p>【介護予防の効果を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知大学に委託し、モデル市町村(高知市、津野町)における介護予防効果を検証 ・介護予防に取り組むことで、身体機能に加え生活機能も向上 「気持ちが明るくなった」「友達ができる」等々 ・運動だけではなく、口腔も併せて実施した方が生活機能の改善が多い等々 <p>【効果的なプログラム(複合プログラム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル市町村(津野町)において、運動器の機能向上に栄養改善、口腔機能向上を併せたプログラムを検討 <p>【介護予防手帳の作成と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の必要性や効果的なプログラム、効果検証結果等を掲載(参加者、リーダー用) ・民生委員・児童委員への配布 ・老人クラブ連合会との連携 ・モルタル老連(室戸市、南国市、香南市、土佐清水市、田野町、いの町、津野町)にて介護予防リーダー養成を実施 <p>＜介護予防手帳の活用状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自に介護予防手帳を作成:3市町(安芸市、東洋町、黒潮町) ・県の介護予防手帳を活用:9市町村(高知市、室戸市、南国市、土佐市、土佐清水市、田野町、いの町、津野町) ・県の介護予防手帳をカスタマイズ:2町(土佐町、津野町) <p>～市町村ヒアリングより～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の取り組み箇所数は増えたが、何箇所になれば十分なのかわからぬ。 ・地域リーダーの数は充足してきたが、実際活動してくれる方は少ない(活動率が低い)。 ・地域リーダーの活動が長続きしない。 ・地域リーダーも高齢化している(若い世代への引き継ぎ困難)。 等 	<p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】</p> <p>・地域ごとに課題は明確になったが、支援体制の整備が必要</p> <p>①介護予防推進連絡会議の開催</p> <p>地域課題に応じて研修会や連絡会議を開催するなど、具体的な取組事例を通じてしくみづくりに取り組む。</p> <p>* 11月連絡会議</p> <p>②ワーキンググループの設置</p> <p>・課題に対する計画立案等、具体的なプロセスへの支援が必要</p> <p>・保険者の代表(9保険者)からなるワーキンググループを設置し、地域課題の明確化から事業計画の策定、実行、評価までの具体的なプロセスを学ぶ。</p> <p>※成功事例を学ぶ ☆複合プログラムの推進 ☆介護予防手帳のカスタマイズ ☆地域リーダー養成</p> <p>* 7/30 第1回ワーキング開催</p> <p>③地域リーダーが継続的に取り組める体制の整備</p> <p>・地域リーダー数は増加してきたが、活動率が低い。 * 高知市調査→実際に地域活動に従事している割合は約4～5割</p> <p>・地域リーダーが継続的に地域で活動できるような支援が必要</p> <p>地域で住民主体の介護予防の取り組みに従事している地域リーダーを対象に、介護予防に関する知識と技術の習得を目的として実施</p> <p>☆介護予防手帳の活用 ☆サポートーリングの配布</p> <p>* 10/30・31 11/12・26 講座開催予定(県社協委託)</p> <p>【介護予防の推進に関する評価検討会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な介護予防の実施等に関する協議 <p>【介護予防実践講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに、地域リーダー養成を支援 <p>【介護予防広報番組の制作放送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の取り組みをTVで紹介 <p>【介護予防実践講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村版介護予防手帳(事業参加者)の作成と活用 <p>・オプションの追加 ・市町村カスタマイズ支援</p> <p>地域リーダー養成実施市町村(24市町村)で介護予防手帳を活用</p> <p>・地域リーダー養成実施市町村(6保険者)での活用</p> <p>・オプションの追加 ・市町村カスタマイズ支援</p> <p>民生委員・児童委員、老人クラブ、あこかふれあいセンター等の関係団体における活用</p> <p>⑥従事者研修～市町村職員・介護予防サービス従事者の質の向上～</p> <p>・口腔機能向上 ※県下3プロックで開催</p> <p>認知機能低下予防や栄養改善等、市町村のニーズに応じて研修会を開催 ※中央部(1箇所)で開催</p> <p>・運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識・技術の提供が必要</p> <p>・運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識・技術を持つた人材の育成ができる</p>	<p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】</p> <p>・地域ごとに課題は明確になったが、支援体制の整備が必要</p> <p>①介護予防推進連絡会議(連絡会・研修会等)の開催</p> <p>地域ごとの課題に応じて開催</p> <p>②ワーキンググループ 2保険者×5箇域</p> <p>住民主体の介護予防の推進(PDCA)</p> <p>ワーキンググループでの成功事例を県下に普及</p> <p>住民主体の介護予防未実施市町村(3町村)への支援</p> <p>全ての市町村で、住民主体の介護予防の取組を実施</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>③地域リーダーが継続的に取り組める体制の整備</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催 ※1クール実施</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催 ※2クール実施</p> <p>リーダー養成未実施市町村(6保険者)への支援</p> <p>全ての市町村において、地域リーダーが中心となった住民主体の介護予防の取組を実施</p> <p>リーダー養成実施市町村(6保険者)への支援</p> <p>既存の広報番組の活用等</p> <p>⑤介護予防手帳の活用</p> <p>市町村版介護予防手帳(事業参加者)の作成と活用</p> <p>・オプションの追加 ・市町村カスタマイズ支援</p> <p>地域リーダー養成実施市町村(24市町村)で介護予防手帳を活用して地域リーダー養成を実施</p> <p>民生委員・児童委員、老人クラブ、あこかふれあいセンター等の関係団体における活用</p> <p>⑥従事者研修～市町村職員・介護予防サービス従事者の質の向上～</p> <p>・口腔機能向上 ※県下3プロックで開催</p> <p>認知機能低下予防や栄養改善等、市町村のニーズに応じて研修会を開催 ※中央部(1箇所)で開催</p>	<p>・全ての市町村で、住民主体の介護予防の取組が実施される</p> <p>H23 27保険者 →H27 30保険者</p> <p>・地域ごとに、課題に応じて市町村を支援する体制が出来る</p> <p>H27 5箇域</p> <p>・複合プログラムに取り組む市町村が増える</p> <p>H23 13保険者 →H27 20保険者</p> <p>・地域リーダー養成を実施する市町村が増える</p> <p>H23 24保険者 →H27 30保険者</p> <p>* 地域リーダー数 H23 2,743人 H27 3,600人以上</p> <p>・県民が身近な場所で介護予防に取り組んでいる</p> <p>～茨城県の試算を参考</p> <p>・高齢者人口の5%が二次予防事業対象者(予測) → 約1千人</p> <p>・二次予防事業対象者の3～4人に1人のリーダーを養成 → 約3,600人必要</p> <p>・県民に介護予防の必要性が理解されている</p> <p>・県民に介護予防の必要性が理解されている</p> <p>～茨城県の試算を参考</p> <p>・ほとんどの介護保険施設で、介護予防に関する知識や技術を持った人材がいる</p> <p>・全ての市町村に、運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識や技術を持った人材がいる</p>							

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何にとりくんだか)	課題 (今までなぜうまく進まなかつたか、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿																
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)															
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2)生きがいづくりと在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 高知県の高齢化率は、全国平均より先行している 高知県 28.4% 全国 23.1% 高齢者の約8割は要介護(要支援)認定を受けていない元気な高齢者 百歳以上高齢者(人口10万人当たり)は全国第2位(H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがい健康づくり ・県社会福祉協議会が実施する健康と生きがいづくり事業への支援 ①こうちシニアスポーツ交流大会の開催(H21) 1,132名 (H23) 1,173名 ＊種目の増 ②ねんりんピックへの選手派遣(H21) 126名 (H23) 128名 ③シニア健康づくりリーダー講習会の開催(H22まで) ④オールドパワー文化展の開催(H21) 533作品 4,892名来場 (H23) 472作品 4,396名来場 ⑤高齢者情報誌「玉手箱」の発行 発行部数:5,000部×4回 ⑥生きがい活動情報の拠点機能整備 ⑦地域生きがい活動推進事業 ⑧「シニア世代における実態調査」による事業の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。 ・地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していく必要がある。 ・地域では既に様々な活動が存在するが、活動に参加したい方に情報が届いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ・ねんりんピックを契機としたスポーツや文化活動の推進 地域に出向いての高齢者の活動拡大への支援 →シニアスポーツや文化活動など生きがい活動への参加機会の充実 ・生きがいに関する幅広い情報発信、相談機能充実のための体制整備 ホームページの作成 相談機能の充実 →地域の既存の活動とのマッチング 	H24	H25	H26	H27	H28～H33	<p style="text-align: center;">ねんりんピックよさこい高知2013</p>	<p>ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に取り組む高齢者が増加する</p> <p>シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展への参加者の増加</p>	高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できる															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>加入率</td> <td>18.7%</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>市町村老連数</td> <td>32</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>クラブ数</td> <td>824</td> <td>785</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>31,954</td> <td>29,621</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口は増えているが、老人クラブ加入者・加入率は減少している 		H21	H23	加入率	18.7%	16.5%	市町村老連数	32	31	クラブ数	824	785	会員数	31,954	29,621	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブの活動助成 概ね60歳以上の高齢者によって組織された老人クラブの活動を支援することで、高齢者の教養の向上、健康の増進、地域社会との交流活動等を促進し、高齢者福祉の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳代から90歳以上までの高齢者が一緒に活動しており、ニーズが合わない。 →若手高齢者のニーズにあつた事業展開により、加入率の増加を図っていく必要がある。 【地域老人クラブ活動】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業:単位老人クラブへの活動助成、市町村老人クラブが実施する、介護予防支援事業、地域支え合い事業等に対する助成 →補助金要綱の改正(H21) →市町村老連の事業、実施方法等の見直し(H22) 【高知県老人クラブ連合会活動】 補助先:(財)高知県老人クラブ連合会 補助対象事業:県老連が実施する、活動推進員設置(人件費)、健康づくり・介護予防事業、地域支え合い事業等に対する助成 ・H23から市町村老連での介護予防への取組みを支援(H23)7老連での取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ活動の活性化への支援 県老人クラブ連合会への支援による市町村老人クラブ連合会、地ほ老人クラブ活動の活性化 ・若手委員会の設置及び活動促進 ・リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。 →若手リーダーの養成など、老人クラブの活動基盤の強化が必要 ・ねんりんピックの開催を契機に、活動を広くPRしていく必要がある。 	H24	H25	H26	H27	H28～H33	<p style="text-align: center;">ねんりんピック</p>	<p>老人クラブ加入者の減少傾向が改善される</p>	老人クラブ会員が地域で多彩な活動ができ、会員が増加する
	H21	H23																									
加入率	18.7%	16.5%																									
市町村老連数	32	31																									
クラブ数	824	785																									
会員数	31,954	29,621																									
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成20年国勢調査) 全国83.9% 高知県86.5% 平成19年度の県民世論調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどうにしたいか?」の問い合わせに対して「現在の住宅を改造して住みやすくなる」が26.3%で、最も高かった。 介護保険制度の住宅改修は、金額的にも工事内容的ににも制約が多く、ニーズに応えることが困難 都部では昔ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、台所が土間など、バリアフリー化にかなりの経費を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に配慮した「住みよい暮らしづくり」の推進 【住宅等改修支援】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業: ①在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれかと認定された方が居住する建物の改修や改築を行う場合 ②地域での総合的な在宅生活支援等に必要な建築物の改修や改築を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が住みなれた自宅で暮らし続けることができるよう、身体状況に応じた住宅改修の支援が必要。 ・適切な改修・改造について、担当者やケアマネジャーに知識を深めてもらう必要がある。 →アドバイザーについてさらに周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村により住宅改修事業への支援 ・市町村が実施する住宅改修事業への助成の継続 Q&Aの作成など、市町村担当者の事務負担の軽減の検討 ・住宅改修アドバイザーの派遣と研修会開催への支援 	H24	H25	H26	H27	H28～H33	<p style="text-align: center;">Q&Aの作成</p>	<p>各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる</p>	各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる															

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
												短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり	(1)地域包括ケアシステムの構築 ・医療・介護・福祉のネットワークづくりの推進	○H22県民世論調査 介護が必要になっても約6割の方が自宅や住まいでの生活したいと答えている。 ※H19県民世論調査 地域や住まいで安心安全に生活するためには必要なことは? 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること。」との回答が最も多い。 ○在宅での医療と介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 病院の医師や、在宅医療を担当する医師、訪問看護師、ケアマネジャーによる在宅生活継続に向けた検討会議が必要。 徐々に県内各地域に広がってきているが、全域には至っていない。	○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取組に対する補助金の創設 ・H20=11団体12事業 ・H21=15団体17事業 ・H22= 9団体 9事業 ・H23= 5団体 5事業	○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。(介護保険施設合計も全国9位) ○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、包括的・継続的ケアマネジメントが十分できていない場合がある。 ○団体を支援するため、フォローアップ会議の開催 ・H20~23:年間3回程度 ○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20~H23:シンポジウム、住民座談会の開催(高齢者福祉課、各福祉保健所で実施)	○これまでの連携体制づくりをもとに、その成果を拡大するため、県内各地における在宅医療と在宅介護の連携体制づくりを支援する。 ・医療・介護・福祉のネットワークづくり補助金による、多職種連携に取り組む団体への活動支援 ・福祉保健所による、医療・介護・福祉の連携体制整備の推進(講演会、研修会等の開催) ・地域医療連携体制整備モデル事業の活用(中央四国域)等	高齢者とその家族						【短期的な視点】 各圏域で、医療・介護・福祉の連携が根付いて、各圏域で新たな連携の仕組みが構築されている。 【中長期的な視点】 中山間地域でも医療・介護の資源が充実し、高齢者が介護が必要となっても、県内各市町村のどの地域でも住み慣れた自宅や住まいでの介護や医療のサービスが受けられる。	
		○在宅医療の充実強化 ・高齢者の在宅療養を支える訪問看護ステーションが概減傾向にある。 (H12: 53事業所→ H23: 43事業所)	○訪問看護支援体制の支援 H20・21:地域ケア体制整備推進事業 H22: 地域医療再生計画 H23: 介護保険事業(国費) H23実績 利用者から相談:17件 訪看ST、ケアマネ等から相談:91件 訪看STへのコンサルテーション:10件 研修、マニュアル作成等	○自己負担が高額となることから、訪問看護サービスの必要があるにもかかわらず利用していない場合がある。 また、ケアプランを作成するケアマネジャーに訪問看護に関する十分な認識がない場合がある。	○訪問看護ステーションに対するコンサルテーション、訪問看護マニュアル作成等、訪問看護の質向上への支援を継続。 ○ケアマネジャーへの研修。							全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができている。	
		○在宅介護の充実強化 ・高齢者の多様なニーズに対応する在宅サービスが、県内どこでも充実していることが必要 ・ショートステイや小規模多機能型居宅介護等の24時間対応サービスが少ない地域がある。 ・サービスを担う人材育成も必要 ○緊急ショートステイ施設から遠いことや、医療依存度が高いため、利用しづらい要介護者もいる。	○緊急用ショートステイ体制づくり事業 ◆22年度 ・緊急用ショートステイベッドの確保事業開始(8月1日 14施設17床) ・相談窓口の開設(10月1日) ・利用実績:利用者89名、利用日数569日 ◆23年度 ・利用実績:利用者173名、利用日数994日 ・老健の空床状況提供の拡充 ◆24年度 ・緊急用ベッド確保数の見直し(12施設15床) ○より身近なショートステイ事業 ◆24年度 ・通所介護事業者への説明会実施 ○中山間地域における在宅介護サービスの充実確保(→別紙参照)	○老健にはショートステイ専用ベッドがないため、緊急用として確保することが困難。 ○遠方のショートステイを利用するのは負担が大きいという問題に対応するため、また、ショートステイを利用していくても満床のため利用できないことが多いという当初からの課題を根本的に解決するため、高齢者にとって身近な場所にショートステイベッドを必要な数だけ整備する必要がある。	○高齢者が地域で24時間365日安心して暮らせるよう、利用しやすい身近な場所に必要な数だけショートステイベッドの整備を進めるとともに、必要な数が整備されるまでの間、緊急時に対応できる体制(老人保健施設のショートステイの活用を含む)を確保することにより、在宅介護の安心を高める。						ショートステイの整備率は全国平均に達している。 ◆全国平均:要介護認定者千人当たり21.69床(H20) ◆ショートステイ550床→850床	高齢者を24時間365日サポートする在宅介護サービスが県内に整備されつつあり、どこに住んでいても必要なサービスを受けることができつつある。	
				関連取組	◆あつたかふれあいセンター、認知症高齢者支援事業(コールセンターの継続、認知症サポート医の養成など)等							整備の進展により、緊急にショートステイを利用したいが満床により利用できない件数が大幅に減少したため、緊急用ショートステイ体制は必要なくなっている。	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:高齢者福祉課 】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
・中山間地域における介護サービス等の確保対策	<p>高知県の老人人口比率は、県全体で28.2%だが、町村部では36.4%にも達しており、地域での支え合いも限界。(H23.4末 住民基本台帳)</p> <p>サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約8割の19社協が赤字。</p> <p>住み慣れた地域で暮らしても、必要とするサービスが受けられないため、域外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。</p> <p>中山間地域における介護サービス確保のため、条件不利地域へサービス提供する事業者への支援を開始(H23～)</p> <p>平成23年度実績: 13市町村 77事業所 628名(延べ)</p> <p>【実施効果】 ・サービス充実(利用者の22%で回数増など) ・事業者の新規参入(2市町で3事業者) ・サービス提供地域の拡大(4市町) ・雇用の増(4市町で7名)など</p>	<p>○市町村社協の事業活動の実態把握(経費、移動時間等の調査実施)</p> <p>○市町村、社協等の関係機関と、中山間地域での課題整理、支援方法について協議。</p> <p>↓</p> <p>中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な経営方法の検討</p> <p>H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望</p> <p>○県独自の支援策検討: ・中山間地域における介護サービスの現状把握のため調査実施(H22.6～9月)</p> <p>・調査内容: →訪問、通所サービスの提供状況、課題 →介護職員雇用状況</p> <p>・調査方法: →中山間地域の7市町村の在宅介護事業所にアンケート、ヒアリング等を実施</p> <p>↓</p> <p>○県独自の中山間地域での介護サービスの維持継続のための支援策開始 ・H23年度:13市町村 ・H24年度:16市町村(申請ベース)</p> <p>○事業実施に向けたフォロー: ・市町村への事業説明会、意見交換等実施</p> <p>・事業実施効果検証調査実施(H23年7・11月、24年5月)</p> <p>○国へ政策提言実施</p>	<p>○背景:高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における中山間地域の取組に基づき、関連する施策を実施</p> <p>少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難</p> <p>○中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な経営方法の検討</p> <p>○中山間地域介護サービス確保対策: ・事業実施が見込まれる市町村があるが、一部では実施できていない。 (理由) ・実施状況を見てから。 ・補助要件の設定に時間が要した。 ・対象者がいない。 など</p> <p>○国への提言: 制度化には財源確保が必要</p>	<p>中山間地域の高齢者、家庭介護者、介護・福祉サービスを行う事業者</p>	<p>中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施</p> <p>調査結果等により、必要に応じて制度見直し検討</p> <p>報酬改定影響調査</p> <p>効果検証・分析</p> <p>高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における位置づけ ・中山間地域における在宅介護サービスを充実させ、医療・介護・福祉のネットワークづくりを推進し、介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう取り組んでいく。</p> <p>課題解決の進捗状況把握 次期計画へ対応方針反映</p> <p>第6期計画</p> <p>・次期計画における中山間地域での介護サービスの充実・確保 ・中山間地域における医療・介護・福祉のネットワーク化の推進</p>	<p>全ての中山間地域において、必要な訪問、通所介護サービスが行き届くようになっている。</p> <p>全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができており、中山間地域でもほとんどの地域で、高齢者の身体状況や生活環境に応じた迅速で的確な介護・医療のサービスが受けられ、介護が必要になっても、安心して暮らせるようになっている。</p>							

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

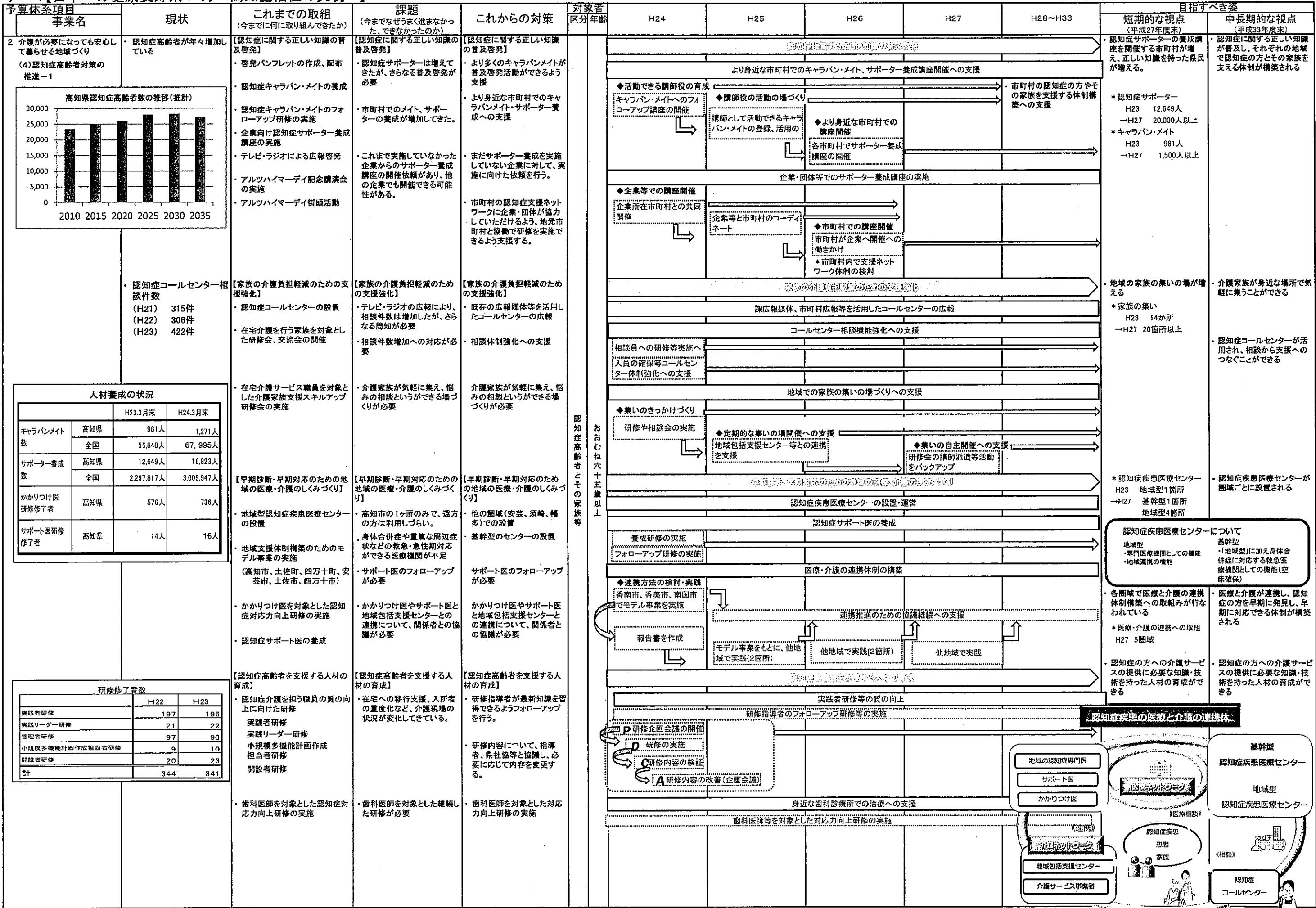
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24 H25 H26 H27 H28～H33					目指すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
							H24	H25	H26	H27	H28～H33		
2 介護が必要になつても安心して暮らせる地域づくり (2)介護サービスの基盤整備 施設サービスの充実	◆県内特別養護老人ホームの待機者 H23年11月末で、3,198人(うち在宅589人) ◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国一の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国35位 介護老人保健施設 全国44位 介護療養型医療施設全国 1位 (平成22年3月末現在) ◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 10.8%(H23. 4. 1) ◆介護コストへのね返り △一人当たりのサービス費 全体 209.0千円 (全国 2位) 居住 121.3千円 (全国 16位) 施設 316.1千円 (全国 1位) (新想定) 浸水予想区域内の高齢者施設数 102施設(36%) 【平成24年度の取組】 広域型での公募を行うことについての市町村についての意見照会を実施。(7月) (今後の予定) 本年秋ごろに発表される新想定を受け、公募事業要項作成、説明会の実施、公募受付、審査委員会の設置、審査、事業者決定を行っていく。	高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進(H21～H23) <計画> 902床 <実績> 840床 広域型特別養護老人ホーム 170床 " (H24候補) 150床 小規模特別養護老人ホーム 29床 " (H24候補) 29床 認知症高齢者グループホーム 288床 地域密着型特定施設 174床 ※横越については、設計協議等に日時を要したため。 △個室・ユニット施設の整備(再掲) 259床 △スプリンクラー等防火安全設備の整備 ※スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関通報設備 <実績> H21年度 延べ48カ所 H22年度 延べ57カ所 H23年度 延べ54カ所 △介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金 (新想定) 「第5期計画における浸水予想区域内での施設整備のあり方」 津波防災地域づくり法では、県が市町村と協議して指定することができるイエローゾーン(津波災害警戒区域)とオレンジゾーン(津波災害特別警戒区域)やオレンジゾーンのうち市町村が条例で定めることができるレッドゾーンとの整合性が必要だが、警戒区域の設定に当たっては県は市町村との十分な協議、意見聴取が必要であるため一定の期間を要するため、実質、警戒区域の設定前に事業者公募・指定をすることとなることが予測される。	●特養入所待機者の解消 ●バランスの取れた施設整備 △個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供 △地域の実情に応じた施設整備 ●施設の居住環境の向上 △個室・ユニット化の推進 △スプリンクラー等防火安全設備の整備 ◆介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金 (新想定) 「第5期計画における浸水予想区域内での施設整備のあり方」 津波防災地域づくり法では、県が市町村と協議して指定することができるイエローゾーン(津波災害警戒区域)とオレンジゾーン(津波災害特別警戒区域)やオレンジゾーンのうち市町村が条例で定めることができるレッドゾーンとの整合性が必要だが、警戒区域の設定に当たっては県は市町村との十分な協議、意見聴取が必要であるため一定の期間を要するため、実質、警戒区域の設定前に事業者公募・指定をすることとなることが予測される。	高知県高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画の着実な推進(H24～H26) 公募等による事業者の選定 市町村第6期介護保険事業計画の策定を支援 施設整備→事業の開始 ◆介護基盤緊急整備事業費補助金 ・広域型特別養護老人ホーム 324床 ・小規模特別養護老人ホーム 174床 ・認知症高齢者グループホーム 183床 ・地域密着型特定施設 20床 ・介護専用型特定施設 30床 ◆介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金 ・スプリンクラー - ケアハウス 3カ所 - 軽費老人ホーム 1カ所 - 小規模多機能型 7カ所 - 自動火災報知設備 - 小規模多機能型 2カ所 - 消防機関通報設備 - 小規模多機能型 4カ所 ◆認知症グループホーム等防災改修等支援事業費補助金 ・認知症グループホーム 3カ所	基金事業の延長 再延長 公募等による事業者の選定 市町村第6期介護保険事業計画の策定を支援 施設整備→事業の開始 PDCAサイクルによる計画の推進								

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
2 介護が必要にならぬ安心して暮らせる地域づくり (3)介護サービスの充実と質の向上 ■福祉・介護人材の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後さらなる高齢化の進行により介護ニーズの増大が見込まれ、将来にわたって質の高いサービスを安定的に提供するため福祉・介護を支える人材の安定的な確保、定着が必要。 ◆介護分野の仕事は、きつくながら、収入も少ないといったネガティブなイメージが先行している。 ◆介護分野の有効求人倍率は減少傾向にあり、最近は約1倍にまで下がり、全体としては人手不足感が小さくなっているものの、他の産業に比べると依然として倍率が高い。 ◆職種や雇用形態によって求人難の状態があり、特に訪問介護事業所のパート職員が不足している。 ◆地域により求職状況に偏在があり、中山間地域の事業所の職員確保が課題となっている。 	<p>1 福祉・介護の仕事のイメージアップを図るための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護の仕事広報・調査事業啓発イベント実施、啓発パンフレット配布、広報番組制作放送、介護福祉士養成校の体験入学への支援、介護事業所等の実態調査を実施 ・福祉・介護人材確保推進協議会の立ち上げ(21年度) 関係機関が連携して啓発等を実施 <p>2 質の高いサービスを安定的に提供するための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業 事業所が職員を外部研修等に派遣する場合に代替職員を派遣 ・キャリア形成訪問指導事業 養成校の教員等が事業所を訪問し、研修を実施 <p>3 多様な人材確保のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善対策事業 21年10月～24年3月までの間、処遇改善交付金により、介護職員の給料を月額平均1万5千円改善 ・潜在的有資格者支援事業 再就労支援のための研修開催に対する補助 ・障害者就労・キャリアアップ支援事業 障害者の就労を支援するための研修や職場外研修参加が困難な事業所の従事者のキャリアアップ研修への補助 ・複数事業所連携事業 福祉人材センター(県社協)にコーディネーターを配置するとともに、複数事業所が共同で行うキャリアアップのための研修等に対して補助 ・進路選択学生等支援事業 養成校の専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の説明や相談、指導をする費用への補助 ・福祉・介護人材マッチング支援事業 福祉人材センターに支援専門員を配置し、職場の開拓や事業所と求職者のマッチングを実施 ・職場体験事業 福祉・介護の仕事に興味がある者に対して職場体験の機会を提供 ・緊急雇用創出「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業 ・中山間地域ホームヘルパー養成事業 中山間地域の市町村が実施するヘルパー養成研修への支援(H23:5町村71名養成) ・外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 	<p>◆国の基金事業が24年度末を終了するため、必要不可欠な取組は国への政策提言や県単独事業で継続が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護の仕事のイメージアップ ・県民に仕事の内容や魅力を伝えるため、福祉・介護の仕事広報事業を継続。 ・イベント、広報番組、パンフレット ・関係機関が連携した取組体制の継続 ・福祉・介護人材確保推進協議会の定期的な開催 	<p>・新規人材の確保に向けた普及啓発の促進 ・若年層等への広報の充実 ・基金事業終了後(24年度末)は県単独事業として継続を検討</p>	県民 介護事業者 介護従事者 介護の仕事に関心のある人							<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護サービスの仕事が少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会的な認知が広がっている。 ・若い世代を中心に、福祉・介護サービスの職業を選択する人材が増加している。 ・中山間地域でも必要な福祉・介護人材がほぼ確保できている。
											<ul style="list-style-type: none"> ・増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の安定的な確保がでていている。 ・中山間地域でも必要な福祉・介護人材が確保できている。 	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

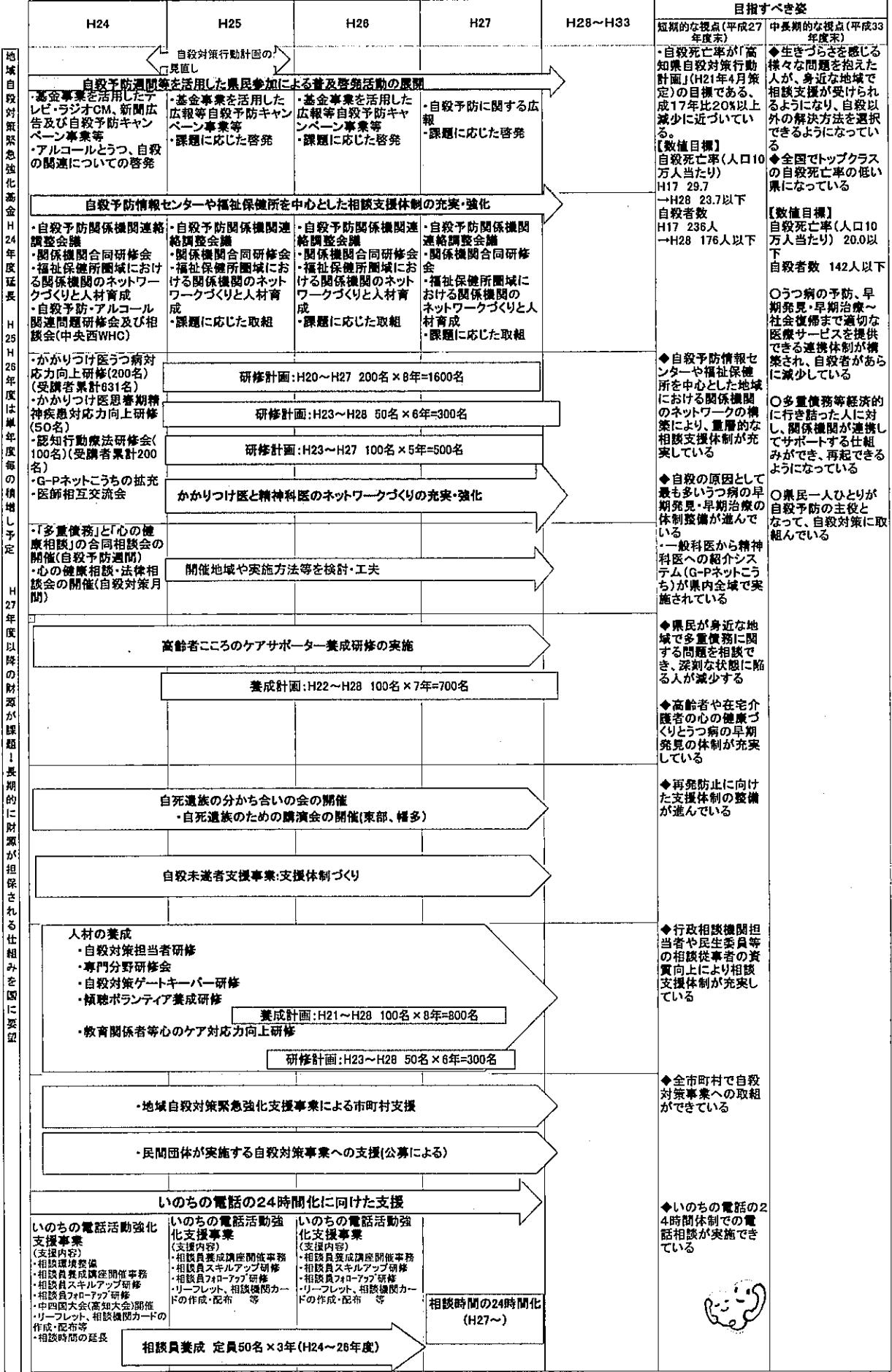
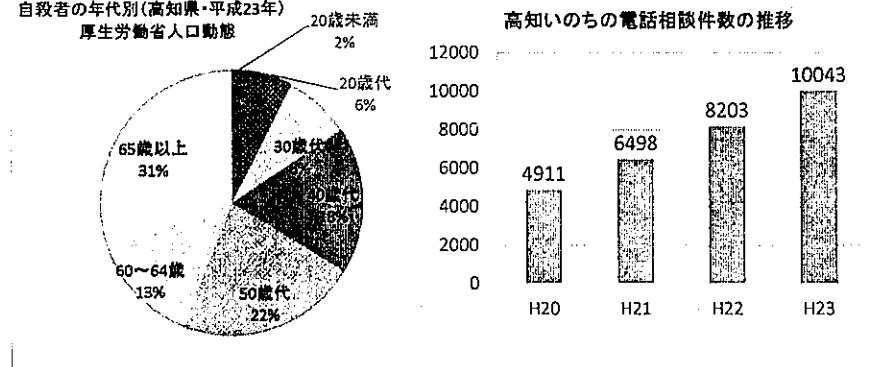
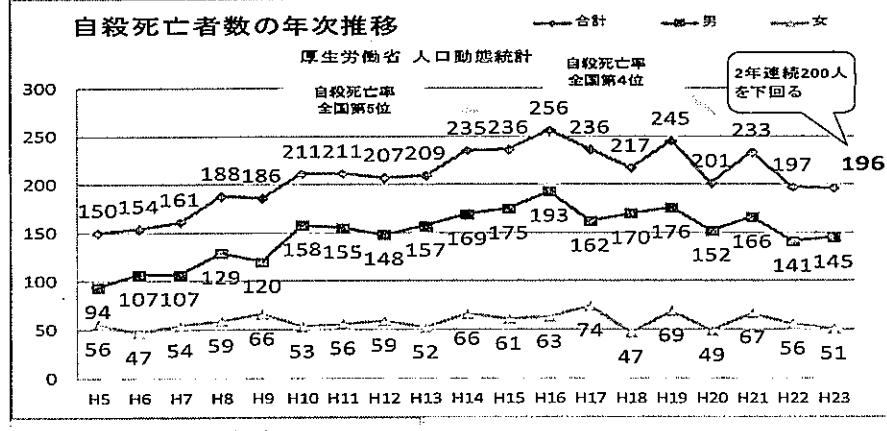
課名：ねんりんピック推進課

目指すべき姿

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何にとりくんだか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	10年後の姿 『県民みんなが自ら進んで介護予防や、生きがいづくりに取り組んでいる』 『たとえ介護が必要になっても、ニーズに応じた介護サービスを受けられ、安心して暮らせるようになっている』					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)						
						H24	H25	H26	H27	H28～H33								
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2)生きがいづくりと在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 第26回全国健康福祉祭こうち大会(ねんりんピックよさこい高知2013) 平成25年10月26日～29日開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会実施要綱の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・事業体系・内容 ・スケジュール ○ 総合開・閉会式基本計画の策定 ○ 県実行委員会の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・総会、常任委員会、専門委員会、部会 ○ 会場地市町村・競技団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等実行委員会の設立 ○ キャラバン隊による広報活動 ○ ホームページの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会自体の周知不足 <ul style="list-style-type: none"> ・キャラバン隊の広報活動により、徐々に浸透してきているが、大会の開催自体が県民に知られていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民への広報 <ul style="list-style-type: none"> ・大会の目的の周知(生きがいづくり、健康づくり) ・大会への協力依頼(ボランティア、県民運動) ・大会への参加の呼びかけ(選手、観客等) ・キャラバン隊による認知度の把握 		<p>ねんりんピックよさこい高知2013 (平成25年10月26日～29日)</p> <p>【大会規模・想定】 選手・役員 10,000人 県ボランティア 延1,500人 県実施本部員 延2,000人</p> <p>【主な実施イベント】 ・総合開会式・閉会式 ・交流大会 ・スポーツ・ふれあいスポーツ・文化 24種目18市町村等 ・美術展 ・地域文化伝承館 ・音楽文化祭 ・ふれあい広場 ・健康フェア ・オリジナルイベント</p>												
													大会に携わった県民が、それぞれの地域で様々な活動に引き続き取り組んでいく、活性化につなげていく					
	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県の高齢化率は、全国平均より先行している 高知県 28.4% 全国 23.1% ・高齢者の約8割は要介護(要支援)認定を受けていない元気な高齢者である ・百歳以上高齢者(人口10万人当たり)は全国第2位(H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがい・健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会が実施する健康と生きがいづくり事業への支援 ①こうちシニアスポーツ交流大会の開催(H21) 1,132名 (H23) 1,173名 *種目の増 ②ねんりんピックへの選手派遣(H21) 126名 (H23) 128名 ③シニア健康づくりリーダー講習会の開催(H22まで) ④オールドパワー文化展の開催(H21) 533作品 4,892名来場 (H23) 472作品 4,396名来場 ⑤高齢者情報誌「玉手箱」の発行 発行部数:5,000部×4回 ⑥生きがい活動情報の拠点機能整備 ⑦地域生きがい活動推進事業 ・「シニア世代における実態調査」による事業の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある ・地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していく必要がある ・地域において高齢者の活動拡大への支援 <ul style="list-style-type: none"> →シニアスポーツや文化活動など生きがい活動への参加機会の充実 ・地域では既に様々な活動が存在するが、活動に参加したい方に情報が届いていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ねんりんピックを契機としたスポーツや文化活動の推進 ・地域に向けた高齢者の活動拡大への支援 →シニアスポーツや文化活動など生きがい活動への参加機会の充実 ・生きがいに関する幅広い情報発信、相談機能充実のための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> →ホームページの作成 ・相談機能の充実 →地域の既存の活動とのマッチング 	<p>ねんりんピックよさこい高知2013</p> <p>スポーツや趣味を活かした健康と生きがいづくりの推進</p> <p>シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展の開催</p> <p>競技人口増への取組み</p> <p>選手・指導者としての活動を支援</p> <p>競技種目の増大会のPR</p> <p>地域ごとに</p> <p>地域に向けた高齢者の活動の支援</p> <p>地域に向けた高齢者の活動の支援</p> <p>ホームページ開設</p> <p>情報発信</p>												ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に取り組む高齢者が増加する ・シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展への参加者の増加	高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できる

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)
事業名		
2 こころの健康対策の推進		
(1) 自殺・ひきこもり対策		○福祉保健所モデル事業の実施(H18~20) ●自殺対策連絡協議会及び庁内連絡会の設置(H19~) ○高知県自殺対策行動計画の策定(H21.4) ○地域自殺対策緊急強化基金積立金 115,558千円(H21~23年度) ○高知県自殺予防情報センターの設置(H21.5~)
自殺対策の推進		
・自殺対策費 ・自殺対策緊急強化事業費		
■自殺者の年齢別 では、50歳代が44 人で最も多く、次い で60歳代が43人、 40歳代が35人で続 いている。	■県内の自殺者数は、平成10年以降200人前後 で推移しており、人口10 万人あたりの自殺死亡率 では、全国的にも高い水 準にある。 ■平成21年の状況(人口 動態統計) 自殺者数:233人 前年比32人増 自殺死亡率:30.5 (全国第5位) ■平成22年の状況(人口 動態統計) 自殺者数:197人 前年比36人減 自殺死亡率:25.9 (全国第9位) ■平成23年の状況(人口 動態統計) 自殺者数:196人 前年比1人減 自殺死亡率:26.0 (全国第8位) ■自殺者数(警察庁統計) 平成21年:262人 平成22年:224人 平成23年:224人 ■精神保健福祉センター における自殺に連関した 相談件数は、平成19年 電話3件、面接4件の 合計7件 平成20年度電 話11件、面接3件の合計 14件 ■平成21年5月12日に開 設した自殺予防情報セン ターの平成21年度の相談 件数は、電話484件、來 所29件の合計513件 平成22年度の相談件数 は、電話655件、來所61 件の合計726件、平成22 3年度の相談件数は、電 話695件、來所21件の 合計716件。 ■高知いのちの電話の相 談件数は、平成20年4,9 11件に対し、平成21年 6,498件、平成22年8, 203件、平成23年10,043 件と年々大幅に増加して いる。	【普及啓発】 ・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18~) ・シンポジウムの開催(H19~) ●英会事業を活用し、自殺予防週間(9/10~9/16)自殺対策強化月 間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21~) ・自殺対策シンポジウム ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・横断幕設置(県庁本舗、各合同庁舎、市町村庁舎) ・各種媒体を活用した啓発 ・自殺予防街頭キャンペーン
■自殺の主な原因 は、①健康問題 (45.6%) ②経済・生 活問題(24.9%) ③ 家庭問題(14.5%) で、特に健康問題で はうつ病によるもの が最も多く、全体の 22.8%。経済・生活問 題では負債によるも のが多く、9.5%と なっている。 (H23高知県警データ、不詳を除いた件 数による)		【相談・支援体制の充実】 ・自殺予防情報センターへの専門員の配置 ・自殺予防情報センターを核としたネットワークの構築 ・いのちの電話活動強化のための支援(H21~) ・自殺予防関係機関連絡調整会議(H21~) ・民生委員や行政機関担当者等対象の人材養成研修の実施(H19~) ・傾聴ボランティア(H21~)、高齢者こころのケアセンター(H22~)の 成 ・相談対応のための手引き作成(H22) 【心の健康づくりとうつ病の早期発見・早期治療の促進】 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修(H20~)、思春期精神疾患対応 向上研修(H23~)の実施 ・認知行動療法研修会の実施(H23~) ・かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業、一般科医から精神科 医への紹介システム(G-Pネットにうち)の構築(H22~)及び医師相互支 援会(H23~) ・睡眠キャンペーンポスターの作成・配布(H21~) ・多重債務相談と連携した心の健康無料相談会の開催(H20~) 【自殺未遂者支援】 ・自殺未遂者の再度の自殺を防ぐための支援体制づくりの検討(H22~)
		【自死遺族支援】 ・自死遺族の分かち合いの会の開催(H20~)、日曜開催(H21.9~) ・自死遺族のための講演会の開催(H23) 【市町村及び民間団体の取組に対する支援と連携強化】 ・地域自殺対策緊急強化支援事業による支援 市町村(H21~) H21:1か所 H22:13か所 H23:17か所 民間団体(H22~) H22:5団体 H23:5団体

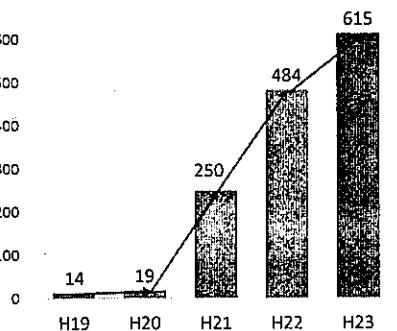


テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:障害保健福祉課 】

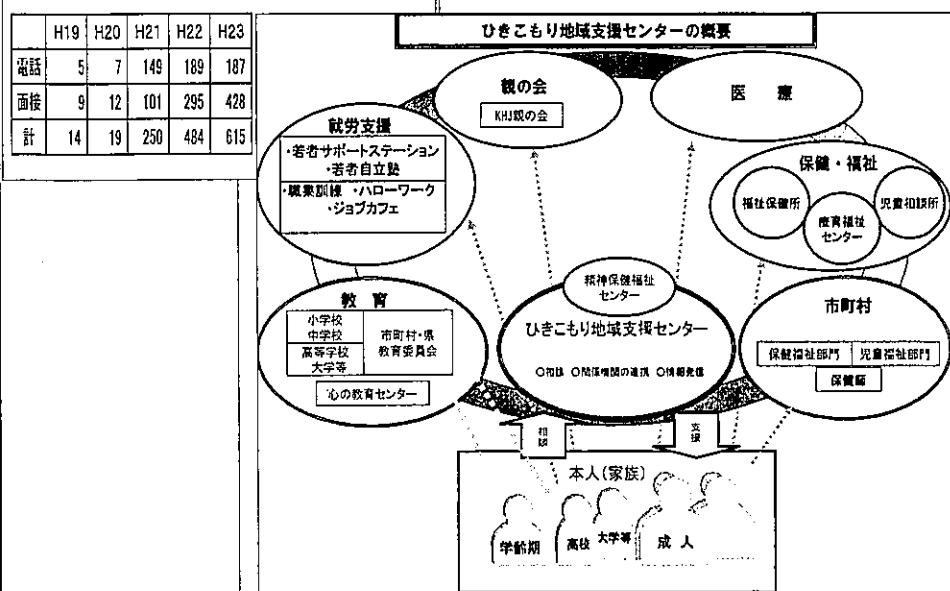
予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	対象者 区分 年齢
2 こころの健康対策の推進 (1)自殺・ひきこもり対策 ひきこもりの相談支援体制の充実・強化 ・ひきこもり自立支援対策費	■若年無業者(ニート) 数:約5,300人(平成19年度就業構造基本調査) ※出現率は全国第2位(15歳から34歳の3.3%) -平成22年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内中小学生徒数:小学生227人、中学生811人(出現率は全国8位) -平成22年度県内公立高校の不登校生徒数:高校生368人 ■ひきこもりの背景には、精神障害や発達障害をはじめ、様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。	■ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 -ひきこもり地域支援センターの開催(H21.5~) -ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21~) -若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(H21~) ■人材育成 -ひきこもり対策担当者人材養成研修会(H21~、H21.2回のべ152人、H22.2回のべ163人)※H21~H23 18市町村参加 -ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座(H22.3回のべ95人) ■個別支援の充実 (ひきこもり地域支援センターによる支援) -電話や来所面談による相談対応(H20以前も精神保健福祉センターで対応) -ケース会議、事例検討会の開催(H22~) -家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援(H23~) -社会技能訓練(SST:ソーシャル・スキル・トレーニング)の実施(H23.6~、第1~3金曜日) (その他) -多職種チームによるアウトリーチ体制の整備(H23~) ■居場所づくり -家族サロンの開催(H21.4~、毎週火曜日のPM) -青年期の集いの開催(H21.12~:毎月第1、3金曜日の午後、H22.9~:毎週金曜午後、H23.4~毎週水曜+第2~4金曜日(当事者中心で活動に回数増加。月2回~月6回へ)) -地域毎の集いの場の開設(親の会の活動への支援)(H23~)	■ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 -ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう連絡会議を定期的に開催し、県全体のネットワークの構築・強化を図る。 ○市町村や圏域ごとなど、地域でのネットワークの構築や支援の仕組みをつくる。 ○就業や就学支援などの関係機関との連携を図り、社会参加に向けてより効果的な支援を行う。	■精神障害者等	全年齢
	■書及啓発の促進 -ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(H22) -ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(H23~) -カード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布(H21年度) -相談機関リーフレット1,000部及び啓発ガイドブック1,500部の作成・配布(H22年度) -ひきこもりミニガイドブック(改良版)4,000部の作成・配布(H23年度) -ひきこもり社会資源集1,600部の作成・配布(H23年度) ■ひきこもり専門外来の確保 -高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討	■居場所づくり -本人や家族の社会参加や自立などにつながる居場所が不足している。 ○本人の社会参加・自立につながる活動を行う小規模作業所を各圏域ごとに設置する。	■ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。 ○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。		

ひきこもり地域支援センターの相談件数推移



(注)

1. H19・20年度は精神保健福祉センターで受けた件数
2. H21年度は5月12日~3月31日の件数
3. H22年度及び23年度は4月1日~3月31日の件数



■ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。

○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。

■書及啓発の促進
-ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。

○ひきこもり専門外来の確保
-高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討を進める。

(参考)
H21.7「子ども・若者育成支援推進法」の公布
H22.4「子ども・若者育成支援推進法」の施行
H22.7「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大綱)」の策定
↓ 県・市町村の子ども・若者計画の策定予定(努力義務)
↓ 県は23年度から引き続き検討中



【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
1 障害福祉サービスの確保・充実											
(1)中山間地域のサービス確保											
①中山間地域におけるサービス拠点の整備	●サービスが不足している地域(H24.5現在) ・障害者施設がない地域 8町村	●県独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 ➡ 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21.1ヶ所(大豊町) H22.1ヶ所(大豊町) H23.1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望	●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。 ●利用者の交通手段 自宅から事業所まで通う交通手段も乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。	●中山間地域における支援拠点の整備促進 ➡ ・送迎付きサービス事業を行う事業所への助成 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	中山間地域で新たに送迎付きのサービスを行う事業所へ助成 ➡ 大豊町(3か月) 四万十市(旧西土佐町):H24~H26 あつなかふれいあいセンター「びーす」の移行先:就労継続支援B型 中芸5町村(田野町):H24~H26 ぶらうらんど中芸・放課後等デイサービス					●中山間地域にある事業所への支援などを通じて、いつでも身近な地域で必要なサービスがほど利用できるようになっている。 ◆通所系サービス定員 H23:2,709人→ H27:3,369人 事業所 H23:136 → H27:166 ◆グループホーム・ケアホーム定員 H23:905人 → H27:1,260人 事業所 H23:167 → H27:238 ●診断後の療育支援を行う場(児童発達支援センター等)が各圏域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援センター H23:10か所→ H27:21か所	●医療的ケアが必要な障害者も含め、すべての障害者が、いつでも身近な地域で必要なサービスが利用できるようになっている。また、事業所を中心とした地域の支え合いの仕組みが構築している。 ●児童発達支援センターを拠点として、各地域で、看護師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等の多職種の職員が連携した支援体制が整備され、専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援センター H27:21か所 → H33:33か所
②中山間地域における居宅サービスの確保	◎居宅介護事業所の現状(H24.5.9現在) ・居宅介護事業所がない町村 →5町村(安田町、北川村、馬路村、三原村) ・居宅介護事業所が1の町村 →11町村(東洋町、田野町、芸西村、大豊町、本山村、土佐町、中土佐町、津野町、橋原町、須湖町、大月町) ・居宅介護事業所が0又は1の町村は34市町村中 16町村 ・全144事業所のうち71事業所が高知市に集中している。	◎国の取り組み H21.4の報酬改定で、振興山村、特定農山村、過疎地域などについて、15%の特別地域加算の制度を創設 ◎県の取り組み 高齢者福祉課が本山村などの町村をメンバーとして検討会を立ち上げ、対応策を検討(H22)	中山間地域における居宅サービスの確保対策事業を定着させるとともに、国として制度化するよう要望していく。	障害者 年齢層	居宅サービス事業所への助成 ➡ 安芸圏域の児童発達支援センターを支援 安芸圏域(2箇所目)、高幡圏域(2箇所目)、幡多圏域(2箇所目)の児童発達支援センターを支援					●医療的ケアを必要とする障害者のショートステイや日中活動支援などのサービスが充実し、地域での生活を選択できるようになっている。	
(2)障害児支援の充実											
(3)障害特性に応じたきめ細かなサービス											

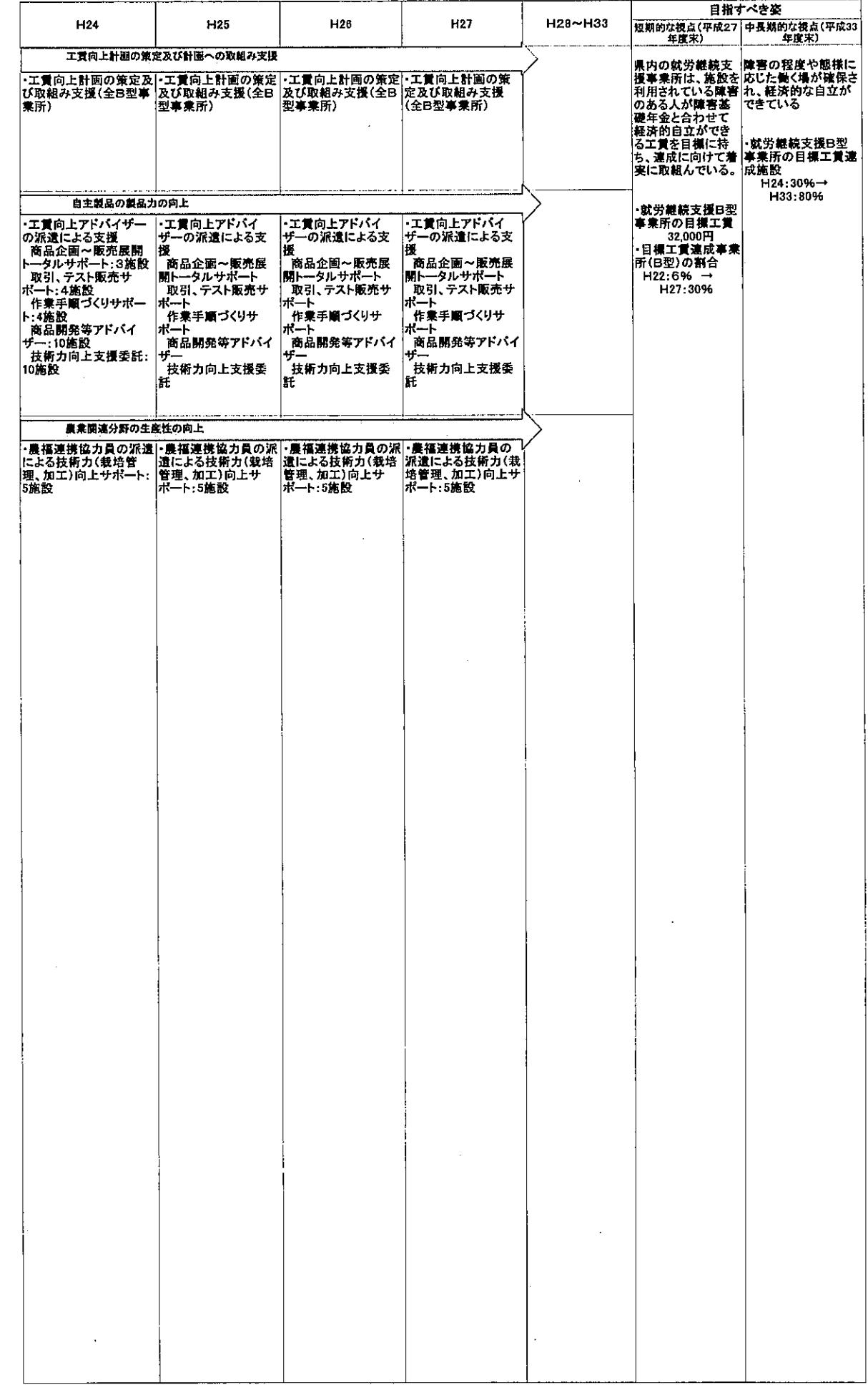
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜよく進まなかっただけだったのか)	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿
					区分	年齢						
③ 障害者の就労促進と工賃アップ	■障害者の就労の状況 ①就職者数(人) H22 H23 高知県: 418→ 397 全国: 52,931→ 59,367	障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援 【企業への啓発活動等】 ○企業訪問(年間延べ400社) ○企業採用担当者セミナー開催 ○特別支援学校生保護者への啓発活動(学習会等)	●企業での雇用 ・障害者の能力・意欲についての知識・経験の不足 ・厳しい経営環境による採用枠自体の少なさ	○企業、公的機関に対する障害者雇用についての優良取組み事例の普及啓発等の促進	就労できる全障害者	18歳以上						様々な分野で障害者がそれぞれの能力を活かして働いている
(1)障害者の就労支援	■障害者就労支援対策事業費 ・精神障害者社会適応訓練事業 ・障害者生活活動支援事業費 ・障害者職業訓練費 ・障害者自立支援対策臨時特別基金事業費(就労支援に関する事業分)	【働く場の確保等】 ○公的機関(法定雇用率) 知事部局: 2.53% (2.1%) 全国9位 教育委員会: 2.17% (2.0%) 全国3位 公営企業局: 2.72% (2.0%) 警察本部: 2.72% (2.0%) 全国6位 市町村等: 1.94% (2.1%) 達成割合70.39% (26/37) 全国平均2.23% 全国45位 ほぼ全てが身体障害者	②雇用率(H23: 6.1) ・民間企業(1.8%) 高知県: 1.88% (全国10位) 全国: 1.65% ○公的機関(法定雇用率) 知事部局: 2.53% (2.1%) 全国9位 教育委員会: 2.17% (2.0%) 全国3位 公営企業局: 2.72% (2.0%) 警察本部: 2.72% (2.0%) 全国6位 市町村等: 1.94% (2.1%) 達成割合70.39% (26/37) 全国平均2.23% 全国45位 ほぼ全てが身体障害者	【働く場の確保等】 ○企業訪問(延べ400社)(再掲) ○公的機関での雇用促進 ○A型事業所の設立促進(17か所、定員300名) ○障害者就業・支援センターの新設促進(H24: 全国域設置) ○特別支援学校生に訪問介護員2級課程の講習を実施(H22～) ○就労移行支援事業所のスキルアップ研修	●公的機関での雇用 ・厳しい財政状況や長年にわたる人員削減により、特に規模の小さい市町村では職員定数の中での障害者に求める能力レベルを一定、高く求めざるを得ない傾向があり、市町村等が全国でも下位 ・アトリエシグにより知的障害者に対する就労支援等、採用が見込まれる職種に対応できる人材の養成							障害者の就職件数 : 500件 *人口10万人当り 91.6人
④ 障害者の就労促進と工賃アップ	■障害者の就労の状況 ③福祉施設から一般就労 H22: 66人	【職業訓練の実施】 ○関係機関との連携強化 ・道路担当教員、ハローワーク等との連絡会の開催 ・就労移行支援事業所等との連絡会の開催 ○企業での職場訓練等 ・知識・技能習得訓練(OA、訪問介護員2級) ・実践能力習得訓練(採用見込み企業での職場実習型訓練) ・特別支援学校早期訓練(高等部3年生の採用見込み企業での職場実習型訓練) ○職場実習先の確保(31社、166人枠)(H20～) ○特別支援学校生の職場実習の受け入れ	●福祉施設から一般就労へ移行 ・一般就労できる障害者は施設にとっても必要な人材 ●発達障害者の就労支援 ・発達障害者は、十人十様であり、決まった就労支援のノウハウはない。これらに合わせた支援(マッチング、フォロー)が必要 ・発達障害者が長く勤める傾向のある事務職種の求人が高知県内では非常に少ない。	○企業訪問による企業の情報収集のほか、ハローワーク等の関係機関とのさらなる連携強化 ○医療・福祉職場等、採用が見込まれる職種に対応できる人材の養成 ○関係機関との連携による一般就労に向けてのマッチング、雇用後のサポート体制等の充実強化							・公的機関(市町村等)の法定雇用率達成(2.1%)	
												・公的機関に対する雇用要請 ・A型事業所、特例子会社の設立支援 ・障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関の連携強化 ・特別支援学校生に訪問介護員2級課程の講習実施
												・公的機関に対する雇用要請 ・A型事業所、特例子会社の設立支援 ・障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関の連携強化 ・特別支援学校生に訪問介護員2級課程の講習実施
												・職場実習先(企業)のさらなる確保 ・有望職種(場)に対応できる知識・技能を習得できる研修(OA、訪問介護員等)の実施 ・ハローワーク等、関係機関との連携強化による職場実習型訓練(実践能力習得訓練コース)利用による就職率のアップ ・在職者に対するスキルアップ研修実施による雇用の継続支援
												・職場実習先(企業)のさらなる確保 ・有望職種(場)に対応できる知識・技能を習得できる研修(OA、訪問介護員等)の実施 ・ハローワーク等、関係機関との連携強化による職場実習型訓練(実践能力習得訓練コース)利用による就職率のアップ ・在職者に対するスキルアップ研修実施による雇用の継続支援

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
③ 障害者の就労促進と工賃アップ (2)障害者の工賃アップ ・障害者生産活動支援事業費	<p>■障害者の工賃の状況 (A型事業所を除く) 23年度: 16,601円 対前年+326円 全国4位の工賃(H22:月額)であるが、障害基礎年金と合わせての経済的自立を目指した目標額32,000円(工賃倍増5か年計画)を達成した事業所は倍増計画対象80事業所中4事業所</p> <p>最低賃金を保障するA型事業所でも十分な仕事の確保ができない事業所もある <H23月額> ○ホームページの充実 ○企業、市町村等への訪問 ○販売促進会等の仲介 ○下請け作業のあっせん</p> <p>【官公庁からの発注促進】 ○福祉版アウトソーシングの推進(県) ○市町村、県に対し施設への発注増の要請</p>	<p>障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援 【施設職員の経営感覚の向上】 ○経営コンサルタント(中小企業診断士)の施設への派遣 ○工賃アップセミナー等の開催</p> <p>【自主製品の商品力の向上】 ○商品開発等アドバイザーの施設への派遣(H22～) 4事業所(新商品製品化:3事業所、商品企画等:1事業所)</p> <p>【施設の製品、受注可能作業のPR】 ○ホームページの充実 ○企業、市町村等への訪問 ○販売促進会等の仲介 ○下請け作業のあっせん</p> <p>【官公庁からの発注促進】 ○福祉版アウトソーシングの推進(県) ○市町村、県に対し施設への発注増の要請</p>	<p>●経営ノウハウの不足 経営コンサルタント派遣等により、施設職員の経営感覚の改善は一定図られたが、結果として工賃向上に結び付くまでのレベルには達していない事業所が多い。</p> <p>●価格に見合った商品づくり(企画、製造、情報伝達)が大幅に不足</p> <p>●多くの施設側にビジネスの経験がない社会貢献に熱心な企業とのパートナーシップを築ける土台がない</p> <p>●営業担当者がおらず、新たな販売先(製造能力に見合った販売先)が確保できない</p> <p>●基礎的な農業生産の知識、技術力をもった職員が少ないため、農業関連分野の生産性が低い傾向が強い</p>	<p>○工賃向上計画(H24～)の策定(全B型事業所)</p> <p>○工賃向上アドバイザーの派遣 -商品企画～販路展開サポート -取引、テスト販売サポート -技術力向上下請け作業の高品質化)サポート -効率的な生産体制(例:発達障害作業手順づくり)サポート</p> <p>○農業関連分野の生産性の向上 -農業生産に取り組む施設に農福連携協力員を派遣し、栽培管理や加工技術の習得をサポート</p>	A型、日型事業所の利用者 18歳以上	

【課名:障害保健福祉課】

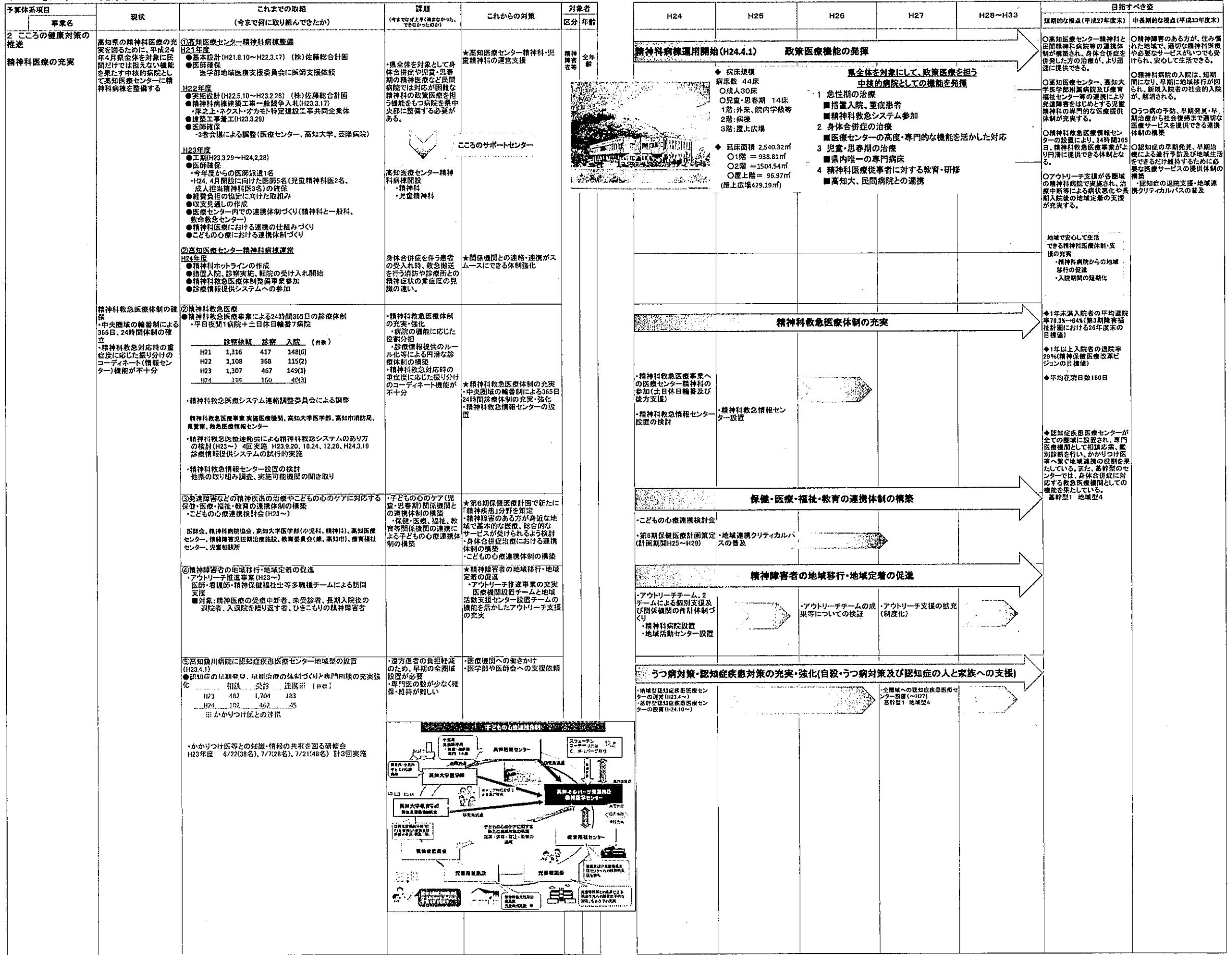


テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、 できなかつたのか)	これから対策 (今までなぜ上手く進まなかっ た、 できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
											短期的な視点(平成27 年度末)	中長期的な視点(平成 33年度末)
4 早期発見・早期療育の支援体制づくり												
(1)発達障害者支援の推進												
・発達障害者支援事業費												
●発達障害者支援センターの実績(H23)	【診断名別の対象者(実人数)】 ・自閉症 194人 ・広汎性発達障害 69人 ・AD/HD 52人 ・その他 7人 ・不明 15人 合計 491人	●発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成。 ・就労・生活面における支援方法の確立等	①発達障害を診断できる専門医師が少ない。(初診の予約が6ヶ月先になる。) また、発達障害支援のスキルは療育福祉センターにある、市町村保健師に十分普及していない。	①高知発達神経精神医学センターの設置(H24.4) 高知大学医学部、高知医療センター、療育福祉センター等との連携 ヨーテボリ大学との共同研究や留学といった取り組みを通じて、児童精神医学を志す全国の若手医師を受け入れ、発達障害や児童虐待などの児童問題に対応する専門医師を養成して、早期の診断や心理的なケアを行うことができる体制を構築する。	発達障害児者	H24	H25	H26	H27	H28～H33	①発達障害に関する専門医師が、県内で20名程度となり、早期診断が実施されている。 ◆専門医師 H23:4人 → H27:20人	○発達障害の可能性があるすべての児童生徒をフォローできる専門医が確保されている。 ◆専門医師 H27:20人 → H33:40人
◆年齢別 0歳～6歳児(乳幼児) 187人 7歳～12歳児(小学生) 192人 0歳～12歳で全体の67%		●発達障害者支援センターの設置(H18～) ◇精神科医師 1名 ◇ソーシャルワーカー 2名 ◇心理判定員 5名 ◇教員 1名 ◇保育士 7名									②診断後の療育支援を行う場(児童発達支援事業所等)が各地域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援事業所等 H23:11か所 → H27:24か所	○高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと、スウェーデンのヨーテボリ大学との共同研究を通じて、本県の実情に合ったより効果的で効率的な支援方法が開発されている。新たな支援方法を通じて、支援機関が整備され、医師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等のチームアプローチの体制が各地域に整備されている。 ◆児童発達支援事業所等 H27:24か所 → H33:33か所
◆市町村別 高知市 246人 高知市が全体の50%		●発達障害者支援開発事業[H19～H21] ①早期発見のチェックリスト検証と早期療育の体制づくり ②一貫した支援のための「個別支援計画」の作成 ③就労等の支援	※上記事業を行なうため企画・推進委員会と発達障害者支援ワーキングを設置。	②身近な地域において専門的な療育支援を行う事業所(短期入所や児童発達支援事業所など)が少ない。	全年齢						③個別支援計画を使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。	○発達障害者の特性に応じた就労が多様な分野でできるようになっていく。
【診療件数(外来利用者)】 ・精神科 自閉症スペクトラム 2,189 ADHD 1,582 学習障害(LD) 98 その他 1,077 ・小児科 自閉症スペクトラム 1,366 ADHD 326 学習障害(LD) 16 その他 553 合計 7,207		●高知発達障害研究プロジェクト(H20～) ・高知大学医学部・教育学部と県療育福祉センター等との連携		③ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築 (ア)発達障害が疑われる乳児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。	発達障害児者						④発達障害者の特性に応じた雇用の場が創出されている。 ・発達障害に特化した就労支援事業所 ・発達障害者を雇用するモデル事業所	
小中学校児童・生徒の約5.8%に何らかの発達障害がある可能性(H22年県教育委員会調査)		●発達障害の受診者数が、12年間で約3.6倍に増加										
●発育福祉センターの発達障害の受診者数が、12年間で約3.6倍に増加		8,000 (件) 7,200 6,600 6,000 5,400 4,800 4,200 3,600 3,000 2,400 1,800 1,200 600 0 11年版 23年版 口その他 口自閉症スペクトラム 口ADHD 口学習障害(LD)										
●国の動向 ・発達障害者支援法(H17.4～) ・障害者自立支援法の改正 「発達障害が障害者自立支援法における障害者の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H22.12.10～) ・児童福祉法の改正 「発達障害が児童福祉法における障害の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H24.4.1～) 知的障害を伴わない発達障害児も、児童福祉法のサービスの対象となる。		●早期発見・早期療育の取組拡大 ・内容 ①乳幼児健診による早期発見 ②早期発見後の親カウンセリング ・実施主体 ①H19～:香美市 ②H22～:高知市、土佐市、いの町 ③中央東・中央西福祉保健所										
●クリニック・チェックポイントの作成、研修会の開催(冊子とDVD) ・H22.3～6/13回 H23.1～2/5回 県内5圏域で合計13回開催 合計394名(うち医師56名)		●クリニカル・チェックポイントの作成、研修会の開催(冊子とDVD) ・H22.3～6/13回 H23.1～2/5回 県内5圏域で合計13回開催 合計394名(うち医師56名)										
●専門医師の確保 ・児童精神医学分野の世界的権威であるスウェーデンのヨーテボリ大学のクリスチヤー・ギルバーグ教授による講演会や、診断・治療技術の直接指導 ・県内医師をスウェーデンのヨーテボリ大学に派遣し、セミナーや臨床現場での直接指導		●専門医師の確保 ・児童精神医学分野の世界的権威であるスウェーデンのヨーテボリ大学のクリスチヤー・ギルバーグ教授による講演会や、診断・治療技術の直接指導 ・県内医師をスウェーデンのヨーテボリ大学に派遣し、セミナーや臨床現場での直接指導										
●個別支援計画の普及 ・香美市でワークショップや支援会議を開催		●個別支援計画の普及 ・香美市でワークショップや支援会議を開催										
●働く場の確保と定着支援 ・H22～:就労支援セミナーの開催年2回程度		●働く場の確保と定着支援 ・H22～:就労支援セミナーの開催年2回程度										

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

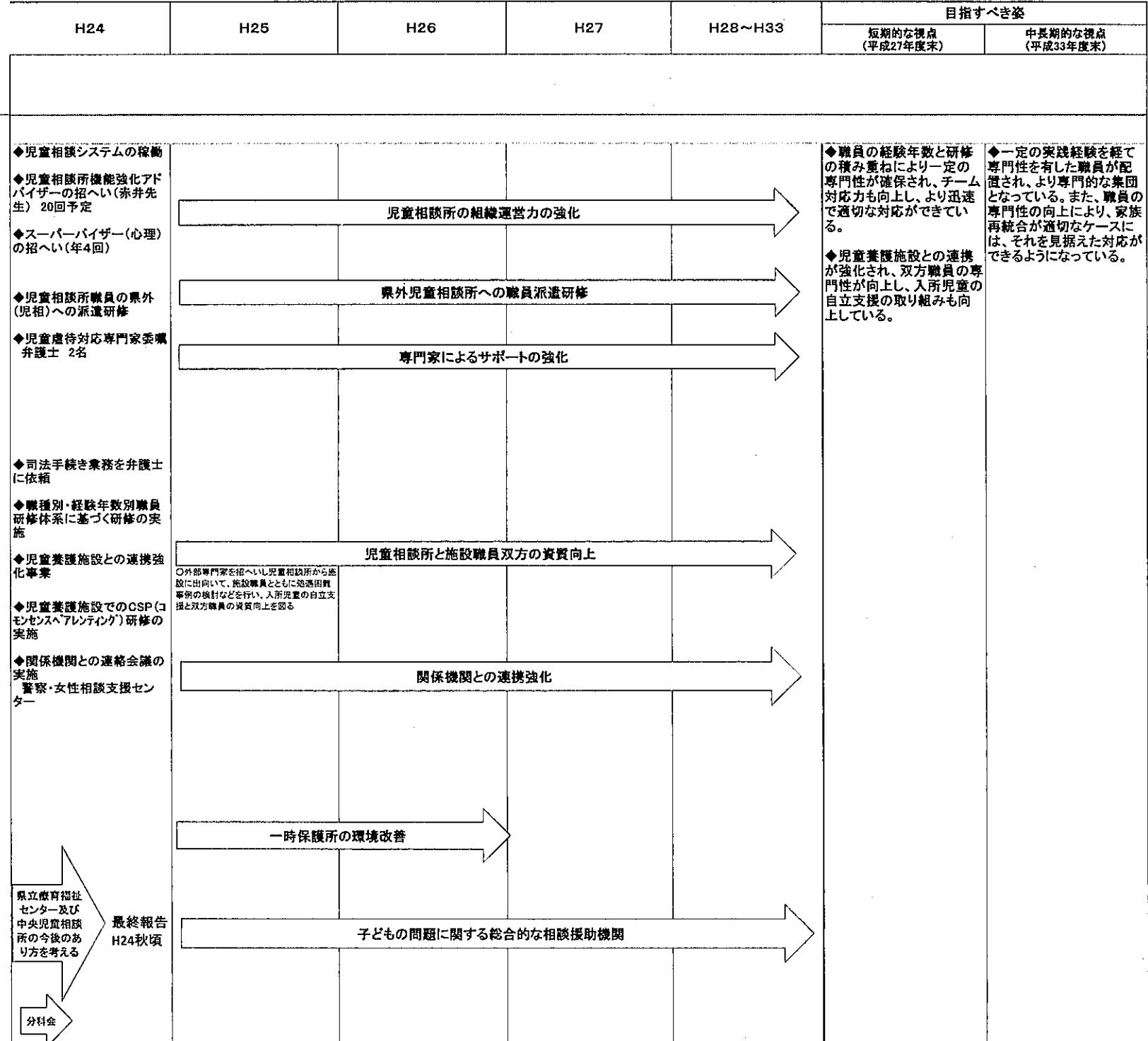
【 課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進mなかつたか、で きなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかつたか、で きなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者

IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり

1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

<p>～1 ～保護を 要するこ どもを 守る環 境づけ</p> <p>児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応</p> <p>◎児童福祉諸費用</p> <p>◎中央児童相談所費</p> <p>◎幡多児童相談所費</p> <p>◎家庭支援相談等事業</p> <p>◎中央一時保護所費</p>	<p>■児童相談所の組織・運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 <table border="1"> <caption>児童虐待相談対応件数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>279</td> <td>302</td> <td>270</td> <td>312</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>対応件数</td> <td>158</td> <td>184</td> <td>155</td> <td>142</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>18歳未満人口</td> <td>122,022</td> <td>119,678</td> <td>117,989</td> <td>116,239</td> <td>114,057</td> </tr> <tr> <td>全国の対応件数</td> <td>40,639</td> <td>42,664</td> <td>44,211</td> <td>56,394</td> <td>59,862</td> </tr> </tbody> </table> <p>※18歳未満人口・件数基本台帳人口(截至9月末) ※平成22年度の全国の対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計し</p> <table border="1"> <caption>一時保護の状況</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>219</td> <td>260</td> <td>229</td> <td>262</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>74</td> <td>103</td> <td>77</td> <td>102</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	H22	H23	受付件数	279	302	270	312	282	対応件数	158	184	155	142	116	18歳未満人口	122,022	119,678	117,989	116,239	114,057	全国の対応件数	40,639	42,664	44,211	56,394	59,862		H19	H20	H21	H22	H23	受付件数	219	260	229	262	205	うち虐待	74	103	77	102	69
	H19	H20	H21	H22	H23																																												
受付件数	279	302	270	312	282																																												
対応件数	158	184	155	142	116																																												
18歳未満人口	122,022	119,678	117,989	116,239	114,057																																												
全国の対応件数	40,639	42,664	44,211	56,394	59,862																																												
	H19	H20	H21	H22	H23																																												
受付件数	219	260	229	262	205																																												
うち虐待	74	103	77	102	69																																												
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 																																																	



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

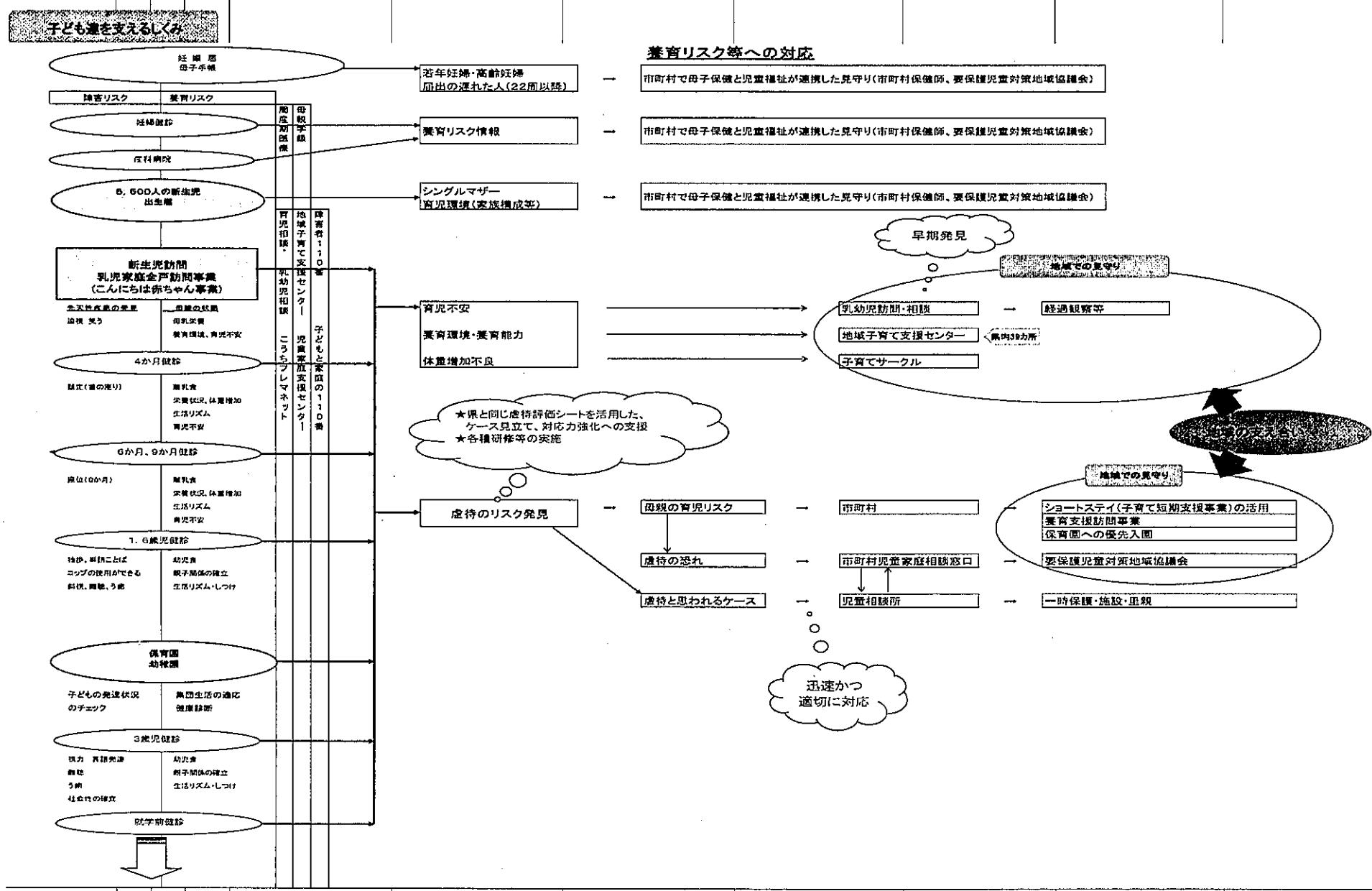
【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつたか、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか、できなかつたのか)	これからの対策 区分	対象者 年齢	目指すべき姿						
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
①保護を要するこどもを守る環境づくり	◎中央児童相談所費	■市町村の児童家庭相談体制の強化	◆人事異動や専門職不足のため児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい・相談窓口職員の約3割が異動(H23:46名中14名)	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置)	◆市町村職員等の主体性と専門性の向上	◆相談体制の整備への支援・安心こども基金の活用						◆児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施・専門職員の配置への働きかけ	◆市町村が対応すべきケースには、主的な対応をしている市町村が増えることで、地域の要保護児童等への対応が迅速に行われている。
	◎幅多児童相談所費		◆保健と福祉の連携が不十分	◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂	◆ケースの見立てや個別対応力の強化	◆人員・組織の充実及び計画的・人事異動についての要請						◆保健・福祉の連携が強化されることで、リスクの高い親子の早期発見・早期支援できている。	
	◎家庭支援相談等事業		◆保健と福祉の連携が不十分 要保護児童対策地域協議会への登録児童数(H22.11.5現在)1,357名のうち、乳児22名(1.6%)特定妊婦4名(0.3%)	◆児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修(初任者で前期・後期、中堅者)の実施	◆サポートケアへの同行を継続要請	◆サポートシート活用したケース見立て・対応力強化への支援・個別ケースへの同行訪問							
			◆施設入所児童への関わりが少ない	◆施設に入所している児童の権利保障と自立支援を推進していくためのサポートケアを、市町村職員に同行要請して実施									
			◆高知市との人材交流の実施										
			◆高知市職員の短期研修の受け入れ										
	◎家庭支援相談等事業	■要保護児童対策地域協議会の活動強化	◆要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の整理などは一定できたが、個別ケースの見立てや対応力に課題がある	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置)	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化・コーディネーターの育成・「実務者会議」の機能強化	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援(児童相談所の参画)	◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援(児童相談所の参画)	◆学校や民生委員・児童委員などの関係機関の連携によって、地域の中で、要保護児童等の早期発見と、きめ細かな対応に向けた取り組みができる	◆学校や民生委員・児童委員などの関係機関の連携によって、地域の中で、要保護児童等の早期発見と、きめ細かな対応に向けた取り組みができる	◆要保護児童対策地域協議会の活動が強化され、よりきめ細かな対応ができる。また、「地域の支え合い」の仕組みが確立され、高齢者が子育て家庭などへの支援機能として活躍するなど、地域の中で、要支援児童等の早期発見・支援ができている。		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

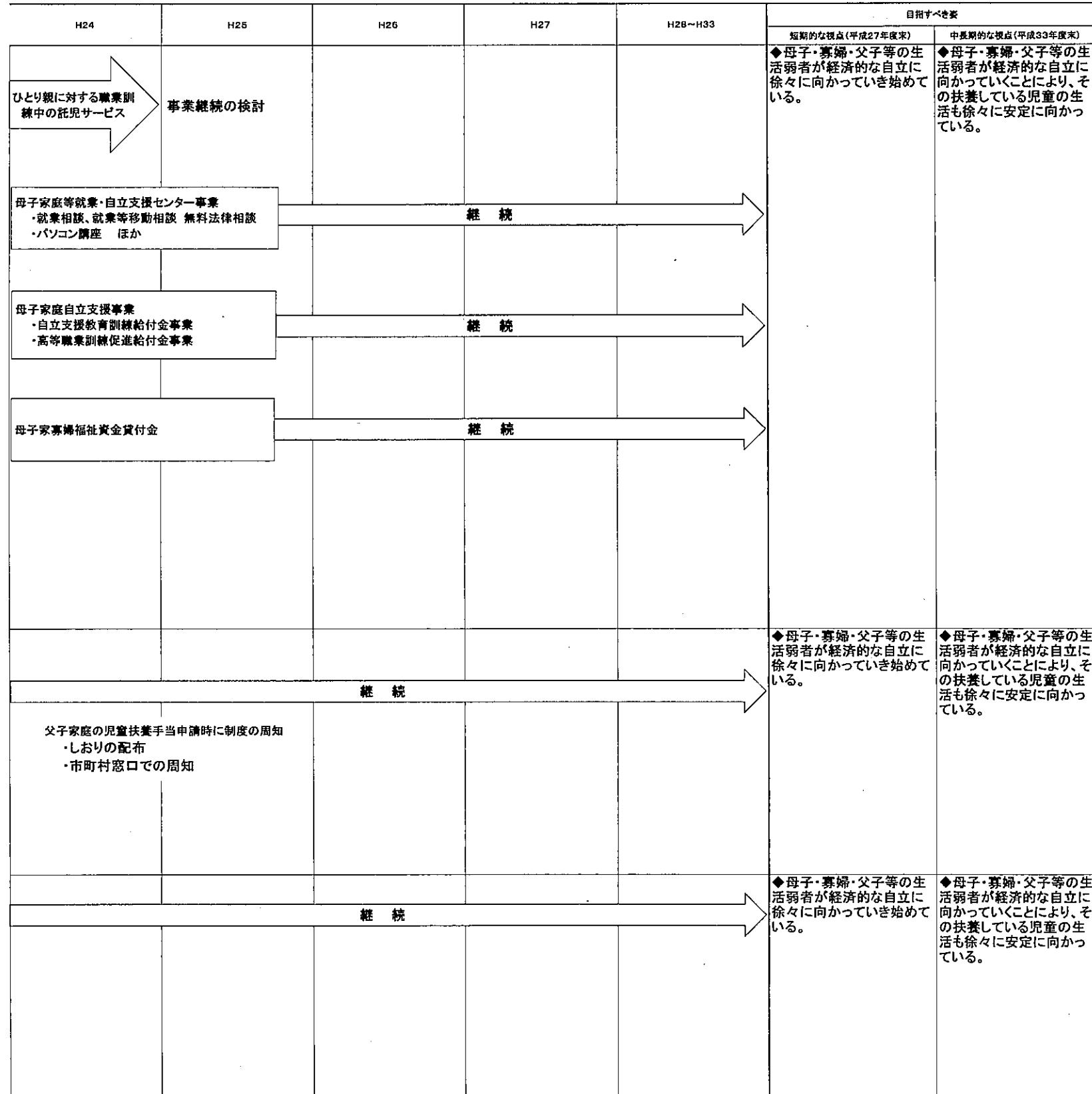
予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進mなかっただのか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかっただのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿						
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
① ～保護を 要するこ どもを守 る環境づ くり	◎児童虐待防止対策事業 ◎家庭支援相談等事業	■児童虐待予防等の取り組み	◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は厳しい状況にある。 ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの実施(H21～) ・パレード及び街頭キャンペーンの実施 ・啓発用チラシ・ポケットティッシュ・風船・オレンジリボン等の配布 ・啓発用オレンジリボンのマグネットを配布し、虐待防止の意識啓発のために、県や市町村等の公用車両に貼付 ・講演会の実施 ・トーク＆コンサートの実施 ・スタッフシャンパーの作成 ・高知城のライトアップ ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報 ◆カラー電車広告の実施 ◆県庁に横断幕を掲示 ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法:保健師や保育士を対象にした、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修)の実施	児童 18歳 未満	◆事業効果が目に見えにくい ◆啓発活動を行っているが、虐待件数は高止まり状態が続いている。	◆少ない費用で有効な啓発方法の検討 ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの継続と拡充 ◆高知オレンジリボンキャンペーンの拡充 ・高知市内以外に県東部・西部でのキャンペーンの実施 10/27 四万十市 11/10 高知市 11/17 安芸市 ・高知城のライトアップ ・カラー電車広告の実施(11月) ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待防止推進月間テレビスポットの広報(人権啓発センター) 11月実施 ◆児童虐待予防等の取り組み・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)契約:6月1日	たすきりーの実施 第5回高知オレンジリボンキャン	キャンペーンの拡充 県の広報媒体を活用した広報の実施 虐待防止の意識啓発と虐待が疑われる場合の通告義務についての意識醸成 幅多地域以外での実施 ○幅多地域でのあまえ療法の検証を行い、幅多地域以外での実施を検討	たすきりーの実施 第5回高知オレンジリボンキャン	キャンペーンの拡充 県の広報媒体を活用した広報の実施 虐待防止の意識啓発と虐待が疑われる場合の通告義務についての意識醸成 幅多地域以外での実施 ○幅多地域でのあまえ療法の検証を行い、幅多地域以外での実施を検討	◆虐待防止や通告義務の啓発活動が広く行われることで、早期発見されるケースが増えている。 ◆妊娠健診や乳児家庭戸訪問事業などにより把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などに繋がれ、適切な支援と虐待予防につながっている。 ◆地域の保健・医療・福祉・教育の有機的連携により、子育て支援などが必要な家庭の早期発見・早期対応と、妊娠期からの継続的な家庭支援がシステム化され、迅速かつ適切な支援が実施されている。また、こうした連携が虐待の予防につながっている。	◆県民の虐待予防に対する意識の高まりと、地域住民の連携や支え合いの意識が醸成され、地域活動を通じて虐待の予防につながっている。



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

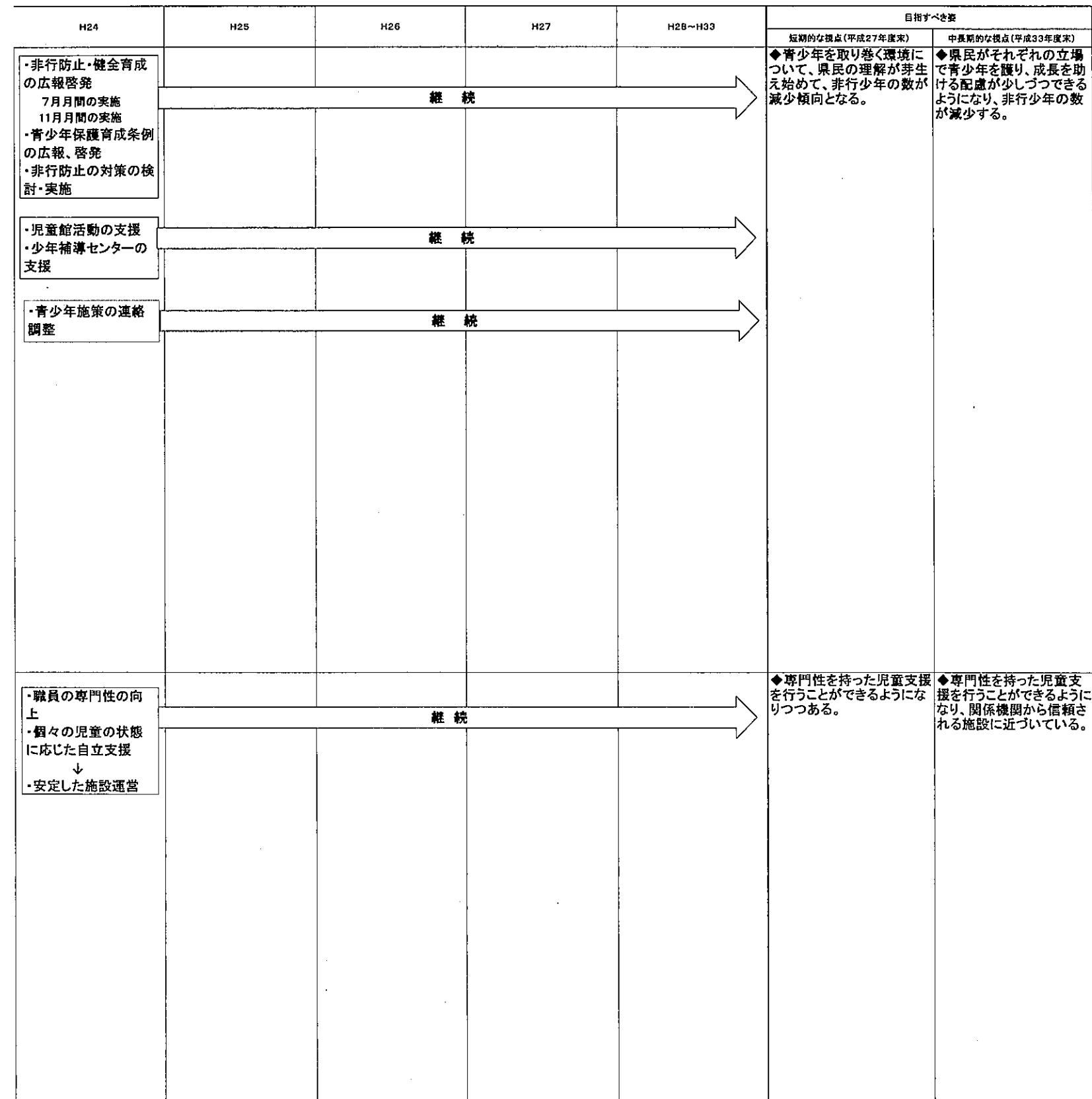
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者		
							区分	年齢
（2）母子家庭等の自立支援	◎母子福祉推進費	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態である。	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援の実施。 23年度 就業相談件数 1522件 就職決定者 109人 (常用雇用 49%)	◆就業自立支援 雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、重複就業への試験が困難。 父子家庭への制度の要望	◆就業自立支援 雇用訓練・研修によるスキルアップ ◆高等職業訓練促進給付金等を活用した資格取得による自立の促進	母子・父子・寡婦等	H24	H25
	◎母子家庭等自立支援事業費	17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 58.2% 150万円～350万円 34.7%	※H21年度 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (連帯保証人が不要など)	◆貸付金事業における未収金対策 ・生活が厳しい母子家庭では、返済が滞りがち。 ・未収金が約4千万円以上。 ・債権回収が困難なケースへの対応。	◆貸付金事業における未収金対策 ・文書・電話・訪問による督促指導 ・初回滞納者への重点的な督促 ・夜間における電話及び訪問による督促指導		H26	H27
	◎母子寡婦福祉資金貸付事業費	※平成21年8月～ 自立支援給付金の制度改正 103,000円(18ヶ月) →141,000円(全期間)	※平成24年4月～ 自立支援給付金の制度改正 141,000円(全期間) →100,000円(上限3年)	◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等。			H28～H33	短期的な視点(平成27年度末)
		◆父子家庭も母子家庭同様、経済的に厳しい状態である。 17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 18.3% 150万円～350万円 49.3%	23年度 自立支援教育訓練給付金 3件 高等職業訓練促進給付金 19件					中長期的な視点(平成33年度末)
		◆母子家庭の母又は寡婦等への各種資金の貸し付による、経済的自立と生活意欲の助長の促進。 S28年度～実施	22年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件					
		※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	23年度 貸付件数 137件 貸付額 69,332,849円					
			22年度 貸付件数 141件 貸付額 77,358,644円					
	◎ひとり親家庭医療費助成事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	◆母子・父子家庭への医療費を助成する市町村への補助 23年度 受給者数 17,373人 補助額 266,147,000円 22年度 受給者数 17,263人 補助額 263,583,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭の利用が少ない 父子家庭の利用割合 23年度 4.5% 22年度 3.2% 21年度 2.5%	◆父子家庭への制度の周知	母子・父子・寡婦等		◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に徐々に向かっていき始めている。
	◎児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 23年度 受給資格者数 1,497人 給付費 634,002,670円 22年度 受給資格者数 1,474人 給付費 572,457,430円 実施時期 S37.1～	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ・生活が厳しい母子家庭等では、返済が滞りがち。 ・未収金が約1千8百万円以上。 ・債権回収が困難なケースへの対応。 (未収金) 23年度末現在 19,596,304円 22年度末現在 18,162,314円 21年度末現在 21,980,464円	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ・市町村との連携 ・貸付喪失情報(年金、婚姻、施設入所、転出等)の早期把握による返納金発生の防止 ・福祉保健所、市町村を通じた償還指導 (履行延期申請等)	母子・父子等		◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に徐々に向かっていき始めている。



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：兒童家庭課】

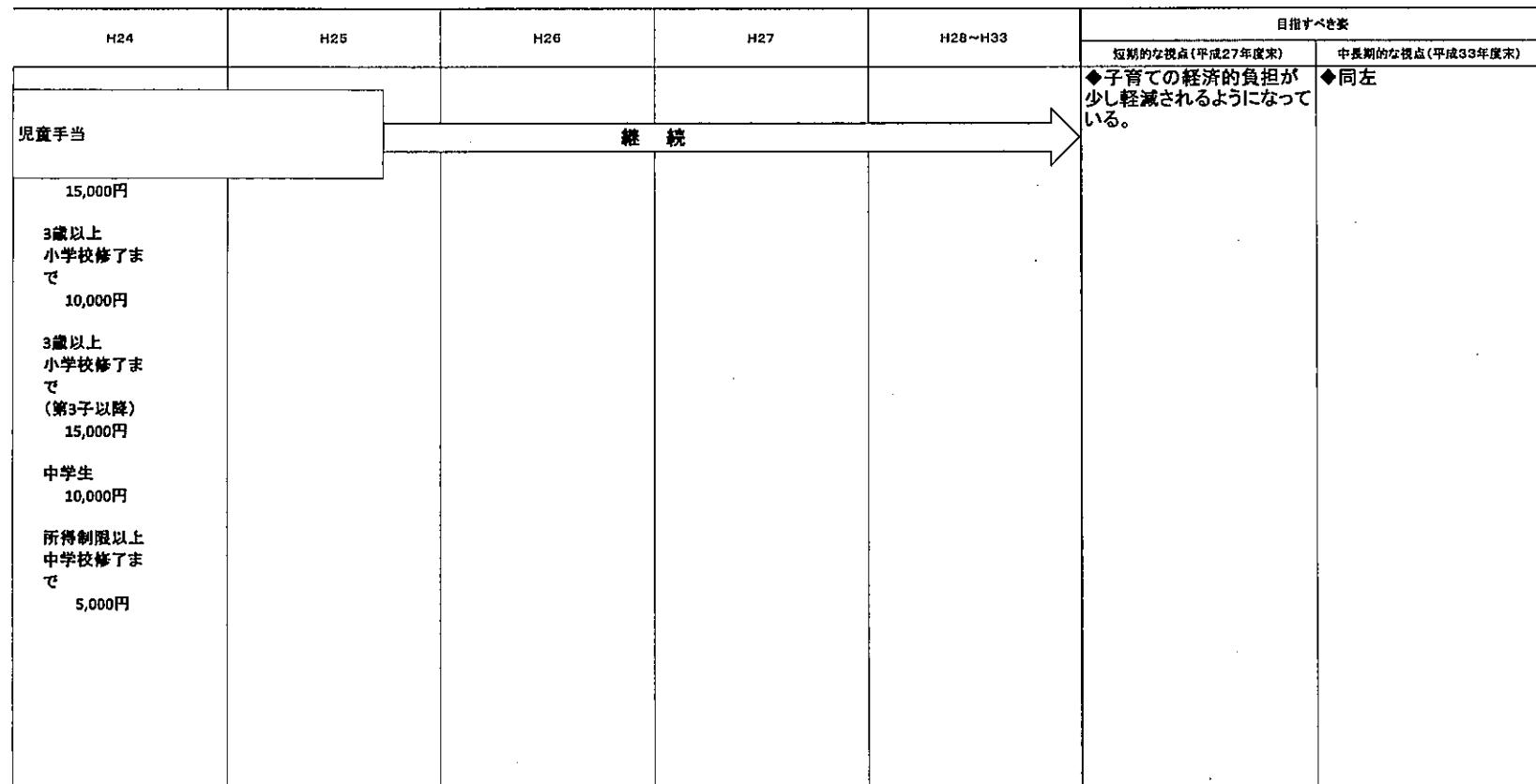
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけなのか)	これからの対策		対象者 区分 年齢
					区分	年齢	
(3)健全育成への環境づくり	◎青少年対策推進費	◆有害情報の氾濫等、青少年をめぐる環境の悪化	◆社会環境の変化に対応した青少年保護育成条例の改正等、青少年に悪影響を及ぼす環境からの保護	◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、継続した支援、県民への啓発活動が必要	◆有害環境からの青少年の護る活動や県民への啓発を長く継続	18歳未満中心	
	◎こどもの環境づくり事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、青少年の抱える問題の深刻化 ◆家庭機能、地域機能の低下 ◆刑法犯少年は減少傾向であるが非行率は全国ワースト上位で推移 H22刑法犯少年 1,039人 非行率ワースト1位 ◆不登校児童生徒 H22: 792人 千人当たりの不登校児童数13.2人 (全国11.5人) ◆高校中退者 H22: 364人 中退率1.7% (全国1.7%) ◆若年無業者数 H19 5,330人 15~34歳人口に占める割合3.3% (全国2.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆非行予防のための少年補導活動への支援 ◆県民の非行防止、健全育成意識の高揚のための啓発活動 ◆各種機関による相談 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・少年サポートセンター ・教育相談機関 ・少年補導センター ・若者サポートステーション ・ひきこもり地域支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年の問題は多様化しており、各種相談機関等の連携による支援 ◆各種相談機関による支援 			
	◎希望が丘学園	<ul style="list-style-type: none"> ◆入所児童数 (初日在籍平均) -H18 20名 -H19 11名 -H20 9名 -H21 10名 -H22 16名 -H23 20名 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童自立支援施設として、不良行為等により入所した児童に対し、個々の児童の状況に応じた教育や指導を行い児童の自立を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経験の浅い職員が多いことによる児童自立支援の力量不足 ◆入所児童の問題の多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員の児童処遇技術の向上 -専門性の向上 -児童支援のノウハウを伝承できる中核職員の育成 -入所児童に対するカウンセリングの充実 	18歳未満 (小・中学生中心)	



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、 できなかつたのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
（4）子育て家庭への支援	◎児童手当・子ども手当費	◆子育てにかかる費用が大きい ◆子育て環境の不備 ◆子どもの貧困	◆児童手当 実施時期 S47年1月～ 20年度 支給対象児童数 67,212人 負担金 1,435,587,798円 21年度 支給対象児童数 65,726人 負担金 1,409,370,292円 ◆子ども手当 繰り返される制度見直し 毎の制度周知とシステム改修の実施 22年度 支給対象児童数 66,343人 負担金 1,451,577,609円 (うち、245,144,805円は、児童手当分) 23年度 支給対象児童数 62,939人 負担金 1,433,910,212円	◆繰り返される制度見直し ・H22.4月から児童手当に変わり子ども手当として支給開始 ・H23.4～H23.9月までは、22年度の制度(つなぎ法) ・H23.10月以降は、「平成23年度における子ども手当支給等に関する特別措置法」が成立	◆国の動向に注視し24年度以降の制度設計についての情報収集と対策 ◆制度の変更に伴う市町村事務に対する支援 ◆制度の周知徹底	0歳～15歳になつた年の3月31日までの子ども	



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何に上手く進まなかった、 できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿							
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点(平成27年度末)		
IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり (3)健全育成への環境づくり こどもの環境づくり事業費 (こども条例推進事業費)	◆こども条例の制定(H16.8施行) ◆条例の認知度 ・シールアンケートの結果 H23 知っている:33% 知らない:67%	◆こどもの環境づくり推進委員会 ・委員会の設置(H17.3) ・委員会の開催(H17～) ◆こども条例の広報・啓発 ・こども条例記念日フォーラムの開催 (H19～) ・「こども条例」バナー展示・シールアンケートの実施(H20～) ・新小学校生へのパンフレットの配布 H23は小学生への配布 ・中学校への出前事業(H23)	◆こども条例のさらなる広がり ・府内各部局や推進委員会と連携したこどもの環境づくり推進計画の推進 ◆こどもの環境づくり推進計画に基づく取組の推進 ・第一期計画の策定(H19.3) ・第二期計画の策定(H24.3)	◆こどもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆こども条例の広報・啓発 ・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催、第4期委員の委嘱 ・こども条例記念日フォーラムの開催 ・「こども条例」バナーの展示 ・県内小学生へのパンフレットの配布 ・こども条例の理念に沿った活動をしている民間団体やNPO等の取組の紹介 ・学校や地域の会合でのこども条例の啓発など ◆こどもの環境づくり推進計画の進行管理 ・府内各部局との連携 ・こどもの環境づくり推進委員会との連携		●高知県こどもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ●第4期委員の委嘱	●周知・啓発 ・こども条例記念日フォーラムの開催 など				○こどもの環境づくり推進委員会と の連携による周知・啓発の取組により、こども条例の認知度がアップ している	○こども条例が広く県民に周知され、条例の理念を踏まえた地域等 での活動が広がっている	
2 少子化対策の推進 (1)県民運動の推進 少子化対策推進費 少子化対策県民運動推進事業費	◆H22.3こうちこどもプラン(後期計画) の策定 計画期間:H22～H26	◆H22.3こうちこどもプラン(後期計画) の策定 計画期間:H22～H26	◆少子化対策推進本部などを通じた進 行管理 ・本部会や幹事会の開催	◆各部局による当事者意識を持った 事業の推進、進行管理	◆少子化対策推進本部などを通じた適切 な進行管理 ・PDCAによる進行管理		●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ●H26年度で計画期間満了					○各部局が責任を持ってプランに 沿った取組を策定、推進している		
	◆人口減少と高齢化 人口自然減(平成2年～) 少子高齢化の進行 ・出生数 12,403人→5,518人 ・出生率(千人当り) 15.5→7.2(全国45位) ・合計特殊出生率 2.03→1.32(全国37位) (人口動態統計1974～2010) ◆子育てへの不安・負担感の増大によ る夫婦の待つ子供数の減少 ・子どもの数の理想と現実のギャップ 理想的の数 242人 予定期の数 207人 ・完結出生児数 1.96人 ※結婚15～19年の夫婦の平均 出生子ども数 (夫婦の最終的な平均出生 子ども数) ※初めて2人を下回った (2010年第14回出生動向基本調査)	◆高知県少子化対策推進県民会議を中 心とした企業・団体と連携した取組 ・高知県少子化対策推進県民会議 設立:H20.3 構成:県内各分野33団体 ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン(H23～) 子育て応援呼びかけ力発 子育て応援川柳の募集 ・子育て応援フォーラム (H20～) 県民会議の構成団体等の参加に より実施 ・家族の大切さ、子育ての喜びを伝える 取組 ・こどものひとこと宝物(H19～21年 度) 家庭のおもいで宝物(H22年度) ・テレビCMの制作、放送 21年度 制作放送 15秒×252本 22年度 放送 (15秒×2 328回) ・テレビ番組制作放送 23年度 3分 46回 ○身近な地域での取組の推進 ・子育て応援の店(企業等の協力によ り、オムツ替えスペースの提供など子ど も連れやすい設備や商品割引・プレ ゼントなどの販売サービスの実施) 第一期 H19.10.1～ 第二期 H21.10.1～ 第三期 H23.10.1～ ○企業・団体の取組の後押し ・県民会議の各構成団体が「応援宣言」 に基づいた取組を推進 ・H22県民会議活動促進事業費補助金 (定額上限100万円 実施3団体) ※参考 ・企業や団体が行う従業員の子育て支 援や結婚応援の取組への助成 【地域子育て推進事業費】	●県民運動の広がり ・県民会議やその取組が県民に知 られていない ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン(H23～) 子育て応援呼びかけ力発 子育て応援川柳の募集 ・子育て応援フォーラム (H20～) 県民会議の構成団体等の参加に より実施 ○県民への広報・啓発の充実 ・構成団体の会報誌やHPの活用 ・県の広報紙や広報番組の活用 ・県のHPの活用	●子育て応援の推進 ・子育て応援キャラクター ・県民会議の構成団体から傘下の 団体などへ活動の広がりが十分 でない ○子育て応援フォーラム ・県民へのPR	●子育て応援キャラクター ・県民会議の構成団体を中心とした取組 ・県民へのPR	子育て応援キャラクター	取組の拡充(構成団体を中心とした取組) 子育て応援キャラクター	県民応援の取組へ					○高知県少子化対策推進県民会 議を中心とした、県内の多くの企業・団 体に少子化対策の取組が広がると ともに少子化対策に関する県民の 理解、関心が一層高まっている	県民の多くの少子化を 自らのこととしてとらえ、 県民総ぐみでの 少子化対策が進んでいる
	●登録店舗数の伸び悩み 制度のPR不足 登録事業所のPR不足 (プリントが見えにくい)	●企業・団体の取組の伸び悩み	◆身近な地域での取組の推進 ・県民会議の各構成団体の協力による企 業等への働きかけ ・広報 ・紹介冊子の作成・配布 チラシ(名刺サイズ)の配布	●企業・団体の取組の推進 ・県民会議の各構成団体の応援宣言に 基づいての取組の推進 ・地道な働きかけ ・県民会議を中心とした企業団体等と連 携した取組の推進 ※参考 ・企業や団体が行う従業員の子育て支 援や結婚応援の取組への助成 【地域子育て推進事業費】	●企業・団体の取組の伸び悩み 制度のPR不足 登録事業所のPR不足 (プリントが見えにくい)		●子育て応援の店の増への取組 ・子育て家庭応援の店の推進 ・扶養事業所の加入促進 ・子育て家庭へのPR	●子育て応援の店の増への取組 ・子育て家庭応援の店の推進 ・扶養事業所の加入促進 ・子育て家庭へのPR	●各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	★第四期スタート H25.10～	★第五期スタート H27.10～	○すべての市町村に子育て応援の 店があり、子育て応援の気運が醸 成されている	○身近なところに応援の店があ り、地域での子育て応援の気運が 醸成されている	

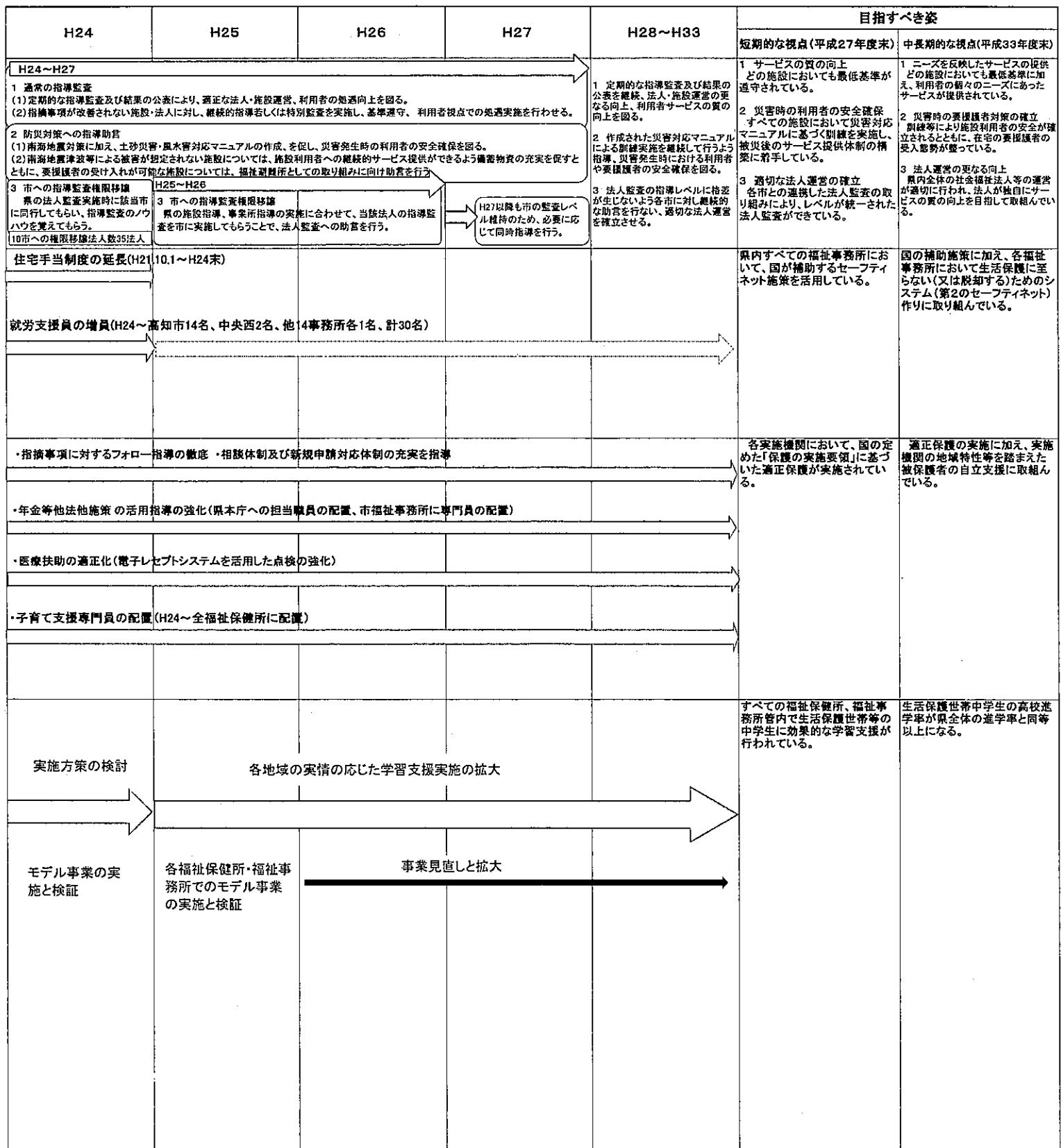
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
							H24	H25	H26	H27	H28~H33
(2)地域の子育て支援 地域子育て推進事業費 安心こども基金積立金			<p>◆女性の労働力率が高く、共働き世帯が多い。 ○女性の年齢階級別労働力率 (H17国勢調査) -25~29歳:78.4% (全国平均74.9%) -30~34歳:74.5% (同63.4%) -35~39歳:75.0% (同63.7%)</p> <p>○共働き世帯の状況(H17国勢調査) -全世帯に占める共働き世帯の割合:48.6% (全国平均44.4%全国20位) -6歳未満の子どもがいる世帯に占める共働き世帯の割合:53.2% (全国平均38.5%全国9位)</p> <p>○働きながら子育てするために望む支援 -育児に関する制度の充実、職場の理解、職場への啓発など</p> <p>◆扶養家族化が進み、三世代同居が少ない。 ○扶養家族世帯の状況(国勢調査) -5歳未満の子どもがいる世帯に占める扶養家族世帯 H12年:82.2% (全国78.6%) H22年:84.7% (同83.7%)</p> <p>○三世代同居世帯の割合(国勢調査) -5歳未満の子どもがいる世帯に占める三世代同居世帯 H12年:17.1% (全国20.9%) H22年:14.3% (同15.6%)</p> <p>○支援センターや子育てサークルからの動き取り (支援センター) -家庭訪問や出張相談の充実、専門的な支援が必要 (子育てサークル) -活動について相談できる人や他のサークルの情報がほしい -後継者づくり、継続性が課題</p>	<p>◆働きながら安心して子育てができる環境づくりに向けた、多様な働き方に応じた保育サービス等の充実 -子育てしやすい職場環境の充実</p> <p>◆子育ての孤立感や不安感の緩和に向けた -子育て家庭が気軽に集い、交流できる場づくりの充実</p> <p>○子育て支援アドバイザーの派遣、支援の充実 -21市町村39施設(H24.1現在) ○子育て支援アドバイザーの派遣 -H23 助産師8名→10名 年4回 ○子育て講座の委託 -H23要構見直し ○家庭教育サポーターの活動支援 -H23~地域子育てサポーターに名稱変更 -研修会の開催</p> <p>○子育て応援情報紙「大きくなれ」の発行(H21~) ○「こうちプレマnet」の運営 -H23.7.1 リニューアル</p> <p>○企業での子育て出前講座の実施 ○企業や団体が行う従業員の子育て支援や結婚応援の取組への助成(H23~)</p> <p>○子育て支援ポータルサイトの開設(H22~)、運営</p> <p>○子育て家庭や子育てサークル等へのアンケート等(H23)</p>	<p>◆市町村等の取組への支援 ○県単補助金による市町村、企業等への支援</p> <p>◆子育て支援アドバイザーの派遣、支援の充実 -企業での子育て出前講座の実施 ○企業等が行う子育て支援に資する取組の支援 -法の義務規定を超える就業規則の整備等への助成(県単補助金) ○地域子育てサポーターの活動支援 -名簿等の情報提供 -研修会の開催</p> <p>◆県全域での子育て支援の仕組みづくり ○子育てサークル等のネットワークづくり -子育てサークル等の登録、交流の促進、従事者の研修など ○地域子育て支援センターのネットワークづくりや販賣等の専門性の向上 -新任、現任研修の実施(委託) -ブロック別研修交流会の開催 ONPO等による子育て講座の実施 -子育てサークル等への研修</p> <p>◆子育て家庭に役立つ情報の提供 ○子育て応援情報紙の発行・配布 ○「こうちプレマnet」の運営</p>	<p>◆市町村等の取組への支援 ○市町村等による地域の実情やニーズに応じた子育て支援の取組が広がっている</p> <p>◆子ども・子育て新システムスタート</p> <p>◆子育て支援アドバイザーの派遣 -年50回、アドバイザー2名増 ○子育て出前講座の実施 -事業の周知→派遣回数の増</p> <p>◆地域子育てサポーターの活動支援</p> <p>◆県全域での子育て支援の仕組みづくり ○子育てサークル等のネットワークづくり -子育てサークル等の登録、交流の促進、従事者の研修など ○地域子育て支援センターのネットワークづくりや販賣等の専門性の向上 -新任、現任研修 各1回 ブロック別研修交流会 東西各2回</p> <p>◆サークル相互の交流の促進、研修会研修の充実・活動の振興</p> <p>◆地域子育て支援センターのネットワークづくりや販賣等の専門性の向上 -新任、現任研修 各1回 ブロック別研修交流会 東西各2回</p> <p>◆職員研修の充実、交流の促進</p> <p>◆NPO等による子育て講座の実施 ○サークル等との連携、サークル向け講度の実施</p> <p>◆講度内容の充実→受講者の増加</p> <p>◆子育て家庭に役立つ情報の提供 ○子育て応援情報紙の発行 年4回</p> <p>◆情報紙の定着、充実</p> <p>◆「こうちプレマnet」の運営 内容の充実(子育てサークルのイベント情報など)</p> <p>◆情報の充実、利便性の向上</p>	<p>○市町村等による地域の実情やニーズに応じた子育て支援の取組が広がっている</p> <p>○企業等による従業員の子育て支援の取組が広がり、働きながら子育てしやすい環境づくりが進んでいく</p> <p>○県全域での子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークを通じて、県全域で子育てを支援する取組が活発に行われている</p> <p>○子育て家庭に必要な情報が広く行き渡り、子育てに関する不安が軽減されるとともに、子育てを楽しむ人が増えている</p>				
(3)独身者の出会いのきっかけづくり 出会いのきっかけ応援事業費			<p>◆未婚化・晚婚化の進行 -平均初年齢(H22 高知県) 男性 30.5歳(全国15位) 女性 28.7歳(全国10位)</p> <p>-平均初年齢の推移(高知県) (男性) (女性) 1970年 26.4 23.8 1980年 27.7 25.1 1990年 28.3 26.0 2000年 28.2 26.7 2010年 30.3 28.7 (人口動態統計)</p> <p>・生涯未婚率(H17~H22 国勢調査) 男性 18.7 → 22.1 女性 9.04 → 12.4</p>	<p>◆未婚化・晚婚化への対応 (こうち出会いのきっかけ応援事業) 結婚を望みながら出会いの少ない独身者に対して出会いのきっかけとなる場を提供 -出会いのきっかけ応援事業費補助金 H19年度～ 実施団体数 H19 7 H20 11 H21 11 H22 8 H23 11</p> <p>・出会いのきっかけ交流会 H21年度～ H21 応募者数 998人(約5倍) H22 " 1,303人(約3.6倍) H23 " 2,416人(約3倍)</p> <p>・出会い系制度 H21年度～ 会員団体数 61 (H24.3月末現在) 応援団体数 17 (") イベント数 H22 5回 H23 3回</p> <p>・地域のお世話焼きの仕組みづくり (婚活サークル) H22.11～ 60人(H24.3月末現在)</p> <p>・専用ホームページでの情報発信(出会いのきっかけ応援サイト) H22.10.1～</p>	<p>◆独身者の多様なニーズをふまえた出会いの場の創出 ○市町村や企業・団体と連携した取組</p> <p>◆それぞれの地域での独身者応援の醸成 ○効果的な情報提供</p> <p>◆引き合わせ ○婚活サークルの活動促進 -婚活サークルへの支援 -新たなサークルの養成 -サークルの交流・研修会など</p> <p>◆情報提供 ○こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営 -県内のさまざまな情報の収集及び一元的な情報提供</p>	<p>◆出会いのきっかけとなるイベントの実施 ○市町村や非営利団体等が実施する出会いのイベントへの助成</p> <p>◆出会いのきっかけ交流会の実施 ○県主催の交流会の開催</p> <p>◆出会い応援団の活動の促進 -官民連携による独身者の出会いの場づくり -団体の登録促進、イベント開催</p> <p>◆県主催の出会いのきっかけ交流会の開催 (10回開)</p> <p>◆出会い応援団の活動促進 ○婚活サークルの活動促進 -イベント開催に向けた支援 -制度の見直し検討</p> <p>◆出会い応援団の活動促進 ○こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営 -県内のさまざまな情報の収集及び一元的な情報提供</p> <p>◆独身者支援についての研修 -相談者の交流会開催 等</p> <p>◆効果的な情報提供 ○こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営</p>	<p>○県や市町村、民間団体を中心に独身者のニーズに応じた出会いの機会が提供されている</p> <p>○独身者を応援する気運が一層高まり、それぞれの地域で、婚活サークルや市町村、企業・団体が連携して、それぞれの地域にあった独身者支援が行われている</p>	<p>県内のさまざまな団体・個人(婚活サークル等)が連携して、独身者の出会いを地域ぐるみで応援するようになっている</p>			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

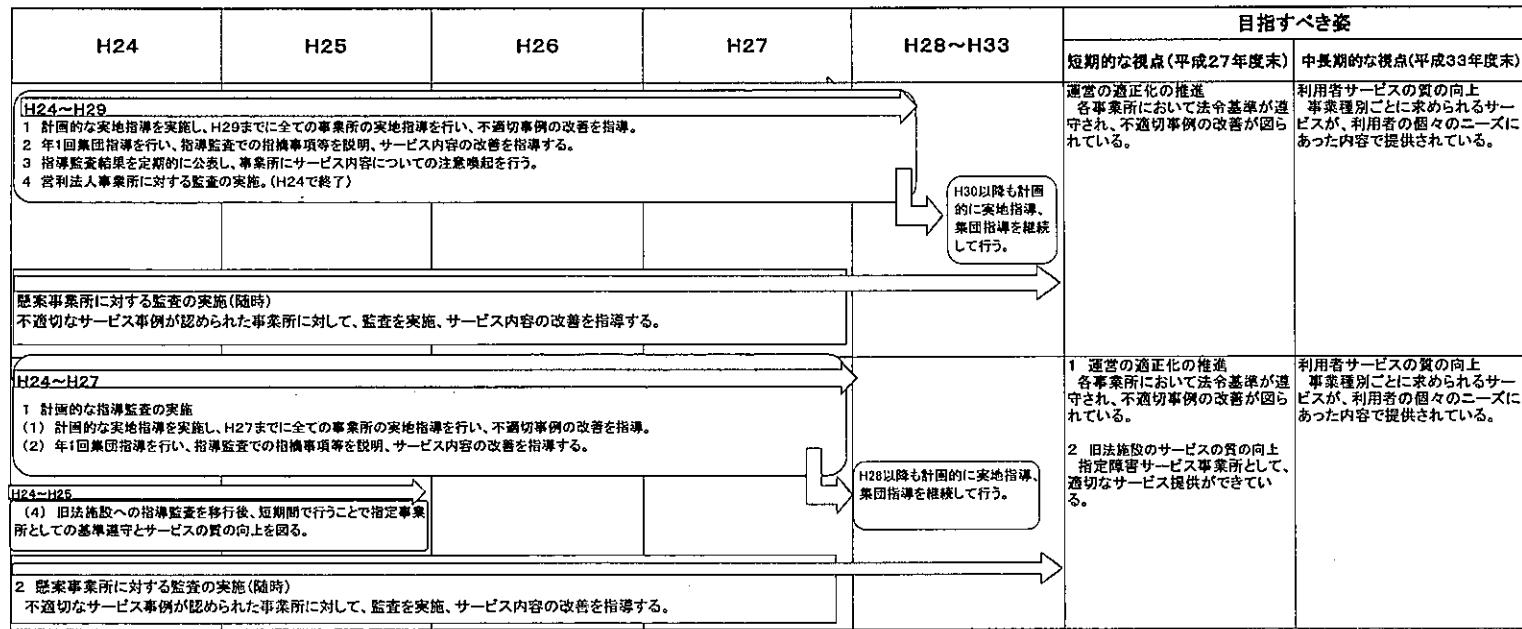
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 (これから何を実施するか)	対象者 区分 年齢
I ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる 支え合いの仕組みづくり	・指導監査を下記施設等に対しても定期的に実施している 社会福祉施設 261施設 高齢者 65 児童 20 保育所176	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導 実施回数 廃止2年に1回(保育所を含む児童福祉施設は1年に1回)	「今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか」 定期的に指導監査を実施しているにもかかわらず同じ指導事項が繰り返されるなど指導がかかる事例 理理会審議が十分に行われていない 理事会への欠席が継続している 理事長への欠席が予想される南高地震や、風水害、土砂災害に対するマニュアルの作成と実施 利用者痴呆 事故対応が不適切な事例等 防災対策 定期的な防災訓練の未実施等	「今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか」 指導監査が改善されるまで指導を徹底し、行うとともに、指導監査結果を公表するとともに、意見と情報共有を行い、特に運営に適しい組織が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める 近い将来生が予想される南高地震や、風水害、土砂災害に対するマニュアルの作成と実施 利用者痴呆 事故対応が不適切な事例等 防災対策 定期的な防災訓練の未実施等	1 指導監査が改善されるまで指導を徹底し、行うとともに、指導監査結果を公表するとともに、意見と情報共有を行い、特に運営に適しい組織が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める 2 防災対策への指導助言 (1)南高地震対策に加え、土砂災害・風水害対応マニュアルの作成、促し、災害発生時の利用者の安全確保を図る。 (2)南海地震津波等による被災者を認定されない施設については、施設利用者への継続的サービス提供ができるよう備蓄物資の充実を促すとともに、要援護者の受け入れが可能な施設についても、福祉避難所としての取り組みに向け助言を行っていく。 3 第二次分権一括法でH25、4から市に指導監査権限が移譲される社会福祉法人等について、移管後適切な指導監査が行われるよう市と連携していく。	
3 セーフティネット施策の充実・強化 (1)低所得者の生活支援の充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費 (住宅手当緊急特別措置事業費) (緊急雇用喪失住まい対策事業費補助金) 緊急雇用創出臨時特例基金積立金	・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数: 266人 (H24.2末累計) ・就労支援員 27人 (H24.3末現在) (内訳)県福祉保健所 6人 市福祉事務所 21人 ・H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・住宅手当緊急特別措置事業の延長(H23→H24) ・ワン・ストップ・サービス等への参加 ・H22.4.1から支給要件緩和(収入要件の緩和、支給期間の延長) ・各市の就労支援員の増員要請 ・就労支援員への研修 ・無料職業紹介所の開設	・H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・住宅手当緊急特別措置事業は時限措置であり、H25年度以降の制度の枠組みが不透明	・就労支援に関するノウハウの蓄積が不十分で、効果的な支援ができていない ・就労支援員のスキルアップを図るために研修や、無料職業紹介所の開設等実施機関との支援体制を確立する。 3税と社会保障の一体改革で示される低所得者対策に対応する仕組みを構築する。	1ハローワークと連携したセーフティネット施策の実施		
(2)生活保護対策 行旅病人死亡人取扱市町村交付金 生活保護費 生活保護事務費	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10:15.1% →H23.11:27.3% (全国16.3%、第3位) ・被保護世帯数 H10:9,004世帯 →H24.2:15,461世帯 ・被保護人員 H10:12,276人 →H24.2:21,061人 ・高齢者世帯の割合が高い(H23.11:高知県46.1%、全国42.5%) ・稼動年齢受給者の増加 (その他の世帯の割合、H10:3.8%→H24.2:17.3%)	・16実施機関に対する事務監査の実施 ・適正保護実施のため、CWやSVへの研修等を実施 ・就労支援員等による被保護者の自立支援 ・貧困の連鎖の防止(福祉保健所に子育て支援専門員を配置) ・電子レセプト管理システムの導入による医療扶助の適正化(H23~)	・急激な被保護世帯の増加への対応 特に高知市の増加が顕著であり、慢性的なケースワーカー不足やそれに伴う適正保護の実施に影響が出始めている。 ・長引く不況により、稼動年齢層の保護受給者が増えている。 ・より一層の実施機関の体制強化やCWの質の向上が必要である。	1実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2漏れ防止 ・保護を要する方の見込みへの取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3漏れ防止 ・届出義務の指導の徹底 ・年金等他法他施策の活用指導 ・医療扶助の適正化 4貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員 5生活保護制度に関する国と地方の協議を踏まえた、生活保護制度改正に留意する。		
	・本県における生活保護世帯の高校進学率は、H23.3卒業生で、93.7%、県全体の98.1%より4.4ポイント低い。前年度のH22.3卒業生では、県全体の98.2%に対して84.8%と、13.4ポイントの差があった。 ・生活保護世帯の子どもやその親が、日常的な生活習慣を身につけるための支援や、子どもの進学に関する支援等を行うための子育て支援員を福祉事務所に配置。 10人(H24.7末現在) (内訳) 県福祉保健所 4人 市福祉事務所 6人 ・高知市、南国市では、生活保護世帯の中学生に塾形式で学習支援を行い、成果を上げている。 高知市 参加者58名中56名進学(H24.3卒業生、専修学校含む、進学率96.6%) 南国市 参加者5名全員高校進学(H24.3卒業生、進学率100%)	・県福祉保健所では、平成23年度以降幅多福祉保健所を除く全福祉保健所に子育て支援員が配置し、主として日常的な生活習慣を身につけるための支援のほか、子どもに学習習慣を身につけさせる支援を実施。 ・高知市福祉事務所では、H23.11から、市教育委員会と連携して「チャレンジ塾」を開催。生活保護世帯、低所得世帯の中学生の希望者に学習支援を実施。(福祉事務所)子育て支援員が生活保護世帯等の中学生に参加を促す(教育委員会)教員OBや学生による学習支援員を派遣 ・南国市福祉事務所では、平成23年度から、生活保護世帯の中学生生を対象に子育て支援員が学習会を開催。平成24年度には、対象を中学2年生まで拡大。 ・高知市、南国市、須崎市を除く市福祉事務所には子育て支援員の配置がなく、学習支援への取り組みも低調。	・中卒では安定した仕事に就きにくく、生活保護世帯の子どもが将来も生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るために、生活保護世帯の子ども達の進学率を上げることが重要。 ・県福祉保健所の子育て支援員による学習習慣を身につけさせるための親、子どもへの支援及び学習支援希望者(生活保護世帯、低所得世帯の中学生)の掘り起こし。 ・市町村教育委員会による学習支援員の確保及び学習の場の提供。 ・高知市、南国市、須崎市を除く市福祉事務所には子育て支援員の配置がなく、学習支援への取り組みも低調。	○各福祉保健所、福祉事務所管内の実情に応じた学習支援方式(塾方式・個別訪問形式等)を検討し、市町村教育委員会との連携のもと、事業の推進を図る。 ・福祉保健所、福祉事務所の子育て支援員による学習習慣を身につけさせるための親、子どもへの支援及び学習支援希望者(生活保護世帯、低所得世帯の中学生)の掘り起こし。 ・市町村教育委員会による学習支援員の確保及び学習の場の提供。 ・高知市、南国市、須崎市を除く市福祉事務所には子育て支援員の配置がなく、学習支援への取り組みも低調。		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 肄名:福社指導課 】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ、でなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかっ、でなかつたのか)	対象者	
					区分	年齢
II 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 1,186 内訳・施設系 98 ・居宅系 1,088 (H24. 1.31現在 高知市分除く)	県介護保険施設等指導・監査要綱に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 ③管利法人監査(書面) 【実施状況】 実地指導 監査(内管利) H20 89 141(111) H21 153 213(206) H22 161 60(596) H23 224 337(334) 指導・監査結果の公表	1 介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供が多く、その対応のため計画どおりの実地指導ができない。 2 法令や基準を十分に理解していない事業者がある。	1 総合事業所に対する監査の実施 2 計画的な実地指導の実施 期間:H24~H29(6年以内に全事業所実施) 対象:1,186事業所 3 年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守の徹底を図る。 4 営利法人事業所に対する監査の実施 (最終年度) 期間:H24 対象:62事業所	高齢者 45歳以上	
III 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり 1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (2)施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導監査費	指定障害福祉サービス事業所数 (内訳) 店舗介護 73 ■医師訪問介護 69 高齢認知症 16 行動支援 1 行動支援 21 児童デイサービス 9 共同生活介護(CH) 16 共同生活援助(GH) 21 短期入所(ショートステイ) 33 生活介護 25 自立訓練 4 就労移行支援 5 就労継続支援 47 施設入所支援 12 (H24.1.31現在 高知市分除く)	県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱・監査要綱に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 【実施状況】 実地指導 監査 H21 8 2 H22 104 2 H23 102 7 指導・監査結果の公表	1 これまで計画的な指導が行われていなかったため、法令が遵守されているかの確認が進んでいない。 2 24年4月から新事業体系に移行する旧法施設への実地指導を行う必要がある。	1 計画的な指導の実施 期間:H24~H27 対象:352事業所 +旧法施設からの移行事業所数 (1)年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守を指導する。 (2)定期的な実地指導を行うこと、法令等の遵守、適切な指定サービス事業の提供が行われているかの確認を行う。 2 総合事業所に対する監査の実施 集団指導における指導内容が遵守されていない事業所や、基準違反が認められた事業所については、必要に応じて監査を実施、是正指導を行う。	障害者 (児) 全	



テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

取組項目	現状	~課題~	~対策~	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26~		
1 災害発生時の効果的な保健衛生活動の展開	<p>◆被災時は、災害の規模や状況、地域特性に応じて柔軟に保健活動を展開する必要があるが、被災の状況によっては、当該自治体職員だけでは、保健活動を迅速かつ的確に行なうことが困難になる恐れがある。</p> <p>◆平常時に活動体制を整備しておき、災害発生直後から復興期までの継続的な保健活動を推進するために、平成18年3月にガイドラインを作成している。</p>	<p>【これまでの課題】 ◆被災状況に応じた保健師の派遣要請と、受入れ体制の整備</p> <p>【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題</p>	<p>【ア これまでの対策】 (1)市町村が行う保健師の派遣要請手続等に対する助言の実施 ◆市町村が被災状況や派遣保健師の具体的な役割、支援内容、人員を明確にして福祉保健所に報告した内容を基に、県本庁から他市町村や他県からの保健師の支援要請するという手順を明確化</p> <p>【イ 新たに見えてきた課題への対策】 (1)情報収集方法の検討 ①県が情報を収集する仕組みの構築 (県全体の情報収集の仕組みとの調整) ②市町村から情報を上げてもらう仕組みの構築 (保健師連絡網の整備など複数ルートの確保)</p> <p>(2)他からの支援により保健活動を展開する仕組みづくり ①市町村保健行政機能を県が支援する場合 ・市町村行政機能が停止した場合の、保健活動の体制検討と指揮命令のルール化 ②県福祉保健所機能を他の福祉保健所が支援する場合 ・福祉保健所の機能が停止した場合の、他からの支援体制の検討と指揮命令のルール化 ③県外からの支援を受け入れる場合 ・県として対応する活動内容と支援を受ける内容との責任分担と指揮命令のルール化</p> <p>(3)他県への支援活動を展開する仕組みづくり ・被災地の行政支援がない前提での保健活動の展開 ・保健活動の基礎情報の確保</p>	市町村	啓発・助言						◆的確な被災状況の把握と、スムーズな支援要請ができる
2 福祉保健所庁舎等の南海地震への備え	◆各福祉保健所において南海地震を想定した対応を実施	<p>【これまでの課題】 ◆震度6クラスの地震の「揺れ」</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆「津波」による庁舎の被災 (現在の想定は、全福祉保健所が浸水しない想定)</p>	<p>【ア これまでの対策】 (1)地震の「揺れ」に対する減災対策の実施 ①通信手段の確保 ②家具の固定化や危険な薬品の倒壊防止 ③職員の安否確認 ④震災後の市町村支援のための資材・設備の整備 ※庁舎の耐震化(別掲の「取組項目」に記載)</p> <p>【イ 新たに見えてきた課題への対策】 (1)津波被害を想定した対策の実施 ①台帳の保管場所の変更 (上層階への写しの保管等) ②台帳、個人情報の破損、流出の防止 ③電子情報のバックアップ体制の確保 ④既存庁舎の浸水を想定した「代替庁舎」の事前選定 ⑤津波を想定した職員の避難場所や持出品等の再検討 ⑥広範囲かつ長期な災害対策を想定した支援、 受援に必要な装備・設備の整備(テント、発電機、 通信機器、燃料、シラフ、管内地図等) (2)庁舎へ避難てくる県民への対応</p>	県	直接					<p>各福祉保健所の個別対応</p> <p>①危機管理部整備の防災無線トランシーバーで対応(H25年度) ②③: 対策実施済 ④: 全府方針の整理を踏まえて予算要求を行う。</p> <p>今後、全府方針の整理を踏まえて対策の実施や予算要求を行う。 (機能維持に必要な資器材整備については、各福祉保健所と調整済。)</p>	<p>◆地震の「揺れ(震度6クラス)」に被災しても福祉保健所の機能をできるだけ低下させない</p> <p>◆「揺れ」に加えて、「津波」に被災しても福祉保健所の機能をできるだけ低下させない</p>

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

取組項目	現状	~課題~	~対策~	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26~		
3 安芸総合庁舎の耐震化	<p>◆Is値 0.21</p> <p>◆庁舎が狭隘 →土木事務所は仮事務所を使用</p> <p>◆津波への対策 →平屋建プレハブ事務所の仮土木事務所は浸水する</p>	【これまでの課題】 ◆東部地域の災害拠点として機能 →震度6弱への掘れ対策 →浸水深0.75m、30分の津波浸水対策 ◆災対支部となる土木事務所の入居 ◆発災後に使用する公用車の確保	【これまでの対策】 ◆免震構造による建替え。 →庁舎を1m嵩上げし、津波による浸水を防止し、庁舎の機能を維持。 ・電気、上水などライフラインを確保 ・土木事務所も入居できる広さを確保 ◆2階建自走式公用車駐車場を整備	県 直接						<p>◆24.3.31に内閣府が公表した津波断層モデルのデータを元に、建物への影響を検証。(建築課で設計作業中)</p> <p>◆想定を上回る地震が来ても東部地域の防災拠点として機能</p>	
		【新たに見えてきた課題】 ◆想定外の津波に対応できない ・浸水深が1階床面より上昇すると、自家発電用の燃料ポンプが浸水により停止し、自家発電ができなくなる ・浸水深が5mを超えると2階が水没し、交換機が水没し、防災無線を含む通信機能を失う また、自走式駐車場の2Fに避難させている公用車が水没し利用できなくなる ・2階が浸水した場合、災対支部、医療災対支部として使用予定の会議室が使用できなくなる ◆想定外の津波に対する強度不足 ・2階天井近くまでの浸水を想定した場合、津波避難ビルとしての強度を確保できていない。	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆自家発電の稼働確保 ・燃料ポンプ(燃料タンク)を1階から上限階へ変更 ・ポンプの予備機を確保などを検討								
		【新たに見えてきた課題】 ◆想定を超える被害により、市町村の保健医療行政機能が停止した場合の県によるバックアップ体制の確立 ・コントロール機能を発揮できるよう、想定外の規模の地震にも耐え得る耐震化を進める ◆津波対策の再検討	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める								
4 発災後の保健・医療・福祉の行政機能の維持	<p>◆中央東福祉保健所別館及び幡多総合庁舎が未耐震である</p> <p>◆Is値 中央東福祉保健所別館 0.58 幡多総合庁舎 0.85(GIs値)</p>	【これまでの課題】 ◆平成25年度までに耐震化を実施	【これまでの対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める	県 直接						<p>◆中央東福祉保健所については、耐震改修工事に係る設計委託を実施。(建築課で設計作業中)</p> <p>◆幡多総合庁舎については、耐震診断委託を実施。(建築課で設計作業中)</p> <p>職員、庁舎、機器類を地震から守り、発災後の管内保健行政全般をバックアップする。</p>	Is値 0.9
		【新たに見えてきた課題】 ◆想定を超える被害により、市町村の保健医療行政機能が停止した場合の県によるバックアップ体制の確立 ・コントロール機能を発揮できるよう、想定外の規模の地震にも耐え得る耐震化を進める ◆津波対策の再検討	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める								
5 衛生研究所の耐震化	<p>◆Is値 0.31</p> <p>◆Is値 0.9にするための工事費 →約5億円</p> <p>◆衛生研究所備品の取得価格 →約4億円</p>	【これまでの課題】 ◆平成25年度までに耐震化を実施	【これまでの対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める	県 直接						<p>◆県周辺の土地として有効活用を図るべきとの観点で、総務部を中心として活用方針を再検討中。</p> <p>単に掘れから建物の破壊を防ぐだけではなく、検査機器を守る。</p>	Is値 0.9
		【新たに見えてきた課題】 ◆発災後の劣悪な環境下で発生する様々な感染症等の迅速な原因特定による健康被害の防止 →地盤による検査機器の被害防止 ◆津波対策の再検討	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める								

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

取組項目	現状	~課題~	~対策~	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26~		
6 避難所における歯科医療、歯科保健提供体制の構築	<p>◆高知県災害医療救護計画の広域計画において、県が設置する災害医療対策本部、災害医療対策支部の構成メンバーに県歯科医師会が入っている。</p> <p>◆災害医療対策支部からの依頼により、歯科医療チームを編成することが規定</p> <p>◆歯科医院への通院が困難な要援護者に対し、在宅歯科医療の提供や相談を目的とし在宅歯科医療連携室を設置(H22)とともに、貸出用在宅歯科医療機器を整備(H22~)(今後県内全域に対応できる仕組みづくりを検討していく)</p> <p>◆在宅歯科医療機器の整備を行う歯科医に対し、経費を助成している(H22~)</p>	<p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆在宅歯科に関わることのできる歯科医師把握とリスト作成 ◆圏域ごとのネットワークづくりと広域応援体制の確立 ◆在宅歯科医療機器の導入促進 ◆災害時に活用できる歯科医療、歯科保健対策の検討 <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆在宅歯科医療機器の購入(助成) ◆災害時の歯科医療、歯科保健提供につながるネットワークづくり検討や研修の実施 <p>◆歯科医の避難所までの交通手段(機動力)確保策の検討</p>	県歯科医師会	支援		<p>在宅歯科に関わることのできる歯科医師把握、リスト作成</p> <p>圏域ごとのネットワーク、広域応援体制検討</p> <p>在宅歯科医療機器購入(助成)</p>					<p>高知県災害医療救護計画の見直しと調整しながら検討中</p> <p>◆寝たきり等の理由で歯科医院への通院が困難な方に対し、広域応援体制も含めた県内全域に在宅歯科医療を提供する仕組みができる (この仕組みで災害時も対応が可能)</p> <p>※「高知県災害医療救護計画」</p>

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名：医療政策・医師確保課】

取組項目	現状	～課題～	～対策～	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26～		
7 医療機関の耐震化の促進	◆災害拠点病院10病院中8病院が耐震化 ◆第2次救急医療機関56病院中31病院が耐震化	【これまでの課題】 ◆災害拠点病院10病院中8病院が耐震化 ◆第2次救急医療機関56病院中31病院が耐震化	【これまでの対策】 ◆国の補助事業を活用した未耐震病院の耐震化を進めようとしたが予算上の制約等があり未対応な病院があること ◆H22年度から恒久的な耐震化の補助を政策提言	医療機関	支援	→ 国への政策提言を実施(H23.6H24.5～) → 診断及び設計への助成、補助制度の拡充				・国へ政策提言を実施(H23.6H24.5～) ・24年度に、救急病院及び二次救急病院で1病院、一般病院で4病院合計8病院の耐震工事が完了する予定	◆災害時における医療機能の確保 ※「高知県南海地震対策行動計画」 病院の耐震化率…90% うち広域災害支援病院・災害支援病院・救護病院…100%(平成24年度) 注)当該耐震化率は、部分的にでも耐震化が行われている施設数の全体施設数に占める割合
8 災害時の医療救護体制の整備	◆災害医療救護計画及びマニュアルの見直しを行い、高知県災害時医療救護計画を策定した。	【これまでの課題】 ◆DMATや広域医療搬送等、新たに整備されてきた計画や法令等を踏まえた救護計画等の見直し ◆全ての広域災害支援病院、災害支援病院に日本DMAT研修了チームを整備 ◆医療従事者関係団体との協定締結	【これまでの対策】 ◆災害医療救護計画の見直し及び改訂を行った ◆毎年高知県に割り当てられる受講枠に沿って計画的に日本DMATを養成 ◆災害時に協力が必要となる薬剤師会、歯科医師会等医療関係団体と協力協定を締結 【修正追加すべき対策】 ◆津波浸水被害の新想定を踏まえた救護計画のさらなる見直し	県、医療機関	直接	→ DMATの養成 → 関係団体との協定・締結 → 救護計画の見直し・新たな課題への対応を踏まえた見直し作業 → 改訂した救護計画の周知・新想定等を踏まえた見直し作業				・H24年3月に災害時医療救護計画の改訂を行い、その後、関係機関への配布、周知を実施。 ・日本DMAT研修を3チームが受講(H23年度／9病院に22チームを整備済)。H24年度は3～4チーム受講予定	◆局所的な事故及び災害、地震等による広域的な災害(津波被害を含む)に対応できる救護体制の整備 ◆全災害拠点(支援)病院に複数のDMATを整備
9 医療機関における地震防災対策の促進	◆医療機関の地震津波被害への防災対策の支援が不十分	【これまでの課題】 ◆医療機関の防災計画の策定状況及び訓練実施状況の把握	【これまでの対策】 ◆医療機関に対するアンケート調査による現状把握及び課題抽出 ◆医療機関への防災計画の作成及び訓練実施の指導・啓発 ◆トリアージ研修等の災害医療研修の参加者に所属病院において災害対策の啓発を促す	医療機関	啓発・助言	→ 医療機関への防災対策の啓発 → アンケート調査による各医療機関の現状把握及び課題抽出 → 医療施設の災害対応のポイントを医療機関に周知 → 津波浸水想定地域内の医療機関の把握及び当該医療機関への周知				・病院及び有床診療所にアンケートを実施し、医療機関の現状を把握するとともに、防災計画作成や避難訓練の実施等の防災対策の啓発を行った(H23.6)。	◆入院患者等の速やかな避難体制の確立 ※「高知県南海地震対策行動計画」 ◆医療機関における防災計画の作成 平成24年度までに作成率…100% ◆医療機関における防災訓練の実施 平成24年度までに南海地震を想定した訓練の実施率…80%
10 災害医療から通常医療への早期移行	◆改訂した災害時医療救護計画において、被災地における通常の医療提供体制が回復するまでの間、医療救護活動を実施することを明記した。	【これまでの課題】	【これまでの対策】			→ 救護計画の見直し				・改訂した救護計画において、被災地における通常の医療提供体制が回復するまでの間、医療救護活動を実施することを明記した。	◆地域の医療提供体制の早期回復
		【新たに見えてきた課題】 ◆広範囲、長期にわたり医療機関の機能が喪失し、復旧が進まない。災害救護体制の終了の目途が立たない ◆復旧復興に向けては、地域の医療体制が通常医療(保険診療)に移行することが不可欠	【新たに見えてきた課題】 ◆他県からの支援を含む当該地域全体の当面の医療提供体制代行の検討 ◆地域医療機関の早期復旧に関する支援策の確立を国へ提言 ◆診療記録等患者データの保全方策の検討	県、医療機関	支援、助言・指導、政策提言	→ 政策提言					

取組項目	現状	~課題~ 【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	~対策~ 【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】今回の震災から見えた課題への対策			H23	H24	H25	H26~		
11 災害時に必要な医薬品の確保	<p>◆災害用医薬品(急性期対応)の備蓄がなされていないため震災時に必要な医薬品の確保が困難</p> <p>◆災害時の医薬品の供給体制(ルート・役割分担等)が確立されていないため、必要な場所に医薬品の供給が出来ない恐れ</p>	<p>【これまでの課題】◆災害用医薬品(急性期対応)の備蓄</p> <p>◆災害時の医薬品の供給体制(ルート・役割分担等)の確立</p> <p>【新たに見えてきた課題】◆東日本大震災の検証を踏まえた広範囲で長期化する被害への対応 ①慢性疾患等に対応した医薬品の備蓄 ②備蓄出来ない品目への対応 ③県を超えた広域的な医薬品の確保・供給体制 (新)◆薬剤師会等関係団体からの支援・連携体制 (新)◆慢性疾患患者の薬歴管理 (新)◆受援医薬品等の供給調整と保管管理 (新)◆防疫用薬剤の供給体制の確保</p>	<p>【これまでの対策】◆「災害医療救護計画」に基づく医薬品の備蓄 ・医薬品リストの見直し及び予算化(H22年度対応) ・急性期の医薬品の備蓄(H23年度実施予定)</p> <p>◆備蓄医薬品の供給体制(ルート・役割分担)の「災害救護計画検討委員会・医薬品部会」での検討</p> <p>【新たに見えてきた課題への対策】◆慢性疾患等に対する医薬品の備蓄の検討 ◆備蓄の不可能な医薬品及び県域を超えた広域的な医薬品の供給体制について国へ要望</p>	県	直接		<p>◆追加備蓄先医療機関(候補)と備蓄に向け協議中</p> <p>◆検討結果を災害医療救護計画(23年度未定)に反映。24年度は具体的な手順を検討中。(*)</p>	<p>◆①救急から慢性疾患に対応した医薬品の備蓄 ②災害時における医薬品の供給体制の確立 ③備蓄不能な医薬品を含めた広域的な供給体制の確立</p>	<p>※「高知県災害医療救護計画」</p>		
12 高知県赤十字血液センターの機能確保	◆高知県赤十字血液センターが津波被害想定地域内に位置している	<p>【これまでの課題】◆血液製剤の保管場所の検討</p> <p>【新たに見えてきた課題】◆東日本大震災の結果を踏まえた津波対策への対応</p>	<p>【これまでの対策】◆血液製剤の保管場所を新たに3階に整備</p> <p>【新たに見えてきた課題への対策】◆県内における血液製剤の備蓄・供給体制の検討 ◆県域を超えた広域的な供給体制の検討(災害医療救護計画の見直し)</p>	血液センター	啓発、助言(連携・要請)					23.5月末実施済	◆災害時における高知県赤十字血液センターの機能確保(血液製剤の供給等)
13 災害時の毒劇物対策	◆毒劇物の適切な保管管理に関する指導は、一般的な指導として実施している。	(新)◆毒劇物の流出事故に対する対応	(新)◆各事業者への災害時に備えた対応を要請(保管タンクの耐震補強等の流出防止対策や事故対応マニュアルの改善)	県	直接					◆今後とも機会を捉えて要請	

テーマ【南海地震対策の見直し】

【健康対策課】

取組項目	現状	～課題～ 【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	～対策～ 【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿	
		【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題	【これからの対策】今回の震災から見えた課題への対策			H23	H24	H25	H26～			
14 震災時の在宅難病患者の安全確保	<p>◆難病患者を含む在宅医療者について、「在宅医療者災害支援マニュアル」を策定し、支援計画や支援体制を整備してはいるが、甚大な津波被害、ライフライン復旧の長期化等までを想定して策定したものではないため、支援計画や支援体制の検証が必要</p> <p>【個別支援計画策定状況】(県福祉保健所が策定) ・特定疾患医療受給者で在宅の人工呼吸器装着者 5名</p>	【これまでの課題】 ◆発災後の避難場所と経路の確保 ◆発災後の医療処置・服薬の確保	【これまでの対策】 ◆関係者と「在宅医療者災害支援マニュアル」を策定 ◆「在宅医療者の災害対応パンフレット簡易版」、「緊急支援手帳」を、特定疾患新規認定者や関係医療機関に配布し、災害対応について啓発 ◆特定疾患新規認定患者(人工呼吸器使用者)の個別支援計画作成(福祉保健所)と定期的な見直し ◆人工透析者の災害支援体制について、県透析医会、患者会、市町村等との検討会と情報共有 【修正追加すべき対策】 ◆個々の患者支援計画の見直し ・避難場所・避難経路 ・長期停電などへの備え(発電機・バッテリー・ガソリン・予備物品の確保、薬の常備日数など) ◆個々の患者支援計画の見直しを踏まえたマニュアルの再検証	県	直接	<pre> graph TD A[支援計画見直し] --> B[マニュアル検証] B --> C[在宅医療者を市町村の災害時要援護者の登録につなげる] C --> D[市町村の「災害時要援護者避難支援計画」への協力・支援] </pre>				<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療者災害支援マニュアル：在宅医療者への明確化や医療へのつなぎ、希少な疾患への薬の備蓄等を検討の視点に改訂作業中(25年1月目途) ・患者配布用パンフ：23年9月改訂・10月上旬印刷済 ・個別支援計画：23年9月末見直し <p>◆市町村が災害時要援護者を把握し、個別の避難支援計画を策定すること</p>		
		【新たに見えてきた課題】 ◆在宅医療者への支援策を、災害時要援護者全体に広げること	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆市町村の「災害時要援護者避難支援計画」策定加速化への協力・支援			<pre> graph TD A[市町村の「災害時要援護者避難支援計画」への協力・支援] --> B[市町村での備蓄状況調査] B --> C[消毒薬等の保有状況調査] C --> D[在庫について働きかけ] D --> E[医薬品卸業者での供給体制の確立] E --> F[卸業者流通量の調査] F --> G[大規模災害時対応の検証] G --> H[保管場所の調査] H --> I[市町村への働きかけ] </pre>						
15 消毒用資器材の備蓄体制の確立	<p>◆沿岸部市町村では5市町村で備蓄が行われておらず、備蓄できている市町村でも、風水害用の備蓄が主となっている。</p> <p>【市町村での備蓄状況】(H22.7調査) 沿岸部19市町村 消毒薬あり 11市町村(57.9%) 資器材のみ 3市町村(15.8%) 備蓄なし 5市町村(26.3%) (奈半利町は業者との提携あり) 中山間部15市町村 消毒薬あり 7市町村(46.7%) 資器材のみ 1市町村(6.7%) 備蓄なし 3町村(20%) 回答なし 4町村(26.7%)</p>	【これまでの課題】 ◆地震発生後の津波に対応できるか市町村での備蓄計画や供給体制の検証	【これまでの対策】 ◆市町村での消毒薬等の保有状況の把握 ・毎年調査を実施 ◆市町村への備蓄に関する啓発 【修正追加すべき対策】 ◆卸業者等での流通量の調査 ◆大規模災害時の供給に関する検証	市町村	啓発・助言	<pre> graph TD A[市町村での備蓄状況調査] --> B[消毒薬等の保有状況調査] B --> C[在庫について働きかけ] C --> D[医薬品卸業者での供給体制の確立] D --> E[卸業者流通量の調査] E --> F[大規模災害時対応の検証] F --> G[保管場所の調査] G --> H[市町村への働きかけ] </pre>				<p>震災の直後に消毒を実施することが現実的に可能かどうかと、その必要性を含めて検討が必要。 (避難所での感染症対策にシフトすべきかどうか、他県の状況もみて判断)</p> <p>◆保健所及び市町村での消毒薬等の備蓄体制の確立</p>		
		【新たに見えてきた課題】 ◆津波で流失しない場所での消毒薬等の保管	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆市町村での保管場所等の把握、検証 ◆津波を想定した保管の啓発			<pre> graph TD A[市町村での保管場所等の把握、検証] --> B[津波を想定した保管の啓発] </pre>						

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:食品・衛生課】

取組項目	現状	~課題~ 【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	~対策~ 【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題	【これから対策】今回の震災から見えた課題への対策			H23	H24	H25	H26~		
16 水道施設の耐震化の推進	<p>◆高知県上水道の耐震化は33.3%（基幹管路）で、南海地震発生時には多くの水道管が損傷し、復旧に多くの時間と費用が見込まれる。</p> <p>【これまでの課題】 ◆国庫補助の採択要件が厳しく、市町村の予算等の関係があり、耐震化の取り組みができない。 ◆公営事業としての採算経営の枠組みの中で、事業者たる市町村に取り組んでもらわなければならない。</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆津波による被害が予想以上に大きく広範囲で、水道施設の耐震化の必要性が増大している。</p>	<p>【これまでの対策】 これまでの対策を踏まえ、市町村の意向調査の後とりまとめ、国へ政策提言を行う。 ◆津波減災対策を加味した水道施設の耐震化に関する国の支援制度に関する市町村の意向調査を実施し、これをもとに国に対して政策提言を行う。</p> <p>◆国の補助金以外での市町村支援を模索</p>	水道事業者（市町村）	支援						<p>市町村アンケートによる意見集約 ↓ ・全国担当部長会（中国・四国主担当部長会、全国衛生部長会）を通じた厚生労働省との協議事項への盛込み。 ・厚生労働省衛生局水道課長への政策提言（10/19）。</p>	<p>◆早期の給水復旧をめざせる基幹管路の耐震化。 ◆発災時における配水池の飲料水の流出防止のための緊急遮断弁の設置。</p> <p>【目指すべき姿（具体例）と課題】 ・特に、上水道における基幹管路の耐震化及び緊急遮断弁・緊急用発電機の設置。 ・そのための国庫補助採択要件（資本単価90円以上/m）の撤廃及び地震防災対策特別措置法の適用拡大。</p>
17 広域火葬の実施体制の整備	<p>◆県内には14箇所しか火葬場がなく、想定規模の南海地震発災時には、多くの火葬場が使用不能になる恐れがある。 ◆地震発災後、火葬を実施する場合、県内外の火葬場の協力のもと、火葬を実施する必要がある。</p>	<p>【これまでの課題】 ◆地震発生後にとるべき応急対応マニュアル等が不十分 ◆広域火葬計画の策定</p>	<p>【これまでの対策】 ◆広域火葬計画の策定(H26年度) ・火葬場関係者連絡協議会の設立(H22年度) ・関係市町村との協議(H23年度予定) ・関係県との協議(H24年度予定)</p>	県	直接					<p>・5保健所で広域火葬計画の市町村説明会を実施し、土葬で対応する場合の具体的な検討を依頼。 ・葬祭用具の供給内容を葬祭業組合に確認。</p>	<p>◆災害時における効率的な広域火葬の推進 【目指すべき姿（具体例）と課題】 ・遺体安置所、輸送手段の確保 ・火葬場設備（非常用電源、予備燃料タンク）の補強</p>
18 ペットの保護体制の整備	<p>◆災害時における動物救護に関して即応できる態勢ができていない。</p>	<p>【これまでの課題】 ◆被災した飼い主不明のペットの保護・飼養管理活動や被災したペットの飼い主への援助活動に係る体制整備</p>	<p>【これまでの対応】 ◆災害時のペット保護マニュアルの作成 ・獣医師会との協定締結[H23.4/25] ・動物関係団体との調整</p>	県獣医師会等の関係団体	協働					<p>・「発災直後」「72時間後」「72時間後以降」の役割分担を明確化するための（案）の作成と動物愛護推進協議会での獣医師会、動物愛護団体への提示（7/29）。</p> <p>・東日本大震災の事例を踏まえたマニュアルの作成</p> <p>・被災地の保健所担当課長（福島県郡山市保健所）招聘による、福島県内での現在の動物救護活動に係る講演会の開催（11/5）。</p>	<p>◆災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に迅速に対応できる官民の協力体制の確立 【目指すべき姿（具体例）と課題】 ・ペット同行避難→県民周知・広報 ・ペット可の避難所、仮設住宅の必要性 → 県民・市町村周知、県関係部局と連携 ・被災動物のためのシェルターの必要性 → 県民・市町村周知 ○開設：県関係部局と連携し、土地、場所、資材、器材を行政側で確保 ○運営：獣医師会、動物愛護団体、ボランティア ・個体識別標識の普及 → 県民周知・広報</p>

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:県立病院課】

取組項目	現状	~課題~ 【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	~対策~ 【これまでの対策】元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】今回の震災から見えた課題への対策			H23	H24	H25	H26~		
①災害対応マニュアルの再点検	◆各病院がそれぞれ、災害発生時の初動体制等を規定した「対応マニュアル」を策定しているが、病院の建て替え等にあわせて見直しが必要となっている。	【新たに見えてきた課題】◆今回の震災を踏まえた、マニュアルの再点検を行う必要がある。 ・災害発生時の初動体制 ・患者、職員等の安全確保体制 ・災害時の医療供給体制 ・薬品、食糧、燃料等の備蓄体制 ・DMATの派遣等、災害時の応援態勢 等	【新たに見えてきた課題への対策】◆災害対応マニュアルの再点検を行うとともに、職員及び院内で従事する関係企業の従業者等に対して内容の徹底を図る。	県	直接	マニュアルの再点検	訓練等を通じたマニュアルの見直し			・毎年、各病院で災害訓練を実施。 ・H24は、自治体及び近隣病院との連携訓練を計画中。 ・マニュアルの見直しについては、院内の委員会で検討中。	◆マニュアルの内容の周知や日常の訓練等を通じて、災害発生時に、職員及び関係者が戸惑うことなく自然にそれぞれの役割をこなすことができるシステムを確立する。

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	~課題~	~対策~	実施主体	県の 関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿	課名									
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26~												
1 災害時要援護者の支援体制の整備	<p>◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置状況(H24.6.1現在) ・設置済みまたは同等の集まりがあるのは17市町村(設置予定及び検討しているのは7市町村、設置予定未定 10市町村)</p> <p>◆災害時要援護者避難支援プランの策定状況(H24.6.1現在) <全体計画> ・策定済:31市町村 未策定:3市町村 <個別計画> ・策定済:5市町 策定中:29市町村</p> <p>◆災害時要援護者台帳の整備状況(H24.6.1現在) ・整備済:14市町村 整備中:20市町村</p>	<p>【これまでの課題】 ◆南海地震対策行動計画では、市町村での災害時要援護者支援連絡協議会の設置率を、平成23年度までに100%とすることを目指しているが、設置が進んでいない。 ◆避難支援プランの策定や要援護者台帳の整備について、未着手の市町村も多く、取り組みの加速化が必要。 ◆特に個々の要援護者の個別避難プランの策定が進まないのは、人口減少・高齢化に伴い災害における避難支援者やボランティアの確保が困難であることも背景にある。</p>	<p>【これまでの対策】 ◆市町村に対する避難支援プランの策定に関する研修会等の開催 ◆要援護者台帳の整備に活用可能な補助メニューの周知 ◆地域福祉計画の策定、実践活動の推進による要援護者を地域で支援する、地域の支え合いの再構築</p>	市町村	支援	<pre> graph TD A[避難支援プランの策定・見直し] --> B[個別支援計画の策定・更新] A --> C[要援護者台帳の整備] B --> D[南海地震対策等に関する市町村課題検討会における検討] C --> D D --> E[必要に応じて、避難場所や手段の見直し] E --> F[モデル地区での検討] F --> G[民生委員等による地域での見守り支援、地域の拠点場所での相談機能の強化] G --> H[民生委員等による地域での見守り支援、地域の拠点場所での相談機能の強化] </pre>				<p>◆市町村に対する研修会を6/22に開催</p> <p>◆24市町村で地域福祉計画を策定済(H24.6月末現在)</p> <p>◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置(H24.6.1) ↓ 設置済又は同等の集まりがあるのは17市町村(設置検討7市町村)</p> <p><全体計画> ・策定済 31市町村 策定中 3町 ※策定中3町については、年度末までに策定予定。</p> <p><個別計画> ・策定済 5市町村 策定中 29市町村</p> <p>災害時要援護者台帳の整備状況(H24.6.1現在) ・整備済 14市町村 整備中 20市町村</p>			地域福祉政策課								
						<pre> graph TD D --> E E --> F F --> G G --> H </pre>															
						<pre> graph TD F --> G G --> H </pre>															
2 福祉避難所の整備	<p>◆福祉避難所の指定・協定状況(H24.6.1現在) ・15市町村 45施設(延べ60施設)</p> <p>◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.8)・周知</p> <p>◆福祉避難所として利用可能な施設調査結果の公表(H22.9, H23.3)</p> <p>◆H16年度までは、地域交流スペースの整備に係る国庫補助あり。</p>	<p>【これまでの課題】 ◆福祉避難所の指定の必要性に対する認識が浸透していない。 ◆各市町村において避難支援プランの策定が進んでいないことで、対象者の情報を市町村が十分に整理できておらず、適切な支援のできる施設等の選定に至っていない。 ◆必要な備蓄物資やベッドの確保、地域交流スペース等の施設の改修等が必要となる場合がある。</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆大規模災害時や福祉避難所での避難生活が長期化した場合の対応</p>	<p>【これまでの対策】 ◆福祉避難所として利用可能な施設の情報提供 ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の周知 ◆市町村担当者会での説明及び指定・協定促進の依頼 ◆活用可能な補助メニューの周知</p> <p>【修正追加すべき対策】 ◆地域交流スペース整備の財政的支援について、国への提言を検討 ↓ H23.6.10に国に対し、「防災拠点型地域交流スペース」の整備について、政策提言を実施</p>	市町村	支援	<pre> graph TD A[HPなどによる利用可能な施設の情報提供] --> B[福祉避難所の指定・協定に向けた支援(ガイドライン、説明会等)] B --> C[国への政策提言(地域交流スペースの整備補助)] C --> D[地域交流スペースの整備の促進] D --> E[他県事例の把握の検討] E --> F[福祉避難所の広域調整スキームの検討] F --> G[他県や社会福祉施設団体との応援協定等の検討] G --> H[関係機関への要請] </pre>				<p>◆福避難所の設置状況(H24.6.1) ↓ 15市町村45施設で指定・協定済(19市町村で検討中)</p> <p>◆市町村に対する研修会を6/22に開催</p> <p>他県事例の把握の検討 市町村、関連機関との協議</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目81 ◆平成23年度までに、福祉避難所マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 ◆平成23年度までに福祉避難所として利用可能な施設の把握 調査率100% ◆平成23年度までに介助員等の人材確保の方法等の検討</p>	地域福祉政策課										
						<pre> graph TD C --> D D --> E E --> F F --> G G --> H </pre>															

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	~課題~		~対策~		実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿	課名
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加					H23	H24	H25	H26~			
3 社会福祉施設の総合的な防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害等危険区域や、耐震構造の有無は把握している ◆施設の場所を地図に記載し、浸水区域の有無などを確認 ◆東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、東南海・南海地震防災対策計画の策定とそれに基づく避難訓練の実施について実地指導において確認 防災対策計画策定届出施設数 145/153施設(H23.5現在) 	<p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設の防災対策等の状況の把握 <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設の総合的な防災対策情報の網羅及び終点検の実施 ◆施設側の防災対策の促進 ◆地震等が発生した場合の注意喚起及び状況を速やかに確認するための情報の整理 ◆津波が想定される区域にある施設の安全性の確保 <p>【新想定後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆浸水予想区域内に38%の施設が存在 ◆沿岸部19市町村には415施設が存在 	<p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設への実地指導時に防災対策の確認及び助言などを実施する <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設の安全対策シートの作成 ◆社会福祉施設の総合的な防災対策への支援 ◆移転改築や現地での高層化を含めた検討 	県 社会福祉施設	直接 政策提言 指導・助言	実地指導時に防災対策の確認、助言を実施	実地指導時に防災対策の確認、助言を実施	各施設での安全対策シートの作成 分析	「すぐにできること」や「中長期的な対策」の検討 の作成(6月末まで)	各施設での安全対策シート提出(8/31現在) 838件(全体 は980件) 85.5%の提出率	◆実地指導時に防災対策が実施中	◆全ての社会福祉施設で、施設の実情に応じた防災対策が整備され、定期的に訓練が実施されている。	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課	
4 社会福祉施設の地震防災対策マニュアルの作成・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者施設 作成率 96.3% 287/298施設(H24.3.31現在) ◆障害児・者施設 作成率 96.5% 83/86施設(H24.3.31現在) ◆児童養護施設等 作成率 100% 11/11施設(H24.3.31現在) 	<p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆マニュアル未作成施設の早期策定と既存施設マニュアルの点検及び見直し <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆東日本大震災を踏まえて、津波対策を中心に県指針の見直しの検討 	<p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設マニュアルの策定あるいは既存施設マニュアルの点検・見直し併せ、「社会福祉施設における災害対応マニュアル(風水害対策編)」に沿った項目の追加指導等 <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「社会福祉施設防災対策指針」の策定・周知 ◆施設が作成するマニュアルの見直し等への支援 	社会福祉施設 県 社会福祉施設	指導・啓発・助言 直接支援	施設マニュアル作成率 100%	定期的なマニュアルの見直し	マニュアル策定 訓練実施 変更検討 結果検証	見直し後の県指針の周知・各施設マニュアル見直し等への支援	◆施設マニュアルの作成を個別に指導	◆各施設においてマニュアルに基づく訓練の実施などにより、地震防災対策等の充実強化が図られている。	※「南海地震対策行動計画」項目83 高齢者関係施設 障害者関係施設 児童関係施設 マニュアル作成率100% (平成26年度まで)	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課	
5 社会福祉施設における訓練の徹底	各社会福祉施設において、消防法の規定で定められた消防計画及び、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対策計画に基づく避難訓練の実施を指導	<p>【これまでの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一部の施設で計画に基づく訓練が適切に行われていなかったことがある <p>【新たに見えてきた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波被害想定を見直すことによって津波からの避難計画を抜本的に見直す必要がある ◆避難計画の見直しに伴い、避難訓練の実施内容を見直す必要がある 	<p>【これまでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆計画に基づく定期的な訓練の実施を指導 <p>【新たに見えてきた課題への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆見直された避難計画に基づく訓練実施を指導 <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆想定される津波到達時間までに避難ができるよう訓練を繰り返し実施するよう指導 	社会福祉施設 社会福祉施設	指導・啓発・助言 指導・啓発・助言	定期的な訓練の実施を指導	定期的に計画の見直しを指導	計画策定 訓練実施 変更検討 結果検証	見直された被害想定に基づく訓練の実施を指導	◆定期的な訓練の実施	◆定期的な訓練の実施	監査実施施設数(H23年度) 262施設うち文書指導18施設、口頭指導32施設 (H24年度実地監査予定施設数)228施設 1・四半期実施済施設数46。 うち文書指導施設数5(うち保育所4)	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課	

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	~課題~	~対策~	実施主体	県の 関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿	課名		
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加								
6 県と社会福祉施設の連絡体制の構築	◆施設一覧を作成し、電話やFAX等により各施設に連絡し、注意喚起、被害状況の確認を行っている。	【これまでの課題】 ◆緊急時の連絡体制等の確保	【これまでの対策】 ◆沿岸部にある施設に津波への注意喚起及び被害状況の確認 【修正追加すべき対策】 ◆対象となる施設の位置図等台帳の作成 ◆迅速かつ災害時に確実に機能する連絡方法の確保(I-FAXの活用等)と訓練の実施	県	直接	H23 台帳の作成 連絡手段の確保・通信訓練の実施	H24 施設に調査・確認	H25 台帳の管理・随時修正	H26~ ◆施設一覧を作成し、電話やFAX等による連絡を実施 ◆施設の位置図及び津波警戒区域の施設一覧を作成 ◆対象となる施設の位置図等台帳の作成	◆津波の警戒区域等にある施設の連絡先一覧の作成及び緊急時に連絡ができる体制の構築 ※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 高齢者福祉班 障害保健福祉班 児童家庭班 ◆施設の被災状況把握体制の整備 ◆施設の被災状況の把握	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
7 社会福祉施設の耐震化	【高齢者施設】 ◆養護・特養・ケアハウス・老健施設の耐震化率 97.4% 114/117施設(H24.3.31現在) 【障害児・者施設】 ◆障害児・者の入所施設の耐震化率 100% 30/30施設(H24.3.31現在) 【児童養護施設】 ◆児童養護施設等の耐震化率 90.9% 10/11施設(H24.3.31現在) ※H23年度に3施設が完了	【これまでの課題】 ◆老朽施設の整備促進 ◆高齢者施設については、耐震化のみの整備は国の財政措置の対象になっていない。	【これまでの対策】 ◆耐震化の未定の施設については、改築を要請	社会福祉施設	指導・助言	改築を要請	国への提言・要望		【高齢者施設】 ◆未完了3施設(併設施設との調整中、耐震診断中、施設改築の実施設計中) 【障害児・者施設】 ◆耐震化率 100% (23年度) 【児童養護施設】 ◆完了3施設	◆全ての施設が耐震化による安全の確保	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
8 社会福祉施設のスプリンクラーの設置	【高齢者施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)100% 183/183施設(H24.3.31現在) 【障害児・者施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)100% 入所施設 30/30(H24.3.31現在) 【児童養護施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)100% 1/1施設	【これまでの課題】 ◆高齢者施設において、設置義務のない小規模多機能型事業所や275m未満のグループホームについても、利用者の安全を確保する必要がある。 ◆障害者のグループホーム・ケアホームで設置義務のある施設(延床面積275m以上で重度の方が8割以上)はないが、重度の方が入居する可能性のあるケアホームは、火災発生時の入居者の安全を確保する必要がある	【これまでの対策】 ◆設置義務のある施設について、基金を活用してSP整備を進める。 ◆設置義務のない施設について、補助対象となる施設は、基金や国庫補助事業により、SP整備を進めていく。	社会福祉施設	支援	基金事業を活用して設置支援	再延長		【高齢者施設】 ◆全ての対象施設にSPの設置 【障害児・者施設】 ◆全ての対象施設にSPの設置 【児童養護施設】 ◆全ての対象施設にSPの設置	◆全ての対象施設にSPの設置	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
9 災害ボランティアセンターの立ち上げ	◆南海地震発生時に、各被災市町村が自力で災害ボランティアセンターを立ち上げ、円滑に運営できるよう、平成19年度から高知県ボランティア・NPOセンターが支援している。(平成23年度まで29市町村で実施、平成24年度 5市町村で完了予定)	【これまでの課題】 ◆災害ボランティアセンターの設立、スタッフ研修の実施 ウハウの習得 イセンター)への支援の現場体験(実地研修)	【これまでの対策】 東、スタッフ研修の実施 ウハウの習得 イセンター)への支援の現場体験(実地研修)	県社協 市町村 社協	支援	県社協によるセンターの設立、運営に関する市町村支援 被災地への県社協及び市町村社協職員の派遣	市町村(市町村社協)による災害ボランティアセンターの運営に関する継続的な支援	◆H24年度は6市町村で実施。(宿毛市、芸西村、いの町、仁淀川町、橋原町、日高村)平成23年以降はフォローアップに努める。	◆各市町村での災害ボランティアセンターの速やかな設置と円滑な運営による、災害への迅速な対応	※「南海地震対策行動計画」 項目63 ◆20市町村の体制づくりを支援 事業への補助(平成23年度) ◆5市町の体制づくりを支援 事業への補助(平成26年度)	地域福祉政策課
		【新たに見えてきた課題】 ◆既に市町村が策定している災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県ボランティア・NPOセンターと連携した各市町村のマニュアル見直しの検討の支援	県社協 市町村 社協	支援	東日本大震災を踏まえた県ボランティア・NPOセンターによる災害ボランティア活動支援マニュアルの見直し	各市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し検討の支援	◆県ボランティア・NPOセンターが災害ボランティアセンターなどの調達物資や避難所・仮設住宅への支援見直し等を検討の上、県マニュアルの見直しをH23年度及び24年度で実施。県マニュアル策定後、市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しを実施する。	※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 地域福祉政策班 ◆災害ボランティアセンターの支援		

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～課題～		実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿	課名	
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26～				
10 避難者等のための食糧・飲料水等の備蓄促進	(市町村) ◆市町村では、災害発生後3日間までの対応ができるよう、飲料水、食糧等必要な物資の備蓄を進めている。 ◆流通備蓄への対応も進めている。 <備蓄目標> ・H22年度に約117千人の避難者1日分の食糧・飲料水の確保(現物備蓄は、水:8.1%、食糧:16.3% H21.10現在) ◆市町村備蓄の状況を把握するため、H24.5月調査実施。(6月取りまとめ) <市町村の主な備蓄品の状況> ※目標値に対する備蓄率 ・食糧…48.2%(対前年6.3ポイント増) ・水…32.9%(対前年4.5ポイント増) ・毛布…39.9%(対前年26.4ポイント増) (県) ◆県では、震災発生後4日目以降の対応ができるよう、家屋損壊による避難者予測者数の1日分の飲料水、食糧の20%を確保するため、H22年度から5ヶ年をかけて段階的に購入する計画としていた。 ⇒H23.3月東日本大震災の被災地支援として、備蓄物資のほぼ全量を提供。 ◆H23年度に、被災地支援として提供した物資の補充及び水・食料について5年間の備蓄計画を前倒しし、目標量の全量を購入。 ◆13市町17箇所で県の備蓄物資を保管している。 ◆県流通備蓄量 7事業所と協定締結済 計309千リットル	[これまでの課題] ◆市町村の備蓄が十分に進んでいない。 [これまでの課題] ◆県の備蓄物資の市町村への提供方法がマニュアル化されておらず、災害時の迅速な対応ができない可能性がある。	[これまでの対策] ◆市町村への備蓄物資の確保の要請 [これまでの対策] ◆県の備蓄物資の提供方法のマニュアルの検討・整備	市町村	啓発・助言	市町村へ の備蓄物 資確保の 要請	市町村における計画的な備蓄物資確保の推進			◆8/29の市町村に対する研修会において、備蓄物資の確保について要請。 H24年度は6/22の研修会で要請。 ◆H24.5月に市町村備蓄の状況調査実施。(6月取りまとめ)	※「南海地震対策行動計画」項目43 ◆すべての市町村において南海地震発生直後1日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保(平成22年度) ◆県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進	地域福祉政策課	
	(県) ◆県では、震災発生後4日目以降の対応ができるよう、家屋損壊による避難者予測者数の1日分の飲料水、食糧の20%を確保するため、H22年度から5ヶ年をかけて段階的に購入する計画としていた。 ⇒H23.3月東日本大震災の被災地支援として、備蓄物資のほぼ全量を提供。 ◆H23年度に、被災地支援として提供した物資の補充及び水・食料について5年間の備蓄計画を前倒しし、目標量の全量を購入。 ◆13市町17箇所で県の備蓄物資を保管している。 ◆県流通備蓄量 7事業所と協定締結済 計309千リットル	[これまでの課題] ◆県の備蓄量が十分でない。特に東日本大震災において被災地へ支援物資を搬出した結果、ストックがない状況なので、早急な備蓄が必要。 [これまでの対策] ◆H22より5ヶ年での計画的な備蓄を進める。 ◆流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。 [修正追加すべき対策] ◆早急な備蓄物資の購入(H23年度分) ・H23年度に被災地に搬出した分の早期補充 H23年度購入分は前倒しして購入するとともに、被災地に搬出した分の補充及び5年計画を見直し、水・食料の目標量の全量を購入。(6月補正対応)	[これまでの対策] ◆県の備蓄量が十分でない。特に東日本大震災において被災地へ支援物資を搬出した結果、ストックがない状況なので、早急な備蓄が必要。 [これまでの対策] ◆H22より5ヶ年での計画的な備蓄を進める。 ◆流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。 [修正追加すべき対策] ◆早急な備蓄物資の購入(H23年度分) ・H23年度に被災地に搬出した分の早期補充 H23年度購入分は前倒しして購入するとともに、被災地に搬出した分の補充及び5年計画を見直し、水・食料の目標量の全量を購入。(6月補正対応)	県	直接	5ヶ年での計画的な備蓄物資の購入	飲料・食品 会社等へ 協定締結数の拡大			◆計画的な備蓄を行なうため、備蓄量の1/5を入れ替えを行う。 ◆流通備蓄協定内容の確認(H24.7月)	※「南海地震応急対策活動計画」 応急活動調整所 生活物資対策班 ◆調達・配達計画の修正	地域福祉部 地域福祉政策班 ◆災害救助用物資の給与 ◆協定に基づく物資の調達	
11 物資やボランティアの受け入れへの対応	◆高知県南海地震応急対策活動計画による受援対応業務の整理 ○災害対策本部が設置する「応急活動調整所・生活物資対策班」による生活物資(飲料、飲料水、生活必需品等)の総合調整 【班の役割(受援対応業務)】 ・市町村要請のとりまとめ ・支援物資の確保 ・備蓄物資の配布 ・輸送手段の確保 ・広域物資拠点(国等からの支援物資の配達先)の運営 など	[これまでの課題] ◆関係機関(市町村、事業所等)との連携 ◆高知県南海地震応急対策活動計画における受援対応業務の再点検 [新たに見えてきた課題] ◆保管場所のうち、H24.5月発表の新想定による浸水予測で9箇所が浸水区域内。 ◆新想定を踏まえた備蓄体制の見直しが必要	[これまでの対策] ◆災害対策本部震災対策訓練への参加 [修正追加すべき対策] ◆災害対策本部震災対策訓練のさらなる充実(シミュレーションなど) ◆高知県南海地震応急対策活動計画における対応の充実強化	県	直接	災害対策本部震災対策訓練への参加	ルールの見直しの検討	市町村との協議	◆南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、平成24年度以降も市町村備蓄を協議テーマとして検討していく。	◆備蓄物資保管場所を再検討を行う。	※「南海地震応急対策活動計画」 応急活動調整所 生活物資対策班 ◆市町村からの生活物資の支援要請に対する総合調整	地域福祉政策課	
		[新たに見えてきた課題] ◆保管場所のうち、H24.5月発表の新想定による浸水予測で9箇所が浸水区域内。 ◆新想定を踏まえた備蓄体制の見直しが必要	[新たに見えてきた課題] ◆新想定による浸水区域内の備蓄物資保管場所の再検討 ◆新想定による適正備蓄量の再検討 ◆新想定による県と市町村の役割分担の再検討 ◆広域連携の在り方の検討	県	直接	保管場所の点検・再検討	備蓄物資の移動・保管			◆南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、平成24年度以降も市町村備蓄を協議テーマとして検討していく。	連携体制の確立	被害想定の見直しと連動した総合的な受援体制の検討・構築	
		[新たに見えてきた課題] ◆内閣府部局、県ボランティアNPOセンター等との連携体制の構築 ◆県外からの物資受入時における、保管場所から各避難所へのルートの確保及び配分する人員確保など、総合的な受援体制の構築	[新たに見えてきた課題] ◆内閣府部局、県ボランティアNPOセンター等との連携体制の構築 ◆県外からの物資受入時における、保管場所から各避難所へのルートの確保及び配分する人員確保など、総合的な受援体制の構築	県 市町村 県社協 市町村 市協 等	支援	現地報告等をもとにした課題の整理	連携体制の確立			◆内閣府部局、県ボランティアNPOセンター等との連携体制の構築 ◆県外からの物資受入時における、保管場所から各避難所へのルートの確保及び配分する人員確保など、総合的な受援体制の構築			地域福祉政策課

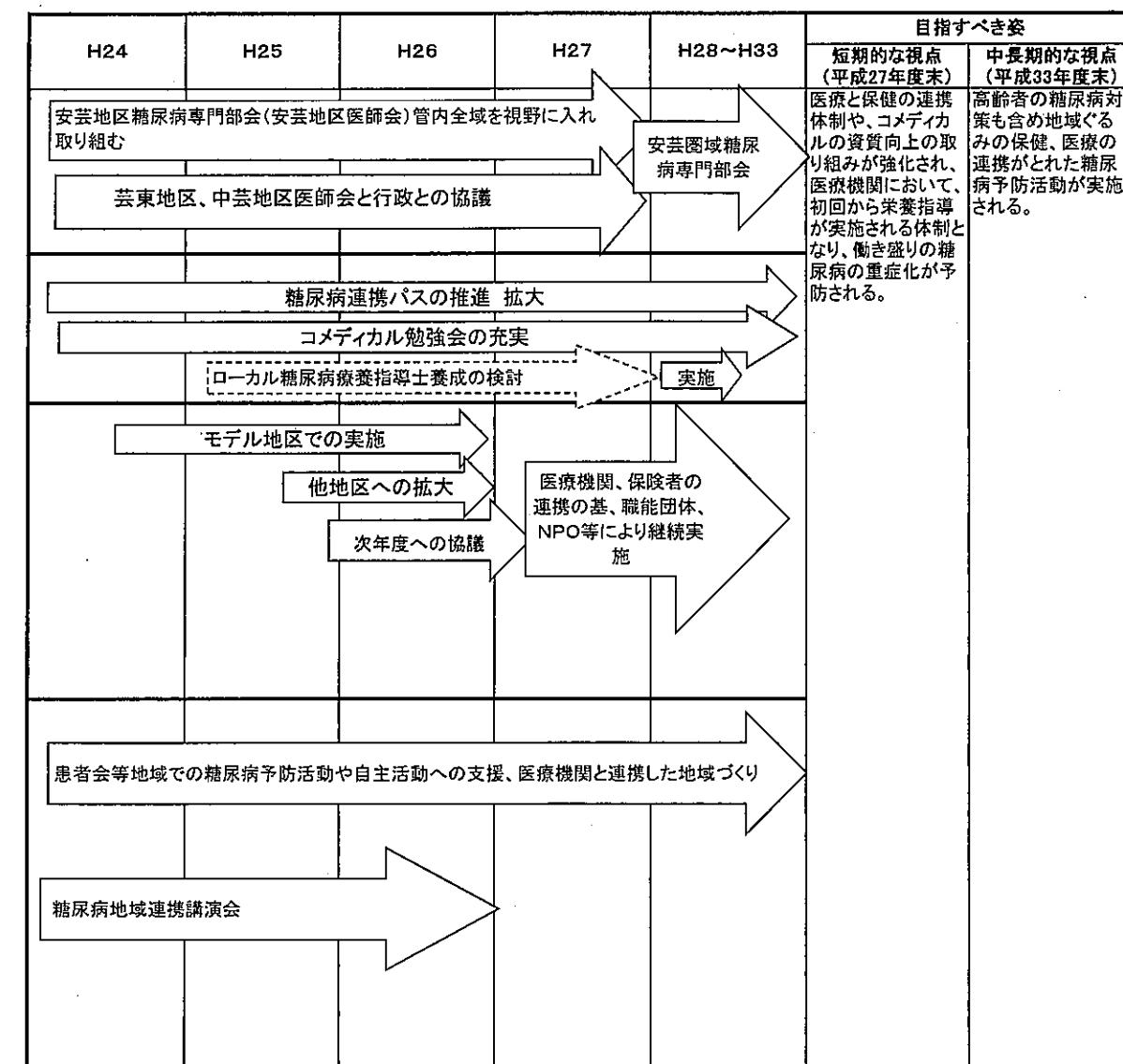
テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	~課題~	~対策~	実施主体	県の 関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿	課名
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26~			
12 避難所における聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援	<p>◆県の養成事業による登録ボランティア等の把握(H24.3末) ・手話通訳者 86人 ・要約筆記者 166人 ・手話サークル 17団体(14市町村) ・要約筆記ボランティア 8団体(7市町村) ◆支援内容や方法について関係団体と協議 ◆聴覚障害者情報センターの開設(H23.4)により、手話・要約筆記ボランティア等の一元的な調整拠点が整備された。</p> <p>【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題</p>	<p>【これまでの課題】◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築</p> <p>【これまでの対策】◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築 ・聴覚障害者協会との協議(課題整理)</p>	県	直接						<p>◆災害時ボランティア派遣体制の確立による情報・コミュニケーション支援の保障 ※「南海地震対策行動計画」項目B2 ◆平成23年度までに、手話や点字等のボランティアの事前登録方法等の検討</p>		障害保健福祉課
13 災害時のこころのケア対策の推進	<p>22年度 ◆「災害時のこころのケアマニュアル」を作成(H22.3) ◆「災害時のこころのケア」従事者養成研修を開催(H23.1、46名出席) 23年度 ◆H23.4.17～H23.8.12 岩手県山田町に心のケアチームを派遣 24チーム 90名 ◆「東日本大震災における高知県心のケアチーム活動報告会」を開催(H23.6、50名出席) ◆「東日本大震災における高知県心のケアチーム活動報告会」を開催(H24.2、55名出席)</p> <p>【新たに見えてきた課題】◆「こころのケアマニュアル」の見直し</p>	<p>【これまでの課題】◆「こころのケアに携わる人材が必要</p> <p>【これまでの対策】◆引き続いた各福祉保健所圏域での人材育成 【修正追加すべき対策】◆岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理と対応策の普及</p> <p>【これまでの課題】◆「こころのケアに対応する支援チームづくりができるいない</p> <p>【これまでの対策】◆精神保健福祉センター、高知大学等で構成する「心のケア支援チーム」の編成 【修正追加すべき対策】◆受援体制づくり ・岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理 ・体制づくりに向けた関係機関を交えた検討</p> <p>【新たに見えてきた課題】◆「こころのケアマニュアル」の見直し</p>	県	直接					<p>◆心のケアに携わる人材育成 【課題整理】→ 入材育成研修等への反映</p> <p>【課題整理】→ 心のケア支援チームの編成 【課題整理】→ 災害時の精神科医療体制の確保 【課題整理】→ 関係機関を交えた検討 → 受援体制づくり</p> <p>【課題整理】→ 検証 → 検証結果をもとにした取組み</p>	<p>◆心のケアチーム派遣 ・派遺期間 4/17～8/12 ・派遺人数等 24チーム・84人 ◆平成23年度で行うこととしていた「関係機関を交えた検討」「検証」については、国庫補助を活用し平成24年度から取り組む。 ◆国庫補助を活用した高知県心のケア体制整備検討会の設置に向けて関係機関と調整</p> <p>※「南海地震対策行動計画」項目46 ◆災害時こころのケアマニュアルの作成(平成22年度)・周知(平成23年度) ◆こころのケアに携わる人材育成</p> <p>※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 障害保健福祉班 ◆こころのケア支援チームの編成・派遣調整</p>	障害保健福祉課	
14 各種データのバックアップ	<p>【高齢者福祉課関係】◆事業所台帳管理システムのデータを1月に1回バックアップ(MO)。課内の金庫に保管。 【障害保健福祉課関係】◆障害者手帳交付システムのバックアップデータの保管対策ができていない 【児童家庭課関係】◆母子寡婦福祉基金償還金システムのデータを毎日バックアップ(MO)。金庫に保管している</p>	<p>【これまでの課題】◆母子寡婦福祉資金償還システムについては、セキュリティ対策強化のため、移設の必要性を指摘されていた</p> <p>【新たに見えてきた課題】◆店舗が壊滅的な被害にあった場合を想定したデータ管理</p>	県	直接					<p>◆年度末までにサーバ移設(情報政策課)予定 ◆月単位又は週単位でバックアップデータを作成・分散保管は検討中</p>		高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 安芸福祉保健所 】

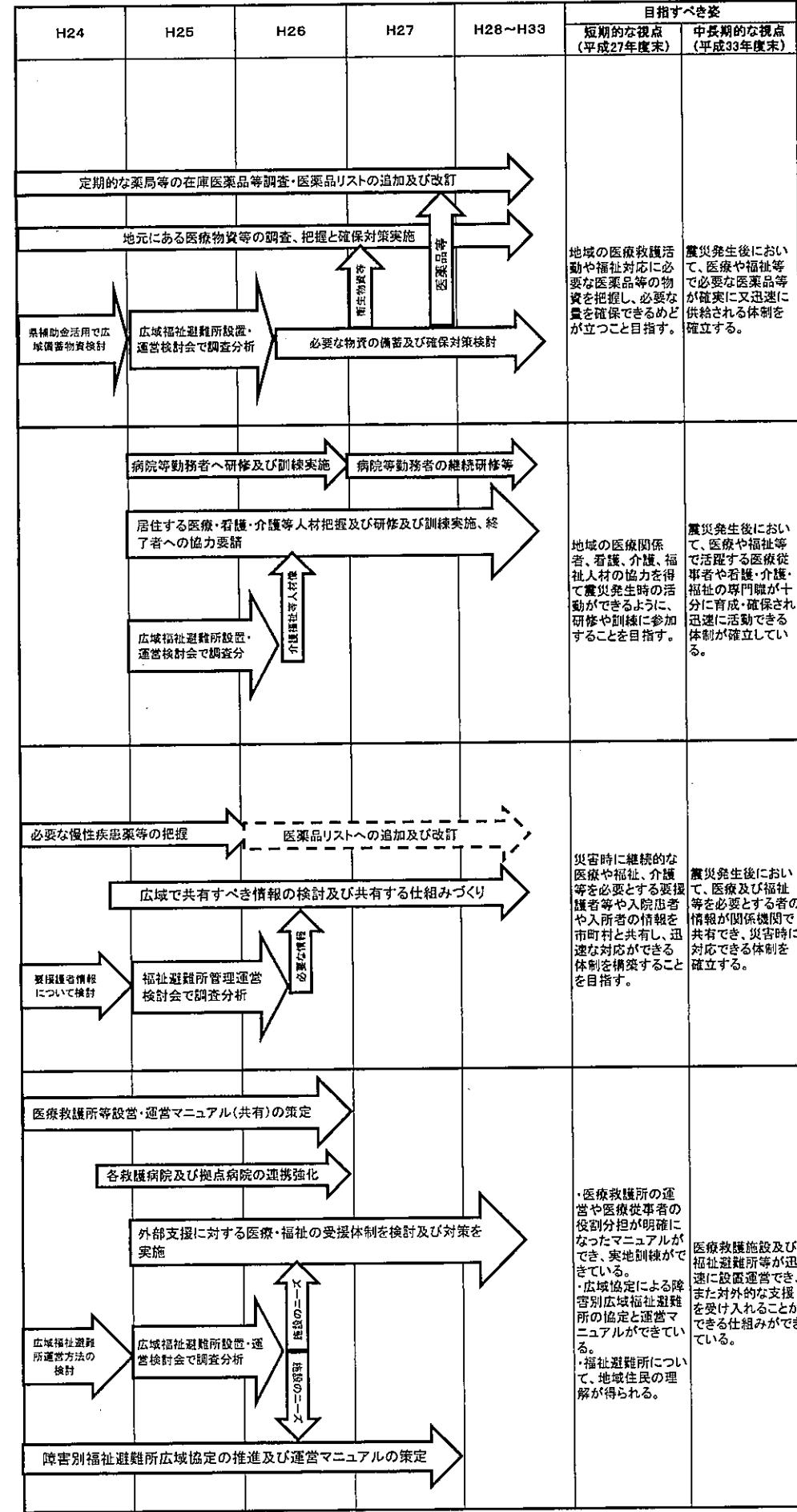
分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		目指すべき姿
					区分	年齢	
保健医療連携により取組む糖尿病重症化予防対策事業	<p>■管内糖尿病標準化死亡比(SMR)の悪化 2005年から2009年の糖尿病SMRは139.5、2006年から2010年の糖尿病SMRは142.9と増加している(高知県の2006年から2010年の糖尿病SMRは92.5)。管内9市町村中、7市町村は糖尿病SMR(2006年から2010年)が100を超える。そのうち2市町村は200を超えていている。</p> <p>■管内の推計糖尿病患者数は5,124名で働き盛りの患者数は2,024名である。(数値は平成19年国民健康・栄養調査からの推計)</p> <p>■栄養士のいない診療所が多く、特定健診、事業所健診により受診勧奨されても受診時に必要である栄養指導が届いていない状況がある。</p>	<p>■平成20年度に安芸地区糖尿病専門部会(医療機関、医師会、行政の委員8名)を立ち上げ糖尿病患者の重症化予防や糖尿病予備群の発症予防対策について、人材育成、連携体制の仕組みづくり、地域ぐるみの予防活動について検討を始め、22年度から安芸圏域糖尿病連携バスの運用を始めた。</p> <p>20年度:糖尿病専門部会立ち上げ 21年度:糖尿病専門部会6回 コメディカル勉強会5回</p> <p>22年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バスの作成試行、運用 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会2回</p> <p>23年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バス(13件実施) 関係医療機関6機関) 糖尿病地域連携講演会(3月9日) コメディカル勉強会3回</p>	<p>■連携体制づくりの充実強化 1 安芸地区糖尿病専門部会の取り組みの他の地区への拡大 安芸郡医師会の中芸地区、芸東地区において、行政を交えた糖尿病対策が協議され、安芸地区糖尿病専門部会をそれぞれの代表者を交えた管内全体の対策を協議する糖尿病専門部会に拡大する。 (1)安芸地区糖尿病専門部会(安芸地区医師会)管内全域を視野に入れ取り組む</p> <p>2 糖尿病治療患者が栄養指導を受けられる地域モデルの構築 無床診療所の多い地区において、初回受診時から栄養指導が実施できる仕組みづくりを24年度はモデル地区を決め実施する。併せて、検討会を持ち栄養指導マニュアルを作成し、栄養指導の研修会も実施する。医療機関からの依頼を指導者(地域栄養士等)へつなぎ、定期的に医療機関に勤務する形で実施し、24年度のモデル地区での取り組みを基に、25、26年度地区を広げ、保険者と医療機関との連携した取り組みに繋げる。</p> <p>3 地域ぐるみの予防活動 現在、医師会の3地区中2地区において、糖尿病患者や地域住民が定期的に集い勉強会、食事会等を実施している。自主的な活動に向け支援するとともに、他地区へ拡大する。</p>				<p>■短期的な視点(平成27年度末) ■中期的な視点(平成33年度末)</p> <p>高齢者の糖尿病対策も含め地域ぐるみの保健、医療の連携がされた糖尿病予防活動が実施される。</p>



テーマ【外部支援に入るまでの圏域完結型災害支援体制の整備】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
	避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした地域完結型の態勢づくり(市町村支援及び広域での取り組み)						
1 必要な物資の確保	<p>・医療救護活動に必要な物資等(医薬品、医療材料、衛生材料など)及び福祉避難所で必要な物資(介護用品など)の確保</p>	<p>(医療)地域の薬剤師会と協定を締結し医薬品等を確保している。</p> <p>(福祉)福祉避難所で必要な物資の備蓄ができるていない。</p>	<p>(医療)薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について広域的な協定締結をコーディネートしてきた。</p> <p>(福祉)施設等の意向調査(9.28～10.6)を実施し、福祉避難所で使っている物資について調査を実施した。</p>	<p>(医療)</p> <p>(1)必要な医薬品が薬局等に確実に確保できるか確認できていない。</p> <p>(2)医療材料、衛生材料等が確保されていない。</p> <p>(福祉)</p> <p>(1)災害時に福祉避難所で必要な物資の種類や量の確認ができるない。</p> <p>(2)福祉避難所の物資の保管方法(場所)が課題となっている。</p>	<p>(1)地域に必要な医薬品が確保できることを確認し、必要に応じて備蓄等の対策を検討していく。</p> <p>(2)地域にある医療物資(医療材料及び衛生材料など)を調査し、確保対策を講じていく。</p> <p>(3)福祉施設等の意向調査を踏まえ、計画的な物資備蓄のために県補助等を活用し、市町村の予算確保と広域での備蓄確保を検討していく。</p> <p>(4)福祉避難所や福祉対策で必要な資材等の確保について検討していく。</p>		
2 人材の確保	<p>災害時に対応できる医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保</p>	<p>(医療) 地域の薬剤師会と薬剤師の派遣について協定を締結している。</p> <p>(福祉) (1)地域の看護・介護・福祉人材の把握ができるない。 (2)災害ボランティアの広域対応の仕組みや要援護者支援関係団体の役割分担等について協議が出来ていない。</p>	<p>(医療) 薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について広域的な協定締結をコーディネートしてきた。</p> <p>(福祉) (1)地域の看護協会と災害支援ナース等の人材活用の仕組み等について協議を検討してきた。 (2)高知大学医学部との災害支援学生ボランティアの確保に向けた協議を行った。</p>	<p>(医療)</p> <p>(1)休祭日・夜間に発生した場合の医療従事者の確保が検討されていない。</p> <p>(2)医療従事者の震災発生時の役割が明確になっていない。</p> <p>(福祉)</p> <p>(1)福祉避難所に必要な人材確保や期待される役割の把握ができるない。</p> <p>(2)医療、介護、福祉の人材の活動の場を調整するコーディネーター役がない。</p> <p>(3)看護・介護・福祉人材の育成の仕組みづくりがない。</p>	<p>(1)居住している医療従事者や福祉介護職等に対して研修等を実施し、人材育成を行い、登録制度等による災害時の人材確保を進めていく。</p> <p>(2)救護病院等の医療従事者への研修や訓練を実施し災害時対応ができるようにしていく。</p> <p>(3)福祉避難所や福祉対応で必要とされる人材等ニーズを把握する。</p> <p>(4)福祉をコーディネーターの育成を検討する。</p>		
3 情報の収集および手段の確保	平時からの要援護者情報の把握・情報共有	<p>(1)要援護者等の医療情報等の把握がされていない。</p> <p>(2)システム導入など台帳整備に向け、市町村内で関係機関の情報共有は少しずつ進みだしたが、個別支援計画の策定が進んでいない。</p>	<p>・市町村の要援護者台帳整備に向けての取組みを支援</p> <p>・市町村の要援護者の医薬品情報等を要支援者台帳に入力してもらうよう要請している。</p> <p>・要援護者支援に関する研修会を開催した。</p>	<p>(1)広域で行政、関係機関、団体が情報共有できる仕組みができるない。</p> <p>(2)広域で共有すべき情報やその情報の活用方法等について検討されていない。</p>	<p>(1)要援護者等に必要な医薬品として市町村が把握した情報を医薬品供給リストに追加し確保していく。</p> <p>(2)広域で共有する必要のある要援護者情報を明確にし市町村台帳での整備を進め、情報共有の仕組みづくりを協議していく。</p>		
4 支援要請、受援体制づくり	<p>医療救護活動及び福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立</p>	<p>(医療) 市町村ごとに医療救護所や救護病院を見直している。</p> <p>(福祉) (1)一般避難所での設置場所、福祉対応等の再検討ができないない。 (2)事業者と市町村が福祉避難所の協定を結んでいるのは1市ののみである。 (3)障害別の福祉避難所が必要であるが、各市町村ごとに設置するのは困難である。</p>	<p>(医療) 医療救護活動に必要な人材及び医療物資について、市町村や拠点病院と協議している。</p> <p>(福祉) (1)施設運営者と市町(南国・香南・香美・大豐)の広域福祉避難所(知的・発達障害児者の)設置運営に関する協定締結をコーディネートしてきた。</p> <p>(2)行政と関係施設による福祉避難所の設置・運営に関する勉強会や検討会を開催してきた。</p>	<p>(医療)</p> <p>(1)外部支援を受け入れるための整備ができるない。</p> <p>(2)市町村を越えた連携が十分ではない。</p> <p>(福祉)</p> <p>(1)市町村で要援護者の把握、情報更新の仕組みが未確立。</p> <p>(2)広域福祉避難所開設の手順や広域福祉避難所運営についての行政や協力事業所の具体的な役割が明確になっていない。</p> <p>(3)災害時の広域福祉避難所対象者の調査ができるない。</p>	<p>(1)医療救護所運営管理方法等について広域で共有できる運営マニュアルを作成していく。</p> <p>(2)各救護病院、拠点病院間の連携等を深めていく。</p> <p>(3)市町村の一般避難所での福祉対応や障害別福祉避難所へつなぐの仕組み(トリアージ)を検討していく。</p> <p>(4)障害別広域福祉避難所の協定締結を支援していく。</p> <p>(5)県外からの医療支援チーム、介護・福祉ボランティア等の受援体制を整備していく。</p>		

【 中央東福祉保健所 】



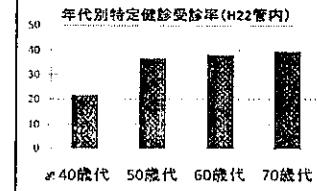
テーマ【市町村ごとの地域包括ケアシステム構築への取組(在宅療養)】

【中央西福祉保健所】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28~H33	目標すべき姿	
					区分	年齢							
県民とともに医療環境を守り育てる II 連携による適切な医療体制の確保 2 在宅医療の推進	ともに支えながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現	中央西地域は、県平均より高齢化が進展し、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の割合も高いことから、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという住民ニーズを満たすためには、医療・介護・福祉の充足・連携による十分なケアと住民同士の支え合いが必要。	1)中央西地域保健医療福祉推進会議による在宅療養の推進、保健・医療・福祉の連携促進等に関する検討・実践 ◆介護職のスキルアップ研修会【H21~22】 ◆在宅医療チーム会議の設置【H21】 ◆在宅療養住民啓発講演会【H21~22】 ◆土佐市退院時カンファレンス勉強会【H21】 ◆在宅支援の有償ボランティア団体の創設【H22】 ◆死生観や望む暮らしを書きとめる中央西地域版「私らしい暮らしの連絡票」の作成と普及【H22~23】 ◆ケアマネのケアマネジメント力向上研修会【H23】	1)在宅療養を支える医療・介護環境、体制の整備 ◆急性期・回復期・療養病床の医療機関、かかりつけ医、介護事業所、地域包括支援センターの連携 ◆在宅移行支援の円滑化・適正化 *在宅移行支援を効果的に実施するための入院時スクリーニングシートを使用する病院が少ない(4/15施設26.7%) *入院2日までにアセスメントが実施されている病院が少ない(7/15施設46.7%)	住民が住み慣れた地域で最期まで暮らるために必要な医療・介護・福祉、地域が連携した「市町村ごとの地域包括ケアシステムの構築」に以下の事業により取組む。								医療・介護・福祉の連携、支え合いの地域づくりが進み、安心して在宅療養できる地域になっている。
I 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 医療・介護・福祉のネットワークづくり		◆自宅で介護を受けたいというニーズが高い。(仁淀川広域44.9%、高岡北広域52.9%、県平均41.5%)【H22県民世論調査】 ◆在宅で最期を迎える人の割合が低い。(管内平均8.2%、県平均12.4%)【H22人口動態調査】 ◆管内の在宅療養支援診療所が4施設と少ない。【H23】 ◆利用者が入院中に医療機関と十分連携できている介護事業所が26%・30事業所と少ない。【H23吾川郡医師会調査】 ◆利用者のかかりつけ医と十分連携出来ている介護事業所が17%・20事業所と少ない。【H23吾川郡医師会調査】 ◆要介護者の重度化が進んでいる。 ◆地域での支え合いの力が弱まっていると県民の55.8%を感じている。【H21県民世論調査】 ◆小地域見守りネットワークのある市町村は、佐川町、日高村と少ない。【H23】	2)中央西地域包括ケアシステム構築事業による医療機関を中心とした在宅移行支援・病病連携・医療介護の連携等の促進【H22~】 ◆中央西地域医療連携協議会による事業の推進・進捗管理【H22~】 ◆在宅療養推進にかかる医療・介護関係者の研修会【H22~】 ◆先進地視察研修【H23~】 ◆在宅医療に関する管内医療機関の実態調査【H22】 ◆医療機関等との連携に関する管内介護事業所の実態調査【H23】 ◆公立病院の退院支援システム構築に向けた院内協議会・研修会・退院前カンファレンスの実施【H22~】 ◆退院調整に係る入院時スクリーニングシートの作成【H23】 ◆在宅移行支援モデル病院(白菊園病院、さくら病院、前田病院)との連絡会・研修会の開催【H23~】 ◆公立病院と地域包括支援センターとの定期的な連絡会(土佐市民病院【H22~】、仁淀病院【H23~】、高北病院【H23~】) ◆要介護者の重度化が進んでいる。 ◆地域での支え合いの力が弱まっていると県民の55.8%を感じている。【H21県民世論調査】 ◆小地域見守りネットワークのある市町村は、佐川町、日高村と少ない。【H23】	1)日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会(中央西地域保健医療推進会議)による在宅療養の推進、保健・医療・福祉の連携促進等に関する検討・情報共有 2)中央西地域包括ケアシステム構築事業の継続 ◆公立病院の在宅移行支援システム構築に向けた院内協議会・研修会・退院時カンファレンス・地域包括支援センターとの連絡会等の開催 ◆入院時スクリーニングシートの在宅移行支援モデル病院への普及 ◆在宅移行支援モデル病院における在宅移行支援の円滑化、充実に向けた取り組み									◆入院2日目までに退院調整要否のアセスメントを実施する病院が増加する。 ◆アセスメントに入院時スクリーニングシートを使用する病院が増加する。 ◆多職種による退院前カンファレンスを開催する病院が増加する。 ◆公立病院における退院前カンファレンスの回数、在宅復帰者数が増加する。 ◆退院後にかかりつけ医と全く連携出来ていない居宅介護支援事業所が減少する。
		3)土佐市地域ケア体制整備事業による在宅移行支援、医療・介護・地域包括支援センターの連携強化【H22~23】 ◆土佐市の市民病院、地域包括支援センター、事業所ケアマネによる円滑な在宅移行支援に向けた事例検討会の開催、在宅移行支援フローチャート・入院時情報提供シートの作成 4)在宅療養を推進する団体の育成【H20~】 ◆「いの包括ケアネットワーク研究会」発足、同会議の研修会・講演会開催への支援【H20~21】 ◆「ずっとここで暮らす応援団」の発足、応援団の研修会・講演会、出前講座等の開催・啓発資料製作への支援【H21~】 5)在宅療養の住民への啓発【H23~】 ◆パネル・ポスター・リーフレットの製作・活用 6)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】 7)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市の支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 8)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】	2)在宅療養の当事者である高齢者の生活機能改善への取組が不十分 ◆高齢者の生活機能改善・自立支援・重度化防止に向けたケアプランの作成、サービスの提供 3)ケアマネジメント力向上事業の実施 ◆モデル市町村における地域ケア会議、研修会の開催及び管内市町村への公開により、保険者、地域包括支援センター、介護事業所等多機関・多職種の協働によるケアプランの適正化を図り、高齢者の生活機能の向上、関係者の意識変容、介護サービスの質の向上による高齢者の自立支援に取組む。 4)在宅療養を推進する団体の育成 ◆「ずっとここで暮らす応援団」「いの包括ケアネットワーク研究会」等への活動支援 5)住民啓発の拡大 ◆「在宅療養啓発パネル・リーフレット」「見守り・見守られリーフレット」を活用した出前講座等の実施 6)小地域見守りネットワーク事業の継続 ◆支え合いのマップづくりの実践、拡大 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆事例検討によるより良い見守り活動の検討								◆3市町村で地域ケア会議の開催等、自立支援型ケアマネジメントが実践される。 ◆適正な(自立支援・重度化防止)ケアプラン、介護サービス計画が作成される。 ◆要支援→自立、要介護1・2→要支援など改善者が増加する。 ◆在宅死・在宅療養を選択する住民が増加する。		
													◆希望すれば、在宅死・在宅療養を選択することができる環境が整備されている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【須崎福祉保健所】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢						目指すべき姿
							H24	H25	H26	H27	H28~H33	
地域と職域が連携した健康づくり		<ul style="list-style-type: none"> ■管内の生活習慣病の標準化死亡比(SMR)は全国並みであるが、働き盛りの男性については過剰死亡を生じており、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患のすべてにおいて高知県全体の水準よりも悪い状況にある。 ■管内の事業所は、50人以上の事業所が約100箇所、50人未満が約4,000箇所あり、小規模事業所の労働者を中心に健康管理は不十分 ■市町や関係団体と職域が連携した取り組みは少ない。 ■市町は健康増進計画の中で職域との連携を掲げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康づくり推進部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業保健センター・市町と協働した健康教育 ・管内の働き盛りの健康課題解決のため実生活をもとにした健康づくり手引書と健康づくり情報を掲載した「生活習慣病指南書」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域と職域が連携した健康づくりを推進するための仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・働き盛りの労働者を中心とした健康づくり ・事業主の労働者の健康管理への意識高揚に向けたアプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢地域保健医療福祉推進協議会健康づくり推進部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域・住民代表からなる部会で具体的な取組の協議・調整と進捗管理 ■生活習慣病予防指南書による啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防指南書をツールとして市町、地域産業保健センター、労働基準監督署、商工会、JA等民間団体と連携した職域集団の会合等での健康教育を展開 ・各事業所が健康教育に取り組めるように、上記団体や市町が連動した支援体制づくりに向けて調整 		健康づくり推進部会での協議・調整、取組の進捗管理					<ul style="list-style-type: none"> ■働き盛りの健康づくりの重要性について事業主の理解を深め、管内の30%以上の事業所が年に1回は健康教育に従業員を参加させる。
特定健診の受診機会の確保		<ul style="list-style-type: none"> ■特定健診国保受診率は全体では増加傾向にあるが、40歳代の受診者は少ない。  年代別特定健診受診率(H22管内) 50 40 30 20 10 0 ※40歳代 50歳代 60歳代 70歳代 ■受診者の利便性を高めるため、個別健診の取組を進めているが、受診者は伸び悩んでいる。 【管内市町国保個別健診受診数】 H21年 約1650人 H22年 約1330人 (国保連合会月例報告から) ■被用者保険の受診状況は未把握 	<ul style="list-style-type: none"> ■団体と協働した受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり婦人会、食生活改善推進協議会等の研修等 ・健康づくり団体育成支援事業実施市町への支援 中土佐町、津野町 ・市町における集団健診の円滑な実施への支援 ・担当者の意見交換・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ■特定健診の受診率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関での個別健診環境整備(働き盛りの受診率向上) ■市町の国保以外の住民も含めた受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ■特定健診個別健診受診促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関での健診実施の円滑化支援～医療機関での体制づくり促進～ ■市町での受診勧奨強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国保以外の被保険者も含めた健診受診勧奨 ■管内団体と協働した啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり婦人会等と協働 		検討結果に基づく取組					<ul style="list-style-type: none"> ■市町国保の特定健診受診率が管内全体でH24より10ポイント上昇する。 ■個別健診受診者数がH22の1.2倍になる。
働き盛りの歯周病予防対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ■成人期の歯科保健事業は2市町で未実施。 ■働き盛りの歯科医での定期健診は少なく(H23年須崎市40~54歳26%・全年齢37%)、歯周病が多い(H23年須崎市40~54歳の進行した歯周病39%) ■45歳ごろから喪失歯が増加し、6024達成者は約6割(H23年津野町63%、県平均67%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■成人期の歯科保健相談・評価支援(中土佐町) 	<ul style="list-style-type: none"> ■成人期の歯科健診・歯周病予防の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■歯科保健地域連絡会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健医療の現状や課題を関係者で協議し具体的な対策を実施 ■地域産業保健センターと連携し、歯周病予防に取り組む事業所への健康教育の実施 		市町・団体と協働した受診啓発活動(被用者も含めた)					<ul style="list-style-type: none"> ■60歳で24本残存歯がある人が75%いる。 ■歯周病予防のため、かかりつけ歯科医または市町歯科保健相談で年に1回健診受ける人が50%になる。
たばこ対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ■喫煙者が減少していない実態もある(須崎市男性 H19年 23%→H22年 27%) ■受動喫煙防止対策として公共施設では92%が施設内禁煙となり取組が拡大しているが、職場や家庭における禁煙サポートや受動喫煙防止に向けた取組は未把握。働き盛りの男性の約6割が非喫煙者であることから(H18年県民・健康栄養調査男性喫煙者40歳代36%、50歳代42%)職場での受動喫煙防止対策が未実施の場合健康被害は大きいことが予想される。 ■禁煙サポート隊は4名と少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町庁舎の禁煙支援 <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査・指導 ■健康づくり推進部会と協働し重点施設(医療機関・薬局・公民館等)の禁煙に取り組む ■重点施設の実態調査 ■学校保健との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・中土佐町の中学生への出前授業支援 ・実態調査分析支援 ■市町の健康増進計画における取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・たばこの項目の評価支援等 ■禁煙サポート隊養成(管内) H22養成 薬剤師 3名 H23養成 助産師 1名 	<ul style="list-style-type: none"> ■禁煙をサポートする環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙サポート隊の養成(薬剤師、医療関係者等)・活動のフォローアップ ・家族ぐるみの禁煙推進のため、家庭内喫煙の実態を把握し、結果に基づく防煙対策の実施 ■受動喫煙防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・働き盛りの利用する施設を重点取組対象施設(飲食店等)として現状把握・指導 ・事業所における禁煙・分煙状況調査(協力事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ■禁煙をサポートする環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙サポート隊の養成(薬剤師、医療関係者等)・活動のフォローアップ ・家庭内喫煙の実態把握 ■事業所・乳幼児健診や保護者会での啓発 		禁煙サポート隊養成・活動のフォローアップ					<ul style="list-style-type: none"> ■男性の喫煙者が25%以下になる。 ■家庭での受動喫煙をH24年度の実態調査結果より10ポイント下げる。
市町における推進戦略の構築		<ul style="list-style-type: none"> ■全市町に健康増進計画を策定しているが、PDCAサイクルによる計画評価の体制が不十分。 ■住民参加の具体的な活動計画が未策定 ■市町において、保健福祉分野全般にわたり、取組課題が山積。増大・複雑化する業務・活動への資源配分に苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町の計画改定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・H22 植原町 ・H23 須崎市・津野町 ■市町の計画推進のための活動計画策定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・H23 植原町 ■計画に参画する福祉保健所職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町における推進戦略の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■市町健康増進計画推進支援 <ul style="list-style-type: none"> ・須崎市・津野町の健康増進計画の改定支援 ・市町の健康増進計画の評価を支援 ・住民参加の改定や活動計画づくりを支援 ■市町の保健業務・活動の再構築支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保健業務・活動の“再構築”支援を協働実践方式で、パリオット的に実施。(業務・活動の体系や現場実践の分析・評価→選択と集中、効率化等の検討) 		計画のPDCAの構築					<ul style="list-style-type: none"> ■市町が主体的に年1回はPDCAで計画の進捗管理ができる。 ■住民団体等が計画の推進に役割を担うことができる。 ■市町において保健業務・活動の継続的な見直し・改善が行われている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～ともに支えあいながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現】

【 帰多福祉保健所 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
					区分	年齢							
III 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	○医療と介護の連携 (多職種・地域連携)	●高齢者の口腔ケアが、介護の現場等で後回しになっている ・歯科治療は行っても、口腔ケアの重要性が現場で認識されていない ・介護保険での口腔ケア対応がほとんどなされていない ・高齢者の誤嚥性肺炎のリスクが高い	●多職種への口腔ケアの普及・周知 ・歯科、介護職人材を対象に認知症高齢者の口腔ケア実技者研修、口腔機能向上等の各種研修会の開催 ・四十市において「介護保険の居宅療養管理指導」に結びつけることを目的に口腔ケア事業をH23年度から実施中	●多職種の口腔ケア実技の習得 ●口腔ケアの重要性の周知・啓発 ●介護保険を活用した口腔ケアの実施	【多職種への口腔ケアの普及・周知】 ●口腔ケア実技者研修会の開催(集合研修、施設内研修の検討) ●口腔機能向上の施設支援 <参考> ※院内肺炎における誤嚥性肺炎の割合 70代で70% 80代で80% 90代で90% (東北大学老年・呼吸器内科チームの研究参考)							高齢者が病院、施設、居宅 何処に住んでも口腔ケアが行われて、誤嚥性肺炎を防いでいく	
	●病院と居宅介護支援事業所との情報提供の連携が不十分 ・入院時、退院時にケアマネと病院との連携が不十分である ・統一様式を作成して(入退院・入退所連絡票)、管内の各居宅介護支援事業所等に普及を図っている	●入退院・入退所連絡票の普及 ・「地域医療の連携を考える会議」の設置(H20,21) ・H22:土佐清水市において連絡票運用開始 H23:管内の他市町村への運用開始	●病院と居宅介護支援事業所との連携 ●統一様式を活用した取組みの拡充	【入退院・入退所連絡票の普及】 ●幅多全域での運用支援 ●嚥下食(食形態一覧表)の記入など様式の修正を常に検討する								目標指標 65歳以上の全死亡数に占める肺炎による死者割合を下げる H27年度末11% H33年度末10%	
	●各病院、施設での治療食の食形態や呼び名が異なっており、転院等により誤嚥のリスクがある ・食形態一覧表を作成したが呼び名や形態を統一することは困難な状況	●栄養士ネットワークと連携した在宅介護での嚥下食の検討 ・H22:食形態調査に基づく一覧表の作成(病院、施設) ・H23:嚥下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催 ・H23:在宅介護の現状を把握し、関係職種の意見を聞く(30事業所、6市町村包括)	●病院、施設、居宅での多職種での連携	【栄養士ネットワークと連携した取り組み】 ●嚥下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催								<参考データ H22> 幅多管内の65歳以上死者数:1,272人 内肺炎による死者数:162人(12.74%) (高知県:12.60% 全国:11.26%)	
	●認知症家族の会が会員の経験を元に相談を受け付けている ・会員は専門的な研修を受けていない為スキルが不足している	●認知症家族の介護負担軽減のための支援強化 ・在宅介護を行う家族等を対象にした交流会や研修会の支援	●家族会の相談員のスキルアップ	【認知症家族の介護負担軽減のための支援強化】 ●家族会が実施する相談事業への支援(研修会の開催) ●在宅介護を行う家族等を対象にした交流会や研修会の支援								・あったかふれあいセンターごとに地域のニーズに対応した取組みができる ・集落活動センターであったかふれあいセンターの機能が発揮される	
	●管内市町村での住民座談会やアンケート結果より、高齢者の見守り問題や生活課題が出てきた ・買い物弱者、移動手段に困っている。	●管内のあったかふれあいセンターの機能強化、運営支援 ・あったかふれあいセンター職員の研修会 ●市町村の地域福祉計画、活動計画策定支援 ・各地域での座談会参加、作業部会での策定支援 ●住民座談会の開催 ・西土佐地区、四万十井沢地区、宿毛平田地区での開催	●地域の課題解決のために関係機関等と連携した取組みや仕組みづくりが必要	●あったかふれあいセンター職員の育成支援 ・運営協議会での意見交換会 ・スキルアップのための研修会の開催 ●集落活動センターの「あったかふれあいセンター」的機能への支援								・あったかふれあいセンターの事業展開の拡大と集落活動センターと融合した取組みが行われる	